

令和4年度

大気汚染及び水質汚濁等の状況

令和5年8月

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

目 次

I 測定結果の概要	1	(11) 志太水域(河川)	66
II 大気汚染の状況		(12) 大井川水域(河川)	67
1 大気汚染の概況		(13) 榛南小笠水域(河川)	68
(1) 大気汚染の監視	3	(14) 太田川水域(河川)	69
(2) 環境基準	5	(15) 天竜川水域(河川・湖沼)	70
(3) 環境基準の達成状況	6	(16) 馬込川水域(河川)	71
2 汚染物質別の大気汚染の状況		(17) 浜名湖水域(海域・河川・湖沼)	72
(1) 二酸化硫黄	7	(18) 梅田川水域(河川)	76
(2) 二酸化窒素	8	(19) 遠州灘水域(海域)	77
(3) 一酸化炭素	9	3 地下水の水質汚濁の状況	
(4) 浮遊粒子状物質	10	(1) 地下水の監視	78
(5) 光化学オキシダント	11	(2) 環境基準	79
(6) 微小粒子状物質	12	(3) 測定値及び環境基準の達成状況	79
(7) 非メタン炭化水素	13	V ダイオキシン類の状況	
3 大気測定局測定結果		1 ダイオキシン類の環境調査	89
(1) 一般環境大気測定局	15	2 ダイオキシン類に係る環境基準	89
(2) 自動車排出ガス測定局	21	3 環境基準の達成状況	89
III 有害大気汚染物質の状況		4 ダイオキシン類環境調査結果	90
1 有害大気汚染物質の概況		VI 未規制化学物質等の状況	
(1) 調査概要	24	1 調査概要	96
(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準	24	2 調査物質	96
(3) 環境基準の達成状況	25	3 調査地点及び調査対象	96
2 PRTR制度対象化学物質の状況		4 調査結果	96
(1) 調査概要	28	VII 自動車騒音の状況	
(2) 調査結果	28	1 自動車騒音の常時監視	98
IV 水質汚濁の状況		2 道路に面する地域の環境基準	98
1 公共用水域の水質汚濁の概要		3 自動車騒音の常時監視結果	
(1) 公共用水域の監視	30	(1) 面的評価	99
(2) 環境基準	31	(2) 騒音測定地点における測定結果	102
(3) 環境基準の達成状況	38	VIII 航空機騒音の状況	
(4) 水質の現況と推移	45	1 航空機騒音の監視	106
2 水域別の水質汚濁の状況		2 航空機騒音の環境基準	106
(1) 伊豆水域(河川・湖沼)	55	3 航空機騒音の調査結果	107
(2) 伊豆沿岸水域(海域)	56	IX 新幹線鉄道騒音の状況	
(3) 鮎沢川水域(河川)	57	1 新幹線鉄道騒音の監視	108
(4) 狩野川水域(河川)	58	2 新幹線鉄道騒音の環境基準	108
(5) 田子の浦水域(河川)	59	3 新幹線鉄道騒音の調査結果	109
(6) 富士川水域(河川・湖沼)	60	X 新幹線鉄道振動の状況	
(7) 奥駿河湾水域(河川)	61	1 新幹線鉄道振動の監視	110
(8) 奥駿河湾水域(海域)	62	2 新幹線鉄道振動の指針値	110
(9) 西駿河湾水域(海域)	64	3 新幹線鉄道振動の調査結果	110
(10) 静岡水域(河川)	65		

I 測定結果の概要

※ 1 大気汚染の状況の()内の数字は有効測定局数を示す。

※ その他の()内の数字は測定地点数を示す。

1 大気汚染の状況

(1) 一般環境大気測定局

二酸化硫黄(26)、二酸化窒素(46)、一酸化炭素(3)、浮遊粒子状物質(43)及び微小粒子状物質(32)については、全ての有効測定局(年間6,000時間(微小粒子状物質は250日)以上測定した局)で環境基準を達成した。光化学オキシダント(43)は依然として有効測定局43局全てで環境基準を達成しなかった。

(2) 自動車排出ガス測定局

二酸化硫黄(1)、二酸化窒素(10)、一酸化炭素(9)、浮遊粒子状物質(9)及び微小粒子状物質(7)は、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

2 有害大気汚染物質の状況

(1) 有害大気汚染物質

ベンゼン(14)、トリクロロエチレン(14)、テトラクロロエチレン(14)及びジクロロメタン(14)は、全ての測定地点で環境基準を達成した。

(2) PRTR 対象物質

PRTR 対象物質の調査では、測定した9物質が全ての調査地点(6)で検出された。トルエンが最も高濃度で検出され、ジクロロメタン、エチルベンゼンの順に濃度が高かった。

3 水質汚濁の状況

(1) 公共用水域

生活環境の保全に関する項目の河川におけるBOD、湖沼・海域におけるCODは、河川(64)の62地点、湖沼(2)の1地点、海域(54)の50地点で環境基準を達成した。

浜名湖の全窒素及び全リンについては、全測定地点で環境基準を達成した。また、佐久間ダム貯水池の全リンは環境基準を達成した。

人と健康の保護に関する項目については、全測定地点(136)で環境基準を達成した。

(2) 地下水

地下水の概況を把握するための環境モニタリング調査(39)では、全測定地点で環境基準を達成した。

これまでの調査で環境基準を達成しなかった地区を継続監視するため実施している定点モニタリング調査では、39地区135地点のうち、29地区42地点で環境基準を達成しなかった。

4 ダイオキシン類の状況

大気(24)、地下水(14)、水質(43)、土壌(15)及び底質(41)について、全地点で環境基準を達成した。

5 未規制化学物質等の状況

5河川(5)の水質において、内分泌かく乱作用の疑いのある2物質を調査し、4地点で1物質が検出された。公共用水域1地点において、有機スズ化合物2物質を調査し、目安値を達成した。

6 自動車騒音の状況

面的評価では、道路（総延長 2,395.6km）に面する地域の住居等（266,754戸）のうち、昼間及び夜間とも環境基準を達成したのは 97.5%であり、昼間のみは 1.0%、夜間のみは 0.5%であった。

7 航空機騒音の状況

航空自衛隊静浜基地（2）及び航空自衛隊浜松基地（2）において騒音測定を実施した結果、全測定地点で環境基準を達成した。

8 新幹線鉄道騒音の状況

新幹線沿線地域の軌道から 25mの地点（24）のうち、17 地点（70.8%）で環境基準を達成した。

9 新幹線鉄道振動の状況

新幹線沿線地域の軌道から 25mの地点（9）のうち、全地点で指針値に適合した。

II 大気汚染の状況

1 大気汚染の概況

(1) 大気汚染の監視

大気汚染防止法第22条の規定により、県及び大気汚染防止法の政令市（静岡市、浜松市）は、大気汚染の常時監視を実施し、他の市町においてもそれぞれの地域の状況に応じて監視を実施している。常時監視項目と測定局数は、次の表のとおりである。また、監視地点は、図II-1のとおりである。

表II-1-(1) 大気環境監視項目ごとの一般環境大気測定局数（※1）

監視機関 監視項目	県	政令市（※2）		その他市町	計
		静岡市	浜松市		
二酸化硫黄	10(9)	5(5)	4(4)	9(8)	28(26)
二酸化窒素	19(18)	9(9)	7(7)	12(12)	47(46)
一酸化炭素	—(—)	1(1)	1(1)	2(1)	4(3)
浮遊粒子状物質	15(15)	9(9)	6(6)	13(13)	43(43)
微小粒子状物質	19(18)	8(8)	6(6)	—(—)	33(32)
光化学オキシダント	19(19)	11(11)	9(9)	4(4)	43(43)
非メタン炭化水素	6(5)	3(3)	3(3)	2(1)	14(12)
計	88(84)	46(46)	36(36)	42(39)	212(205)

※1 表の数字は、令和4年度の中で廃止及び設置した測定局分を含む。

※2 大気汚染防止法第31条に基づく政令市である。

※（ ）内の数字は有効測定局数である。

表II-1-(2) 大気環境監視項目ごとの自動車排出ガス測定局数（※1）

監視機関 監視項目	県	政令市（※2）		その他市町	計
		静岡市	浜松市		
二酸化硫黄	—(—)	1(1)	—(—)	—(—)	1(1)
二酸化窒素	3(3)	2(2)	3(3)	2(2)	10(10)
一酸化炭素	3(3)	2(2)	2(2)	2(2)	9(9)
浮遊粒子状物質	3(2)	2(2)	3(3)	2(2)	10(9)
微小粒子状物質	3(3)	1(1)	3(3)	—(—)	7(7)
光化学オキシダント	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)	—(—)
非メタン炭化水素	3(3)	2(2)	2(2)	2(2)	9(9)
計	15(14)	10(10)	13(13)	8(8)	46(45)

※1 表の数字は、令和4年度の中で廃止及び設置した測定局分を含む。

※2 大気汚染防止法第31条に基づく政令市である。

※（ ）内の数字は有効測定局数である。

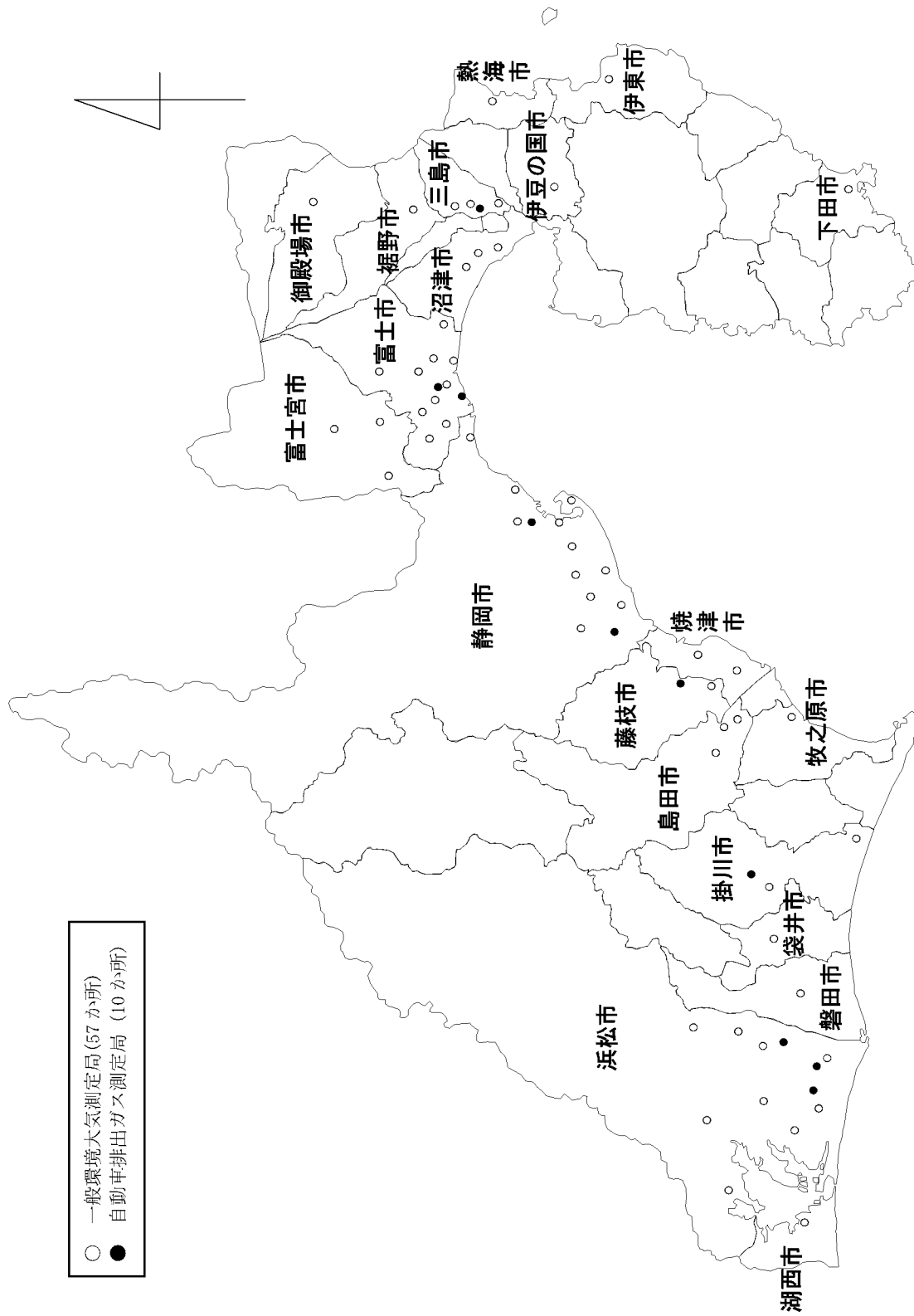


図 II-1 大気環境監視地点

(2) 環境基準

人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質についての環境基準が表Ⅱ-2のとおり定められている。

なお、微小粒子状物質については、平成21年9月9日に環境基準が設定された。

表Ⅱ-2 大気環境に係る環境基準と評価の方法

項目	環境基準	評価の方法	
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	長期的評価	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	短期的評価	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期的評価	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が35μg/m ³ 以下であること。(短期基準)
			1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。(長期基準)

- (注) 1 1日平均値は、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には、評価の対象としない。
- 2 年間の測定時間数が6,000時間(微小粒子状物質は250日)に満たない測定局については、長期的評価において評価の対象としない。

(3) 環境基準の達成状況

一般環境大気測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

一方、光化学オキシダントについては、依然として全ての有効測定局で環境基準を達成しなかった。

自動車排出ガス測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

大気環境に係る環境基準の達成状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については長期的評価で行い、光化学オキシダントについては短期的評価を行った。

表Ⅱ-3-(1) 一般環境大気測定局における環境基準の達成状況

項目		物質名	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子状 物質 (PM2.5)	光化学 オキシダント (Ox)
4 年 度	測定局数		28	47	4	43	33	43
	有効測定局数		26	46	3	43	32	43
	達成測定局数		26	46	3	43	32	0
	達成率 (%)		100	100	100	100	100	0
3 年 度	測定局数		30	47	4	43	33	43
	有効測定局数		28	45	4	41	28	43
	達成測定局数		28	45	4	41	28	0
	達成率 (%)		100	100	100	100	100	0

(注) 有効測定局とは、年間6,000時間(微小粒子状物質は250日)以上測定した局(光化学オキシダントを除く。)をいう。

表Ⅱ-3-(2) 自動車排出ガス測定局における環境基準の達成状況

項目		物質名	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子状 物質 (PM2.5)	光化学 オキシダント (Ox)
4 年 度	測定局数		1	10	9	10	7	—
	有効測定局数		1	10	9	9	7	—
	達成測定局数		1	10	9	9	7	—
	達成率 (%)		100	100	100	100	100	—
3 年 度	測定局数		1	10	9	10	7	—
	有効測定局数		1	10	9	10	7	—
	達成測定局数		1	10	9	10	7	—
	達成率 (%)		100	100	100	100	100	—

(注) 有効測定局とは、年間6,000時間(微小粒子状物質は250日)以上測定した局(光化学オキシダントを除く。)をいう。

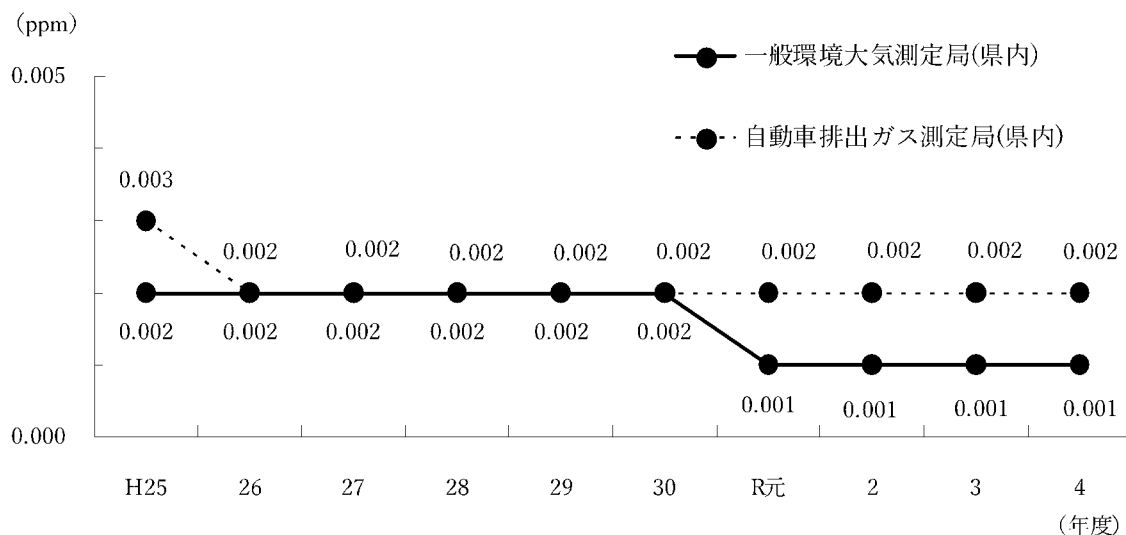
2 汚染物質別の大気汚染の状況

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄については、一般環境大気測定局 28 局（有効測定局 26 局）、自動車排出ガス測定局 1 局（有効測定局 1 局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値では、一般環境大気測定局は 0.001 ppm、自動車排出ガス測定局は 0.002 ppm で、近年においては、ほぼ横ばい状態で推移している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図Ⅱ－2 及び表Ⅱ－4 のとおりである。



図Ⅱ－2 二酸化硫黄の経年変化 (有効測定局平均)

表Ⅱ－4－(1) 二酸化硫黄の環境基準の達成状況 (一般環境大気測定局)

項目	年度									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
有効測定局数	34	33	33	33	31	33	30	27	28	26
達成局数	34	33	33	33	31	33	30	27	28	26
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表Ⅱ－4－(2) 二酸化硫黄の環境基準の達成状況 (自動車排出ガス測定局)

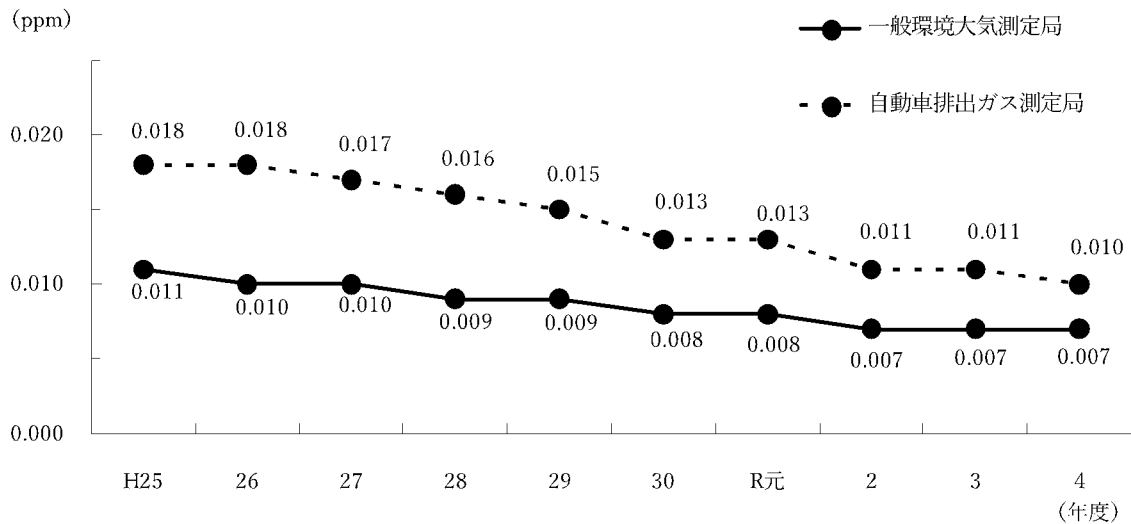
項目	年度									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
有効測定局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
達成局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素については、一般環境大気測定局 47 局（有効測定局 46 局）、自動車排出ガス測定局 10 局（有効測定局 10 局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値は、一般環境大気測定局は 0.007 ppm であり、また自動車排出ガス測定局は 0.010 ppm と、いずれの値とも、近年においてはわずかながら減少傾向を示している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図Ⅱ－3 及び表Ⅱ－5 のとおりである。



図Ⅱ－3 二酸化窒素の経年変化 (有効測定局平均)

表Ⅱ－5－(1) 二酸化窒素の環境基準の達成状況 (一般環境大気測定局)

項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
有効測定局数	49	48	48	46	47	46	45	43	45	46
達成局数	49	48	48	46	47	46	45	43	45	46
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表Ⅱ－5－(2) 二酸化窒素の環境基準の達成状況 (自動車排出ガス測定局)

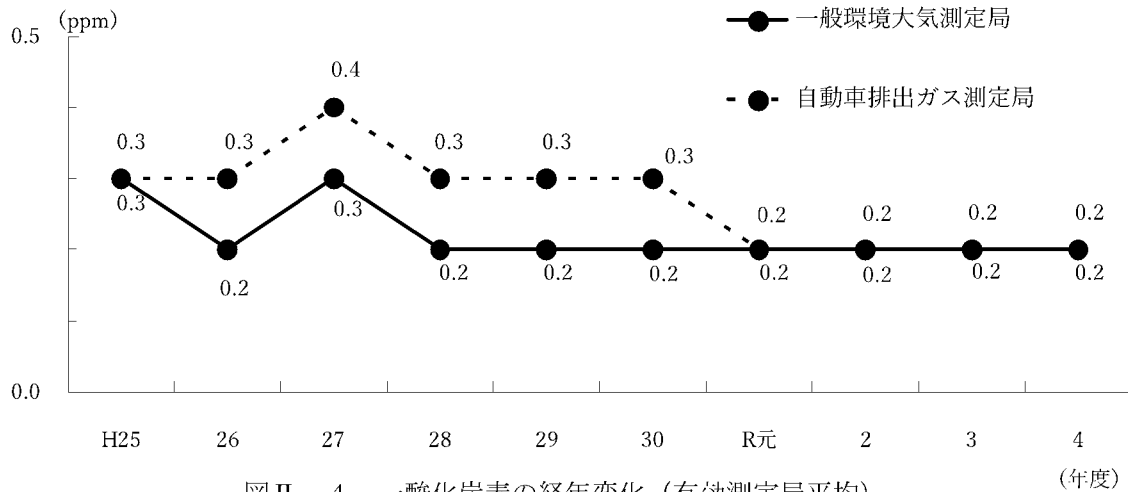
項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
有効測定局数	9	9	10	9	10	10	10	10	10	10
達成局数	9	9	10	9	10	10	10	10	10	10
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(3) 一酸化炭素

一酸化炭素については、一般環境大気測定局4局（有効測定局3局）、自動車排出ガス測定局9局（有効測定局9局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値では、一般環境大気測定局は0.2 ppm、自動車排出ガス測定局は0.2 ppmで近年においてはほぼ横ばい状態で推移している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図Ⅱ－4及び表Ⅱ－6のとおりである。



図Ⅱ－4 一酸化炭素の経年変化 (有効測定局平均)

表Ⅱ－6－(1) 一酸化炭素の環境基準の達成状況 (一般環境大気測定局)

項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
有効測定局数	3	3	4	4	4	4	4	4	4	3
達成局数	3	3	4	4	4	4	4	4	4	3
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表Ⅱ－6－(2) 一酸化炭素の環境基準の達成状況 (自動車排出ガス測定局)

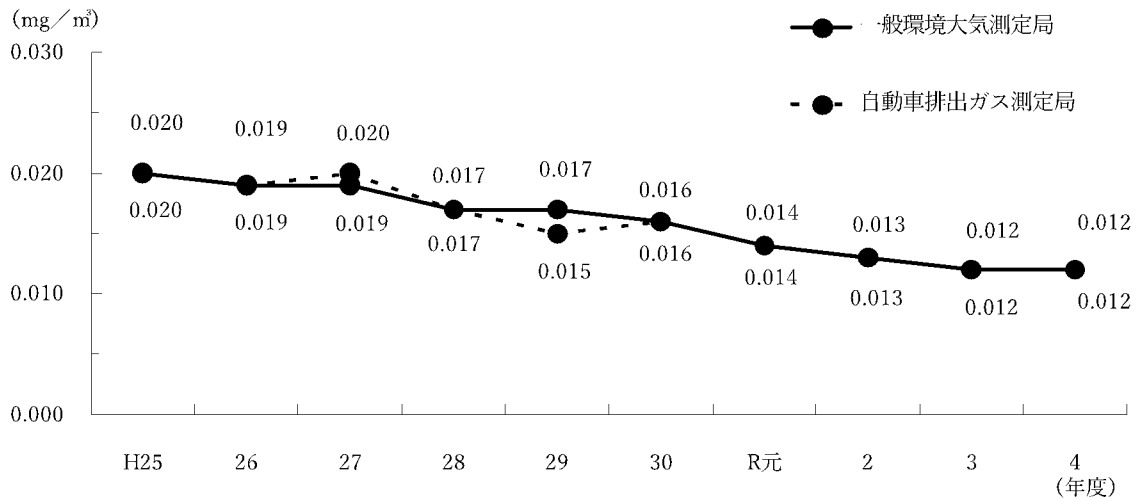
項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
有効測定局数	9	9	9	9	9	8	9	9	9	9
達成局数	9	9	9	9	9	8	9	9	9	9
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質については、一般環境大気測定局 43 局（有効測定局 43 局）、自動車排出ガス測定局 10 局（有効測定局 9 局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値では、一般環境大気測定局は 0.012 mg/m³、自動車排出ガス測定局は 0.012 mg/m³で、近年においてはわずかながら減少傾向を示している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図Ⅱ－5 及び表Ⅱ－7 のとおりである。



図Ⅱ－5 浮遊粒子状物質の経年変化 (有効測定局平均)

表Ⅱ－7－(1) 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況 (一般環境大気測定局)

項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
有効測定局数	44	43	41	43	42	42	41	39	41	43
達成局数	44	43	41	43	42	42	41	39	41	43
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表Ⅱ－7－(2) 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況 (自動車排出ガス測定局)

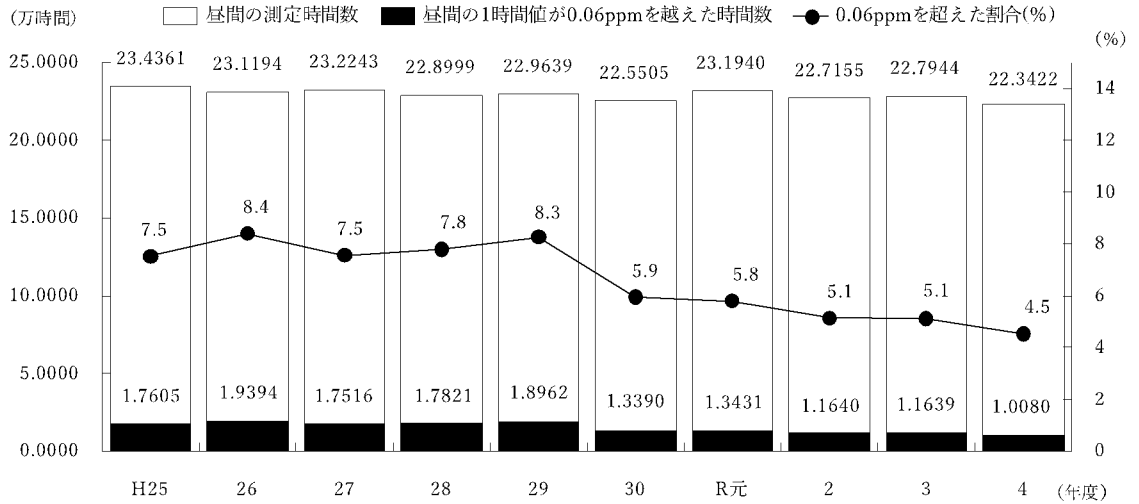
項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
有効測定局数	9	9	10	9	10	10	9	10	10	9
達成局数	9	9	10	9	10	10	9	10	10	9
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントについては、一般環境大気測定局 43 局（有効測定局 43 局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成しなかった。

昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間の割合は、4.5%であった。

昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間数の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図 II - 6 及び表 II - 8 のとおりである。



(注) 昼間とは、午前5時から午後8時までの時間帯をいう。

図 II - 6 昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間数の経年変化

表 II - 8 光化学オキシダントの環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
有効測定局数	44	43	43	43	43	43	43	43	43	43
達成局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成率 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

光化学オキシダントの注意報（オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12 ppm 以上の場合に状況に応じて発令）の発令延べ地区数の経年変化は、図 II - 7 のとおりである。

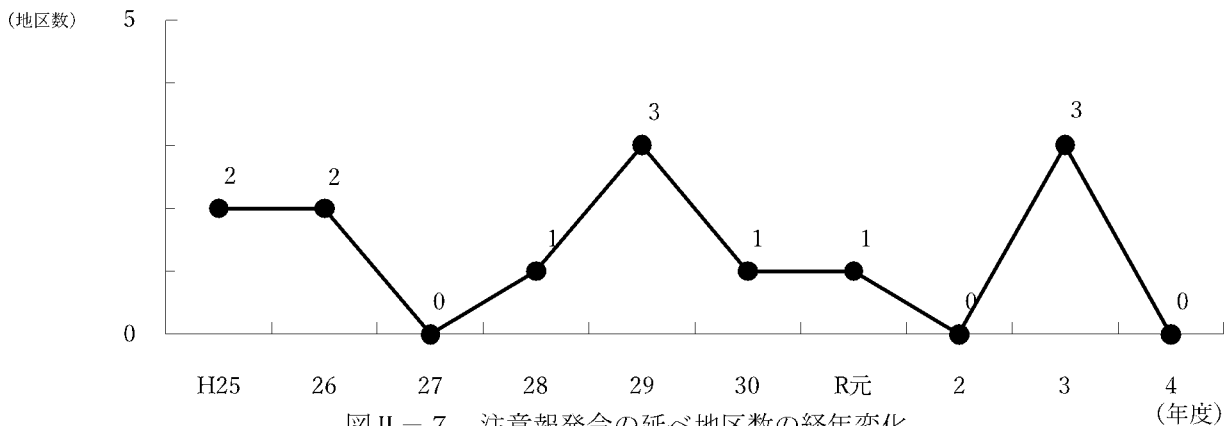


図 II - 7 注意報発令の延べ地区数の経年変化

(6) 微小粒子状物質

微小粒子状物質については、平成 21 年 9 月 9 日に新たに環境基準が設定された。

これに基づき、県内での常時監視に係る整備を進めており、令和 2 年度末までに、一般環境大気測定局 33 局、自動車排出ガス測定局 7 局で自動測定器の設置が完了し、測定を開始した。

令和 4 年度の測定結果は、一般環境大気測定局 33 局（有効測定局 32 局）、自動車排出ガス測定局 7 局（有効測定局 7 局）で測定の結果、全ての測定局で環境基準を達成した。年平均値では、一般環境大気測定局は $7.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自動車排出ガス測定局は $7.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。また、1 日平均値の年間 98% 値では、一般環境大気測定局は $17.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自動車排出ガス測定局は $17.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図 II - 8 及び表 II - 9 のとおりである。

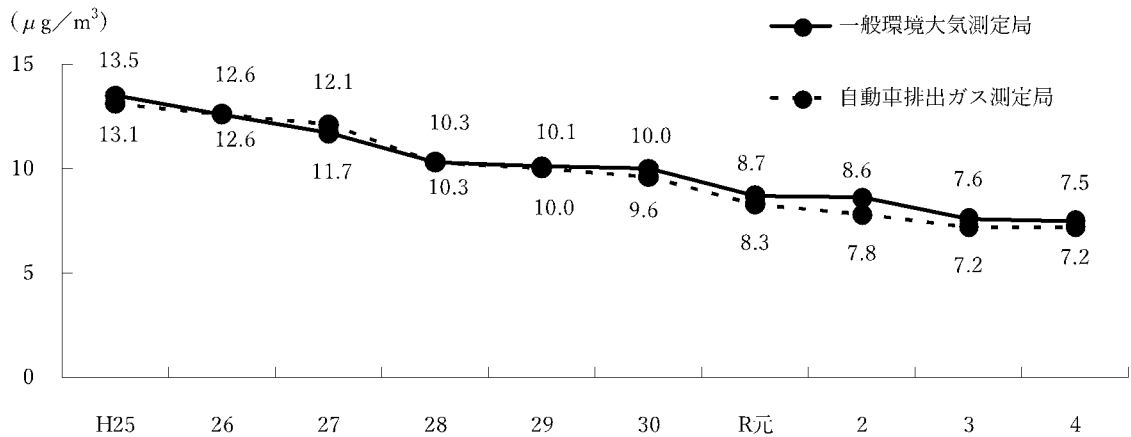


図 II - 8 微小粒子状物質の経年変化 (有効測定局、年平均値)

表 II - 9 - (1) 微小粒子状物質の環境基準の達成状況 (一般環境大気測定局)

項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
有効測定局数	14	20	21	22	26	28	29	25	28	32
達成局数	5	2	21	22	26	27	29	25	28	32
達成率 (%)	36	10	100	100	100	96	100	100	100	100

表 II - 9 - (2) 微小粒子状物質の環境基準の達成状況 (自動車排出ガス測定局)

項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
有効測定局数	4	4	6	6	7	7	7	7	7	7
達成局数	2	2	6	6	7	7	7	7	7	7
達成率 (%)	50	50	100	100	100	100	100	100	100	100

(7) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素については、一般環境大気測定局 14 局で測定した結果、有効測定局 12 局中 5 局で指針値（表Ⅱ-10-（1）の（注））を超えた日があった。また、自動車排出ガス測定局 9 局で測定した結果、有効測定局 9 局中 7 局で指針値（表Ⅱ-10-（1）の（注））を超えた日があった。

なお、非メタン炭化水素の測定結果は表Ⅱ-10 のとおりである。

表Ⅱ-10-（1） 非メタン炭化水素測定結果（一般環境大気測定局）

市名	測定局	用途地域	6～9 時の 3 時間の 平均値			6～9 時の 3 時間 平均値が 0.31ppmC を超 えた日数とそ の割合(注)	
			年 平均値	最高値	最低値	(日)	(%)
			(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)		
熱海市	熱海総合庁舎	商	0.11	0.19	0.02	0	0.0
沼津市	東部総合庁舎	商	(0.14)	(0.37)	(0.07)	(1)	(0.4)
富士市	救急医療センター	工	0.13	0.97	0.02	10	2.9
	南松野	住	(0.06)	(0.14)	(0.02)	(0)	(0.0)
富士宮市	市役所	住	0.13	0.50	0.01	2	0.6
静岡市	蒲原測定局	住	0.09	0.32	0.00	1	0.3
	清水区役所	商	0.13	0.42	0.00	13	3.6
	常磐公園	商	0.08	0.19	0.00	0	0.0
島田市	市役所	住	0.13	1.38	0.00	18	5.7
藤枝市	大気測定局	住	0.08	0.23	0.02	0	0.0
磐田市	市役所	住	0.09	0.26	0.03	0	0.0
浜松市	浜松中央（西部中学校）	住	0.08	0.18	0.02	0	0.0
	東南部（南陽中学校）	住	0.07	0.28	0.01	0	0.0
	北部（葵が丘小学校）	住	0.06	0.21	0.01	0	0.0

(注) 括弧数字は非有効測定局

用途地域	該当する地域
商	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域のうち、「近隣商業地域」及び「商業地域」
工	同号用途地域のうち、「工業地域」
住	同号用途地域のうち、「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」及び「準住居地域」（旧「第 1 種住居専用地域」、「第 2 種住居専用地域」及び「住居地域」）に該当する地域

(注) 昭和 51 年 8 月 13 日付けで、中央公害対策審議会から「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」の答申がなされ、その指針値として、光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から午前 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は 0.20ppmC ～ 0.31ppmC の範囲にあることが示された。

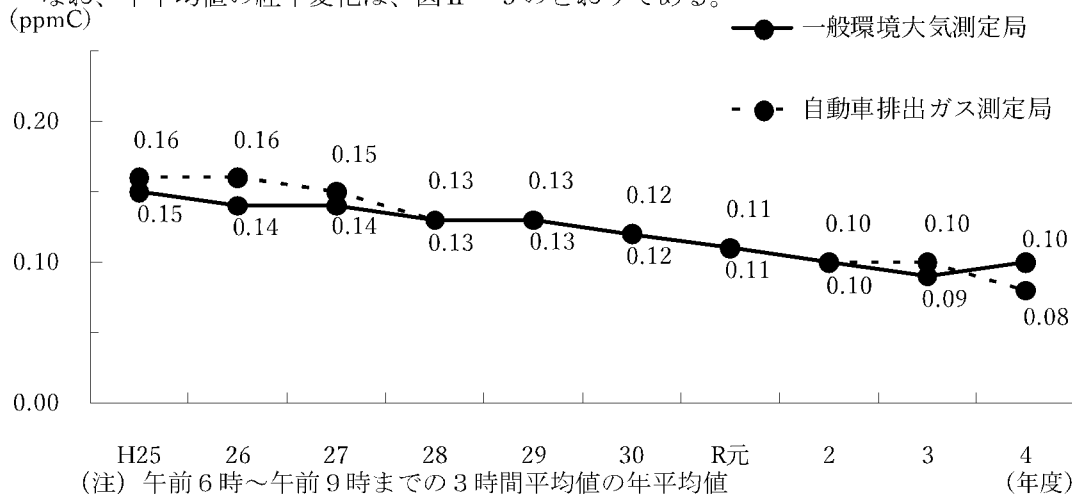
表Ⅱ-10-(2) 非メタン炭化水素測定結果（自動車排出ガス測定局）

市名	測定局	用途地域	6～9時の3時間の 平均値			6～9時の3時間平均値が 0.31ppmCを超えた日数とその割合(注)	
			年平均値	最高値	最低値	(日)	(%)
			(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)		
三島市	自排三島	住	0.08	1.29	0.02	2	0.6
富士市	自排塔の木	住	0.13	0.35	0.02	1	0.3
	自排宮島	住	0.13	0.64	0.04	3	0.8
静岡市	自排神明	準	0.11	0.51	0.01	3	0.8
	自排丸子	住	0.08	0.32	0.01	1	0.3
藤枝市	自排藤枝	住	0.07	0.32	0.01	1	0.3
掛川市	自排掛川	住	0.10	0.32	0.01	2	0.5
浜松市	R-257(伝馬町)	商	0.07	0.28	0.02	0	0.0
	R-150(相生公園)	商	0.07	0.30	0.01	0	0.0

川途地域	該当する地域
住	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」及び「準住居地域」(旧「第1種住居専用地域」、「第2種住居専用地域」及び「住居地域」)に該当する地域
準	同号用途地域のうち、「準工業地域」
商	同号用途地域のうち、「近隣商業地域」及び「商業地域」

有効測定局における午前6時から午前9時までの3時間平均値の年平均値では、一般環境大気測定局は0.10 ppmC、自動車排出ガス測定局は0.08 ppmCで、近年においてはわずかながら減少傾向を示している。

なお、年平均値の経年変化は、図Ⅱ-9のとおりである。



図Ⅱ-9 非メタン炭化水素の経年変化（有効測定局平均）

3 大気測定局測定結果
(1) 一般環境大気測定局

市町名	測定局	用途地域	二酸化硫黄 (1日平均値0.04ppm以下)			二酸化窒素 (1日平均値0.04~0.06ppm以下)			一酸化炭素 (1日平均値10ppm以下)			
			年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	
下田市	市役所	商										
熱海市	熱海総合庁舎	商				0.005	0.010	○				
伊東市	市役所	住				0.004	0.011	○				
	市役所	商				0.006	0.012	○				
三島市	徳倉幼稚園	住	0.002	0.004	○	0.006	0.014	○				
	中郷文化プラザ	未	0.002	0.004	○	0.019	0.034	○				
	東部総合庁舎	商	0.001	0.003	○	0.006	0.015	○				
沼津市	愛鷹中学校	未				0.008	0.018	○				
	金岡小学校	住				0.009	0.019	○				
伊豆の国市	大仁北小学校	住	0.000	0.002	○	0.003	0.007	○				
裾野市	市民文化センター	未	0.000	0.002	○	0.008	0.020	○				
御殿場市	市役所	住										
	市役所	住	0.001	0.003	○	0.007	0.013	○				
富士宮市	山宮小学校	未				0.006	0.012	○				
	桶金公民館	未	0.000	0.001	○							

市町名	測定局	用途地域	二酸化硫黄			二酸化窒素			一酸化炭素		
			年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適合 適○否×	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適合 適○否×	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適合 適○否×
富士市	救急医療センター	工	0.001	0.002	○	0.012	0.020	○			
	吉原第三中学校	住				0.010	0.016	○			
	広見小学校	住				0.009	0.017	○			
	元吉原中学校	住				0.007	0.015	○			
	鷹岡小学校	住				0.008	0.015	○			
	大淵小学校	未	0.001	0.001	○	0.005	0.010	○			
	富士中学校	住	0.000	0.002	○	0.006	0.012	○			
	東小学校	未				0.009	0.018	○			
	富士川第一中学校	住	0.001	0.001	○	0.006	0.012	○			
	南松野	住				0.005	0.010	○	(0.2)	(0.3)	-
	蒲原測定局	住	0.001	0.001	○	0.006	0.013	○	0.2	0.3	○
	清水区役所	商	0.001	0.002	○	0.010	0.018	○			
	三保第一小学校	住	0.001	0.001	○	0.006	0.014	○			
	清水第七中学校	住									
静岡市	庵原中学校	未				0.006	0.011	○			
	興津北公園	住	0.001	0.001	○	0.006	0.011	○			
	常磐公園	商	0.001	0.001	○	0.006	0.012	○			
	千代田小学校	住				0.006	0.012	○			
	長田南中学校	住				0.006	0.012	○			
	服織小学校	住				0.005	0.009	○			
	南中学校	住									

藤枝市	大気測定局	住	0.000	0.001	0.001	0.007	0.015	0.0	0.1	○
島田市	市役所	住	0.001	0.003	○	0.007	0.014			
	初倉小学校	未	(0.003)	(0.006)	-					
	六合小学校	住	0.003	0.006	○					
焼津市	焼津中学校	商				0.007	0.013			
	大井川東小学校	住	(0.000)	(0.001)	-	0.005	0.012			
牧之原市	市役所	住				0.006	0.010			
	市役所	住	0.000	0.004	○	(0.009)	(0.017)			
掛川市	大東支所	住				0.005	0.011			
	市役所	住								
袋井市	市役所	住	0.000	0.001	○	0.007	0.014			
磐田市	市役所	住	0.000	0.001	○	0.005	0.011	0.3	0.4	○
	浜松中央 (西部中学校)	住	0.000	0.001	○	0.006	0.011			
	東南部 (南陽中学校)	住								
	西部 (神久呂小学校)	未	0.001	0.001	○	0.004	0.010			
	北部 (葵が丘小学校)	住	0.000	0.001	○	0.005	0.013			
	東北部 (大瀬小学校)	未				0.005	0.010			
浜松市	浜北 (北浜中学校)	住	0.001	0.001	○	0.004	0.009			
	引佐 (地域遺産センター)	未								
	三ヶ日 (三ヶ日協働センター)	住				0.006	0.013			
	大高 (大高区役所)	住								
	市役所	未	0.000	0.001	○	0.005	0.013			

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間以上の測定局をいう。(括弧数字は非有効測定局)

市町名	測定局	用途地域	浮遊粒子状物質 (1日平均値0.10 mg/m ³ 以下)			微小粒子状物質 (年平均値15 μg/m ³ 以下) (1日平均値35 μg/m ³ 以下)				光化学オキシダント (1時間値0.06ppm以下)		
			年平均値 (mg/m ³)	日平均値 の2% 除外値 (mg/m ³)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	年平均値 (μg/m ³)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	日平均値 の年間 98%値 (μg/m ³)	短期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	昼間の 1時間値が 0.06ppm を超えた 日数	昼間の 1時間値が 0.12ppm 以上の 日数	短期的評価 による環境 基準の適否 適○否×
下田市	市役所	商				8.0	17.4	○	○	63	0	×
熱海市	熱海総合庁舎	商	0.016	0.033	○	7.3	18.4	○	○	70	0	×
伊東市	市役所	住								52	0	×
	市役所	商	0.022	0.034	○					52	0	×
三島市	徳倉幼稚園	住	0.009	0.019	○							
	中郷文化プラザ	未	0.016	0.026	○							
	東部総合庁舎	商	0.017	0.030	○	7.5	17.1	○	○	51	0	×
沼津市	愛鷹中学校	未	0.010	0.024	○							
	金岡小学校	住	0.011	0.026	○							
伊豆の国市	大仁北小学校	住	0.008	0.023	○	7.0	17.8	○	○	9	0	×
裾野市	市民文化センター	未	0.010	0.023	○	7.5	17.7	○	○	50	0	×
御殿場市	市役所	住								45	0	×
	市役所	住	0.012	0.027	○	8.3	20.6	○	○	28	0	×
富士宮市	山宮小学校	未	0.013	0.026	○							
	楠金公民館	未										

富士市	救急医療センター	工	0.012	0.028	○	8.2	○	18.2	○	40	0	×
	吉原第三中学校	住	0.010	0.028	○	8.4	○	18.3	○			
	広見小学校	住	0.012	0.027	○	8.1	○	18.2	○			
	元吉原中学校	住	0.012	0.032	○	9.3	○	19.1	○			
	鷹岡小学校	住	0.019	0.048	○					37	0	×
	大淵中学校	未	0.011	0.024	○					58	0	×
	富士中学校	住	0.011	0.028	○							
	東小学校	未	0.011	0.026	○					54	0	×
	富士川第一小学校	住	0.013	0.035	○					40	0	×
	南松野	住	0.010	0.025	○							
	蒲原測定局	住	0.012	0.030	○	7.6	○	19.0	○	59	0	×
	清水区役所	商	0.012	0.029	○					46	0	×
	三保第一小学校	住	0.012	0.029	○	8.0	○	17.3	○	67	0	×
	清水第七中学校	住								41	0	×
静岡市	庵原中学校	未	0.011	0.028	○	7.1	○	16.2	○	35	0	×
	興津北公園	住	0.013	0.031	○	8.0	○	18.2	○	62	0	×
	常磐公園	商	0.012	0.030	○	6.9	○	16.1	○	34	0	×
	千代田小学校	住	0.012	0.028	○	7.3	○	16.4	○	69	0	×
	長田南中学校	住	0.011	0.027	○	6.8	○	15.4	○	50	0	×
	服織小学校	住	0.009	0.023	○	8.2	○	18.9	○	39	0	×
	南中学校	住								60	0	×
	大気測定局	住	0.009	0.022	○	6.9	○	17.5	○	57	0	×
	市役所	住	0.010	0.022	○	6.6	○	17.0	○	12	0	×
	初倉小学校	未										
高田市	六合小学校	住										

市町名	測定局	用途地域	浮遊粒子状物質			微小粒子状物質			光化学オキシダント			
			年平均値 (mg/m ³)	口平均値 の2% 除外値 (mg/m ³)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	年平均値 (μg/m ³)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	口平均値 の98%値 (μg/m ³)	短期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	昼間の 1時間値が 0.06ppm を超えた 日数	昼間の 1時間値が 0.12ppm 以上の 日数	短期的評価 による環境 基準の適否 適○否×
焼津市	焼津中学校	商	0.011	0.030	○	6.9	○	16.0	○	62	0	×
	大井川東小学校	住										
牧之原市	市役所	住								51	0	×
	市役所	住	0.011	0.025	○	8.3	○	19.0	○	23	0	×
掛川市	大東支所	住	0.018	0.038	○	7.1	○	16.3	○	79	0	×
	市役所	住				7.4	○	17.0	○	15	0	×
袋井市	市役所	住	0.010	0.022	○	7.2	○	19.4	○	44	0	×
磐田市	市役所	住	0.010	0.023	○	7.3	○	16.7	○	49	0	×
	浜松中央 (西部中学校)	住	0.011	0.025	○	7.5	○	17.8	○	69	0	×
	東南部 (南陽中学校)	住	0.012	0.030	○	7.2	○	16.6	○	60	0	×
	西部 (神久呂小学校)	未	0.010	0.023	○	7.3	○	17.2	○	59	0	×
浜松市	北部 (葵が丘小学校)	住								78	0	×
	東北部 (大瀬小学校)	未								51	0	×
	浜北 (北浜中学校)	住	0.011	0.026	○	6.9	○	18.7	○	88	0	×
	引佐 (地域遺産センター)	未								77	0	×
湖西市	ニヶ日 (三ヶ日協働センター)	住	0.009	0.019	○	6.3	○	15.7	○	23	0	×
	大高 (天竜区役所)	住								74	0	×

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間(微小粒子状物質は250日)以上の測定局(光化学オキシダントを除く。)をいう。(括弧数字は非有効測定局)

(2) 自動車排出ガス測定局

市町名	測定局	用途地域	二酸化硫黄 (1日平均値0.04ppm以下)			二酸化窒素 (1日平均値0.04~0.06ppm以下)			一酸化炭素 (1日平均値10ppm以下)		
			年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×
三島市	自排三島	住				0.010	0.017	○	0.2	0.3	○
富士市	自排塔の木	住				0.012	0.021	○	0.3	0.4	○
	自排宮島	住				0.015	0.026	○	0.2	0.4	○
静岡市	自排神明	準	0.002	0.004	○	0.016	0.028	○	0.2	0.3	○
	自排丸子	住				0.010	0.018	○	0.2	0.3	○
藤枝市	自排藤枝	住				0.008	0.015	○	0.1	0.2	○
掛川市	自排掛川	住				0.007	0.015	○	0.2	0.4	○
	R-257 (伝馬町)	商				0.010	0.019	○	0.3	0.4	○
浜松市	R-150 (相生公園)	商				0.006	0.014	○	0.2	0.4	○
	浜松環状線 (安間川公園)	住				0.009	0.019	○			

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間以上の測定局をいう。(括弧数字は非有効測定局)

市町名	測定局	用途地域	浮遊粒子状物質 (1日平均値0.10 mg/m ³ 以下)			微小粒子状物質 (年平均値15 μg/m ³ 以下) (1日平均値35 μg/m ³ 以下)			
			年平均値 (mg/m ³)	日平均値 の2% 除外値 (mg/m ³)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	年平均値 (μg/m ³)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	日平均値 の年間 98%値 (μg/m ³)	短期的評価 による環境 基準の適否 適○否×
三島市	白排三島	住	(0.011)	(0.021)	—	8.2	○	18.4	○
富士市	自排塔の木	住	0.012	0.037	○				
	自排宮島	住	0.011	0.030	○				
静岡市	自排神明	準	0.012	0.030	○				
	自排丸子	住	0.012	0.029	○	6.1	○	14.7	○
藤枝市	自排藤枝	住	0.012	0.026	○	7.7	○	19.5	○
	自排掛川	住	0.012	0.028	○	7.3	○	17.0	○
浜松市	R-257 (伝馬町)	商	0.013	0.031	○	7.3	○	16.3	○
	R-150 (相生公園) 浜松環状線 (安間川公園)	商	0.010	0.024	○	6.5	○	15.9	○
		住	0.010	0.023	○	7.3	○	17.1	○

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間(微小粒子状物質は250日)以上の測定局をいう。(括弧数字は非有効測定局)

用途地域	該当する地域
商	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、「近隣商業地域」及び「商業地域」
住	同用途地域のうち、「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」及び「準住居地域」(旧「第1種住居専用地域」、「第2種住居専用地域」及び「住居地域」)に該当する地域
工	同用途地域のうち、「工業地域」
準	同用途地域のうち、「準工業地域」
木	都市計画法第8条第1項第1号、第7号及び第9号のいずれにも該当しない地域

Ⅲ 有害大気汚染物質の状況

1 有害大気汚染物質の概況

(1) 調査概要

静岡県、静岡市及び浜松市は、大気汚染防止法第 18 条の 44 に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するため、優先取組物質 21 物質（ダイオキシン類を除く。）の環境モニタリングを実施している。

令和 4 年度に実施した有害大気汚染物質の測定地点名、所在地、用途地域、区分及び実施機関は表Ⅲ－1 のとおりである。

表Ⅲ－1 測定地点名、所在地、用途地域、区分及び実施機関

番号	測定地点名	所在地	用途地域	区分	実施機関
1	自排三島	三島市南田町 288-1	住居	沿道	静岡県
2	鷹岡小学校	富士市久沢 2-3-1	住居	一般環境	静岡県
3	島田市役所	島田市中央町 1-1	住居	一般環境	静岡県
4	磐田市役所	磐田市国府台 3-1	住居	一般環境	静岡県
5	掛川市役所	掛川市長谷 1-1-1	住居	一般環境	静岡県
6	袋井市役所	袋井市新屋 1-1-1	住居	一般環境	静岡県
7	常磐公園	静岡市葵区常磐町 3-1-1	商業	一般環境	静岡市
8	長田南中学校	静岡市駿河区みずほ 3-9-1	住居	一般環境	静岡市
9	服織小学校	静岡市葵区羽鳥 6-9-1	住居	一般環境	静岡市
10	清水三保第一小学校	静岡市清水区三保 1069-1	住居	一般環境、 発生源周辺 ^{*1}	静岡市
11	蒲原測定局	静岡市清水区蒲原新田 2-2319-1	住居	一般環境	静岡市
12	自排神明	静岡市清水区庵原町 97-2	準工業	沿道、 発生源周辺 ^{*2}	静岡市
13	北部（葵が丘小学校）	浜松市中区高丘東 3-51-1	住居	一般環境、 発生源周辺 ^{*3}	浜松市
14	R-257	浜松市中区伝馬町 311-14	商業	沿道	浜松市

(注) 一般環境：固定発生源等の影響を受けない通常人が居住しうる地域

沿道：固定発生源の直接の影響を受けない通常人が居住しうる地域において、自動車からの排出が予想される有害大気汚染物質濃度が高くなるおそれのある地域

※1 調査対象物質のベンゼンの測定地点は発生源周辺、その他物質は一般環境に区分

※2 調査対象物質のベンゼンの測定地点は発生源周辺、その他物質は沿道に区分

※3 調査対象物質のマンガン及びその化合物の測定地点は発生源周辺、その他物質は一般環境に区分

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準としてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて環境基準が定められている。

各物質の環境基準は表Ⅲ－2 のとおりである。

表Ⅲ－２ 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質名	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ (3 μg/m ³) 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ (130 μg/m ³) 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ (200 μg/m ³) 以下
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ (150 μg/m ³) 以下

(3) 環境基準の達成状況

環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、全ての測定地点で環境基準を達成した。

なお、詳細は次のとおりである。

ア ベンゼン

一般環境 10 測定地点、沿道 2 測定地点、発生源周辺 2 測定地点の全てで環境基準を達成した。

一般環境 10 測定地点の平均値は 0.47 μg/m³ (最小値 0.26～最大値 0.66 μg/m³) で、沿道 2 測定地点の平均値は 0.80 μg/m³ (最小値 0.74～最大値 0.85 μg/m³) で、発生源周辺 2 測定地点の測定値は 0.39 μg/m³ (最小値 0.34～最大値 0.43 μg/m³) であった。

イ トリクロロエチレン

一般環境 11 測定地点、沿道 3 測定地点の全てで環境基準を達成した。

一般環境 11 測定地点の平均値は 0.10 μg/m³ (最小値 0.035～最大値 0.23 μg/m³) で、沿道 3 測定地点の平均値は 0.079 μg/m³ (最小値 0.031～最大値 0.15 μg/m³) であった。

ウ テトラクロロエチレン

一般環境 11 測定地点、沿道 3 測定地点の全てで環境基準を達成した。

一般環境 11 測定地点の平均値は 0.036 μg/m³ (最小値 0.013～最大値 0.067 μg/m³) で、沿道 3 測定地点の平均値は 0.039 μg/m³ (最小値 0.011～最大値 0.084 μg/m³) であった。

エ ジクロロメタン

一般環境 11 測定地点、沿道 3 測定地点の全てで環境基準を達成した。

一般環境 11 測定地点の平均値は 1.4 μg/m³ (最小値 0.52～最大値 3.4 μg/m³) で、沿道 3 測定地点の平均値は 1.0 μg/m³ (最小値 0.70～最大値 1.3 μg/m³) であった。

アクリロニトリル等 11 物質については環境指針値が定められているが、いずれも指針値を達成した。

上記以外の他の物質では、基準等は設定されていないが、令和 3 年度の全国の調査結果と比較すると、おおよそ平均値前後の濃度であった。

なお、令和 4 年度の有害大気汚染物質調査結果は表Ⅲ－３のとおりである。

表Ⅲ-3 有害大気汚染物質調査結果 (年平均値)

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (金属類及びベンゾ(a)ピレンは単位: ng/m^3)

測定地点名 調査対象物質	自排 三島	應岡 小学校	島田 市役所	磐田 市役所	掛川 市役所	袋井 市役所	常磐 公園	長田南 中学校
ベンゼン	0.85	0.66	0.63	0.50	0.56	0.59	0.41	0.35
トリクロロ エチレン	0.15	0.23	0.23	0.083	0.063	0.076	0.054	0.18
テトラクロロ エチレン	0.084	0.058	0.038	0.039	0.043	0.038	0.036	0.028
ジクロロメタン	0.90	1.8	0.92	1.4	1.1	3.4	0.65	0.85
アクリロ ニトリル	0.082	0.33	0.025	0.031	0.099	0.22	0.041	0.026
塩化ビニル モノマー	0.021	0.15	0.007	0.017	0.008	0.010	0.0016	0.0024
クロロホルム	0.26	0.38	0.21	0.22	0.25	0.24	0.20	0.071
1,2-ジクロロ エタン	0.12	0.13	0.11	0.11	0.11	0.11	0.058	0.062
1,3-ブタジエン	0.072	0.047	0.041	0.031	0.033	0.036	0.027	0.023
トルエン	2.8	15	2.6	4.6	7.3	12	2.5	2.4
塩化メチル	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	0.81	0.85
アセトアル デヒド	-	1.9 ^A	1.6	-	-	-	1.6	1.3
ホルムアル デヒド	-	2.9 ^A	2.0	-	-	-	2.0	1.5
水銀及び その化合物	-	1.6 ^A	1.3	-	-	-	1.3	1.3
ニッケル化合物	-	0.88 ^A	0.91	-	-	-	-	2.0
ヒ素及び その化合物	-	0.44 ^A	0.43	-	-	-	-	0.81
ベリリウム及び その化合物	-	0.0016 ^A	0.0044	-	-	-	-	0.016
マンガン及び その化合物	-	3.6 ^A	5.0	-	-	-	-	18
クロム及び その化合物	-	0.90 ^A	1.2	-	-	-	-	2.2
ベンゾ(a) ピレン	-	0.073 ^A	0.062	-	-	-	-	0.050
酸化エチレン	-	0.057 ^A	0.048	-	-	-	-	0.053

(注) 測定回数 A: 2回/年(富士市による測定)、B: 4回/年、C: 11回/年、無印: 12回/年

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （金属類及びベンゾ（a）ピレンは単位： ng/m^3 ）

測定地点名 調査対象物質	服 織 小学校	清水三保 第 小学校	蒲 原 測定局	白 排 神 明	北 部 (葵が丘小)	R-257	環境基準 環境指針	参考値
ベンゼン	0.31	0.34	0.26	0.43	0.43	0.74	3	0.80 (0.21~2.5)
トリクロロ エチレン	0.048	0.051	0.059	0.056	0.035	0.031	130	1.1 (0.0032~110)
テトラクロロ エチレン	0.022	0.067	0.018	0.022	0.013	0.011	200	0.090 (0.0048~0.90)
ジクロロメタン	0.73	0.68	0.52	0.70	3.0	1.3	150	1.5 (0.34~11)
アクリロ ニトリル	0.021	0.040	0.029	0.036	0.12	0.12	2	0.061 (0.0012~1.3)
塩化ビニル モノマー	0.0013	0.0016	0.0024	0.0032	0.007	0.007	10	0.041 (0.0018~2.7)
クロロホルム	0.079	0.087	0.061	0.081	0.10	0.13	18	0.25 (0.024~10)
1,2-ジクロロ エタン	0.058	0.066	0.047	0.064	0.059	0.057	1.6	0.14 (0.030~2.8)
1,3-ブタジエン	0.018	0.028	0.013	0.045	0.013	0.059	2.5	0.075 (0.0023~1.1)
トルエン	1.5	2.2	1.8	2.9	3.3	3.9	-	6.2 (0.25~210)
塩化メチル	0.86	1.0	0.68	0.92	1.3	1.3	94	1.4 (0.016~8.7)
アセトアル デヒド	1.2	8.6	1.3	2.4	2.9 ^B	4.2 ^B	120	2.1 (0.47~13)
ホルムアル デヒド	1.7	11	1.8	5.6	2.2 ^B	2.7 ^B	-	2.5 (0.58~10)
水銀及び その化合物	1.3	1.7	1.3	3.1	1.3	1.4	40	1.7 (0.50~11)
ニッケル化合物	1.4	0.90	0.82	-	1.1	1.1	25	2.5 (0.085~18)
ヒ素及び その化合物	0.35	0.45	0.31	-	0.49	0.42	6	1.1 (0.050~20)
ベリリウム及び その化合物	0.0069	0.0073	0.0037	-	0.014	0.0060	-	0.015 (0.0016~0.10)
マンガン及び その化合物	7.8	5.7	4.2	-	11	6.4	140	20 (0.53~190)
クロム及び その化合物	1.9	0.94	0.66	-	1.9	2.0	-	4.3 (0.051~27)
ベンゾ(a) ピレン	0.054	0.041	0.044	-	0.027 ^B	0.029 ^B	-	0.15 (0.0048~2.3)
酸化エチレン	0.044	0.048	0.053	-	0.030 ^C	0.034 ^C	-	0.066 (0.011~0.43)

(注) 参考値：「令和3年度有害大気汚染物質等に係る常時監視結果」から調査地点全体の
平均値（最小値～最大値）を引用（R5.3環境省公表）

2 PRTR 制度対象化学物質の状況

(1) 調査概要

揮発性有機化合物9物質について、県内6地点で大気環境モニタリング調査を行っている。

ア 調査期間及び頻度

令和4年4月～令和5年3月 12回/年

イ 調査対象物質

エチルベンゼン、総キシレン、ジクロロベンゼン、ジクロロメタン、スチレン、1,2,4-トリメチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン、トルエン、ノルマルヘキサン

ウ 調査地点 自排三島(三島市)、鷹岡小学校(富士市)、島田市役所、磐田市役所、掛川市役所、袋井市役所の6地点

(2) 調査結果

ア 大気環境濃度はトルエンが最も高く、次いで、ジクロロメタン、エチルベンゼン、ノルマルヘキサンの順であった。

イ トルエン濃度は、鷹岡小学校、袋井市役所、掛川市役所、磐田市役所、自排三島、島田市役所の順で高かった。

表Ⅲ-4 令和4年度の県内のPRTR法対象化学物質大気環境モニタリング (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名 (大気への届出排出量合計: トン/年)	自排三島	鷹岡 小学校	島田 市役所	磐田 市役所	掛川 市役所	袋井 市役所	6 地点 平均
エチルベンゼン (666)	0.79 0.35~1.3	1.1 0.50~2.5	0.60 0.26~0.88	1.6 0.57~3.0	0.98 0.37~2.3	0.99 0.47~2.4	1.0
総キシレン (897)	0.78 0.46~1.2	0.77 0.46~1.6	0.58 0.26~0.74	0.96 0.40~1.8	0.68 0.30~1.3	0.80 0.41~1.5	0.76
ジクロロベンゼン (0.7)	0.37 0.21~0.74	0.60 0.19~1.0	0.35 0.11~0.61	0.47 0.12~1.5	0.26 0.080~0.46	0.31 0.097~0.56	0.39
ジクロロメタン (737)	0.90 0.53~1.6	1.8 1.3~3.3	0.92 0.43~1.7	1.4 0.59~3.2	1.1 0.60~2.0	3.4 0.71~9.5	1.6
スチレン (125)	0.22 0.13~0.34	0.30 0.12~1.5	0.13 0.094~0.18	0.48 0.079~1.8	0.31 0.082~0.61	0.32 0.080*~0.73	0.29
1,2,4-トリメチルベンゼン (283)	0.61 0.36~1.0	0.52 0.34~1.1	0.44 0.21~0.65	0.83 0.26~2.2	0.51 0.27~0.83	0.86 0.34~2.1	0.63
1,3,5-トリメチルベンゼン (80)	0.19 0.10~0.29	0.16 0.11~0.32	0.14 0.077~0.20	0.24 0.10~0.55	0.16 0.073~0.25	0.24 0.12~0.54	0.19
トルエン (3,775)	2.8 1.2~4.2	15 7.6~28	2.6 0.96~6.0	4.6 1.0~13	7.3 2.1~18	12 1.3~66	7.3
ノルマルヘキサン (245)	1.1 0.67~2.1	0.74 0.50~1.3	0.81 0.34~1.4	0.85 0.35~3.8	0.66 0.31~1.2	0.92 0.48~1.6	0.85

(注) 1 上段は年平均値、下段は濃度域を示した。

2 大気への届出排出量合計は、令和3年度実績。

3 6地点平均については、表示されている桁数の関係で各地点の年平均値の平均と一致しないことがある。

4 ※は検出下限値以上、定量下限値未満。

IV 水質汚濁の状況

1 公共用水域の水質汚濁の概要

(1) 公共用水域の監視

表IV-1のとおり、県、国土交通省及び水質汚濁防止法の政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）が、水質汚濁防止法第16条に規定する公共用水域の水質測定計画に基づき、河川118地点、湖沼5地点、海域58地点の計181地点において監視した。

表IV-1 令和4年度水質測定計画地点総括表

番号	水 域 名	測 定 地点数	環 境 基準点	補 助 地点	その他	調査担当機関
1	伊豆水域（河川、湖沼）	11	6	3	2	静岡県
2	伊豆沿岸水域（海域）	11	11	—	—	静岡県、沼津市
3	鮎沢川水域（河川）	2	2	—	—	静岡県
4	狩野川水域（河川）	14	10	2	2	国土交通省、静岡県
5	田子の浦水域（河川）	13	4	2	7	静岡県、沼津市、富士市
6	富士川水域（河川、湖沼）	5	3	1	1	国土交通省、静岡県
7	奥駿河湾水域（河川）	10	4	1	5	静岡市、沼津市
8	奥駿河湾水域（海域）	18	18	—	—	静岡県、静岡市、沼津市、富士市
9	西駿河湾水域（海域）	11	11	—	—	静岡県、静岡市
10	静岡水域（河川）	6	5	—	1	国土交通省、静岡市
11	志太水域（河川）	8	6	1	1	静岡県
12	大井川水域（河川）	5	3	—	2	国土交通省、静岡県
13	榛南小笠水域（河川）	13	7	2	4	国土交通省、静岡県
14	太田川水域（河川）	10	7	2	1	静岡県
15	天竜川水域（河川、湖沼）	8	3	1	4	国土交通省、浜松市
16	馬込川水域（河川）	3	2	—	1	浜松市
17	浜名湖水域（河川、湖沼、海域）	26	12	6	8	静岡県、浜松市
18	梅田川水域（河川）	1	—	—	1	静岡県
19	遠州灘水域（海域）	6	6	—	—	静岡県、浜松市
合計	河 川	118	64	16	38	
	湖 沼	5	2	1	2	
	海 域	58	54	4	0	
	計	181	120	21	40	

- (注) 1 環境基準点は、水域における利水目的等を勘案して、その水域の水質汚濁状況が把握できる地点。
 2 補助地点は、環境基準点を補完するため、比較的総延長の長い河川、水域面積の大きい湖沼、海域について測定する地点。
 3 その他地点
 ・今後、類型指定を行う必要があると考えられる水域について、基礎資料を得るために測定する地点。
 ・水質汚濁が進行するおそれのある水域について測定する地点。

各測定地点における測定項目は、人の健康の保護に関する環境基準に定める項目（以下「健康項目」という。）及び生活環境の保全に関する環境基準に定める項目（以下「生活環境項目」という。）等から水域の特色に応じて選定した。

(2) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準には、表IV-2に示す人の健康の保護に関する環境基準及び表IV-3に示す生活環境の保全に関する環境基準の2つがある。

人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域において同一の基準が適用される。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに、利水目的に応じた類型を指定することにより適用される基準であり、本県では、河川については42河川に、湖沼については2湖沼に、海域については沿岸の全域に定めている。

また、佐久間ダム貯水池については全燐、浜名湖には全窒素及び全燐に係る基準を定めている。

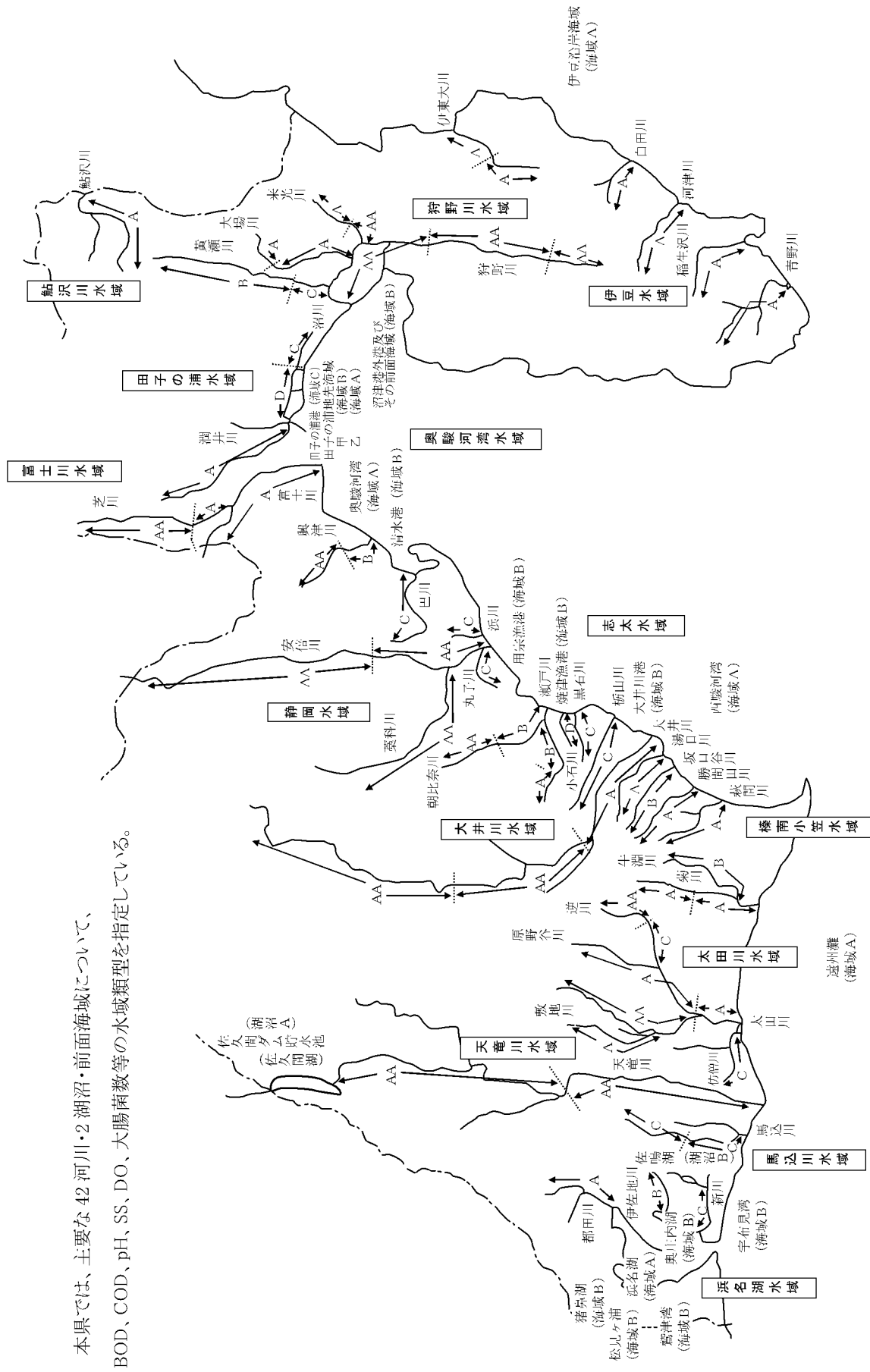
水生生物保全のための環境基準は、令和4年度の時点で42河川、2湖沼及び浜名湖に定めている。

表IV-2 人の健康の保護に関する環境基準

令和5年3月31日現在

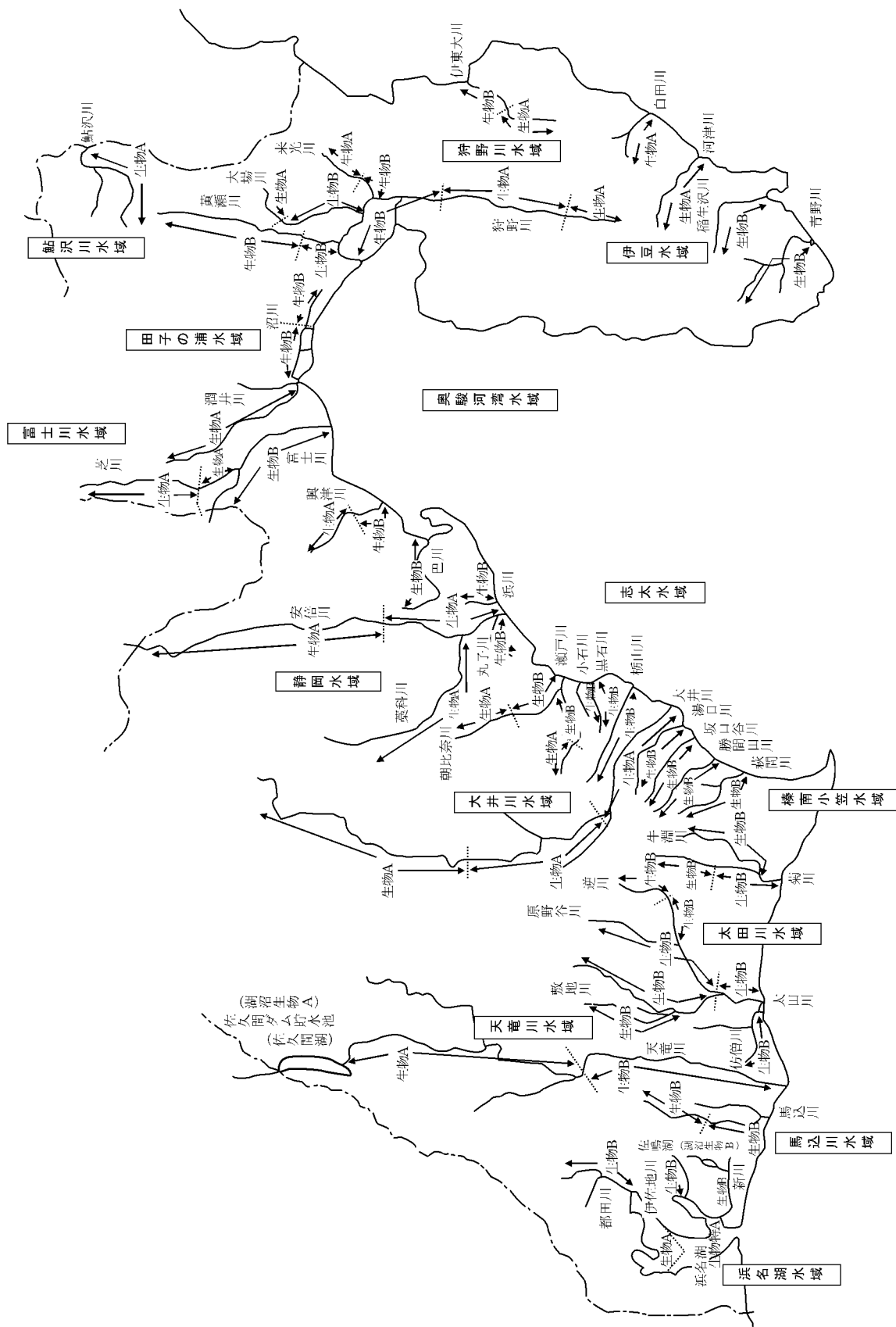
項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表IV-3において同じ。
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと同規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

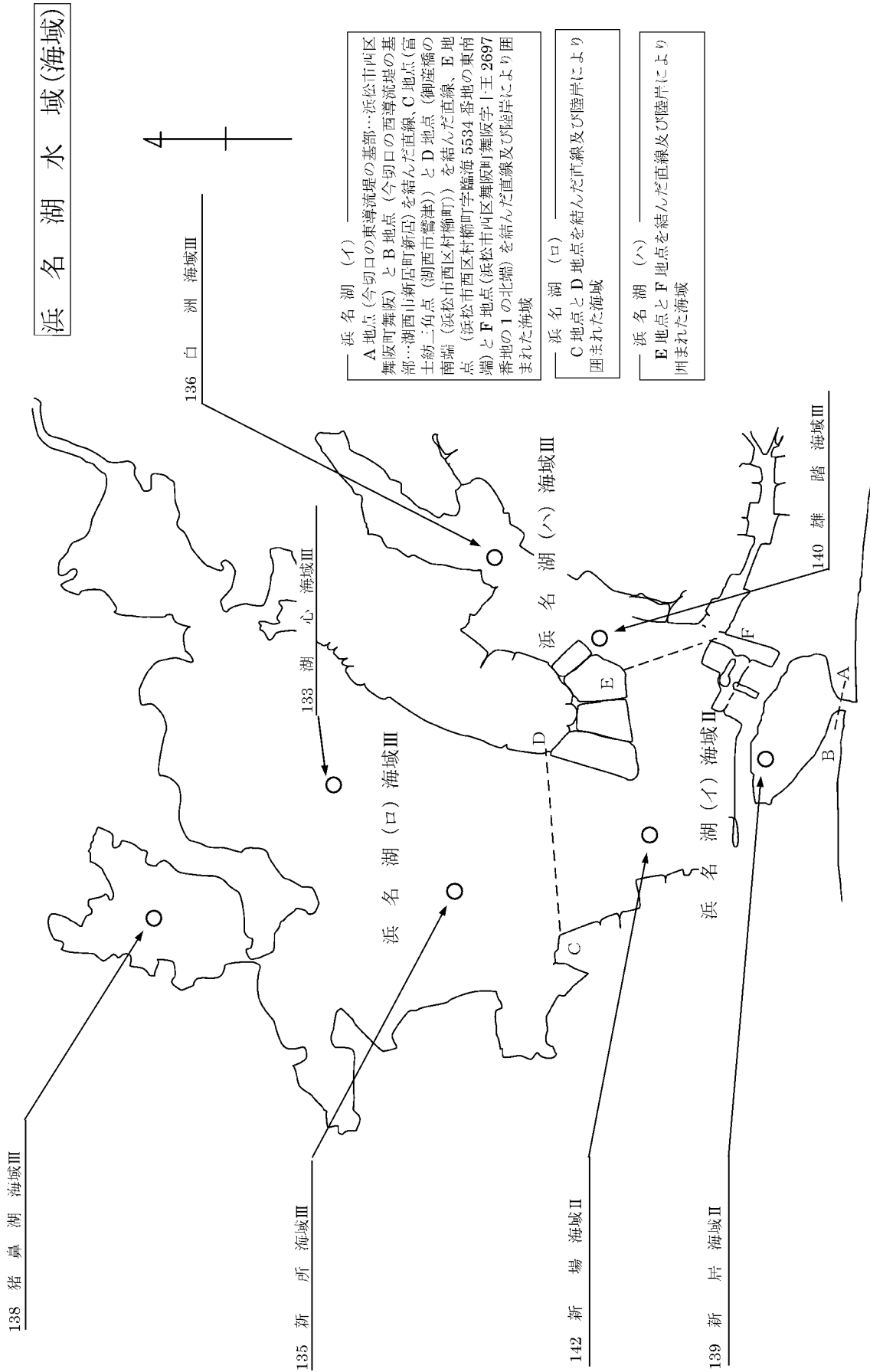


本県では、主要な42河川・2湖沼・前面海域について、BOD、COD、pH、SS、DO、大腸菌数等の水域類型を指定している。

図IV-1-(1) 一般項目(BOD、COD等)に係る水域類型



図IV-1-1-(2) 水生生物保全項目(全亜鉛・ニルフェール・LAS)に係る水域類型



図IV-1-1-(3) 一般項目 (全室素・全隣) に係る水域類型

表IV-3 生活環境の保全に関する環境基準（令和5年3月31日現在）

ア 河川

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 4 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 5 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
 6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 7 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については大腸菌数 100CFU/100mL以下とする。
 8 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 血 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

- (注) 基準値は、年間平均値とする。

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上の人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 4 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 5 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 7 水産1級、2級及び3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。
 8 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
 9 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。
 10 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及び IV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 4 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 6 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

ウ 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 5 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。
 6 水産1級及び水産2級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種工業用水生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 4 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

(3) 環境基準の達成状況

ア 健康項目

健康項目については、河川、湖沼及び海域の136地点（河川104地点、湖沼5地点、海域27地点）で測定した結果、全ての測定地点の全ての項目で環境基準を達成した。

表IV-4 健康項目に関する環境基準達成状況

【河川】

項目	達成測定地点数／測定地点数	達成率 (%)	非達成測定地点
カドミウム	81／81	100	—
全シアン	74／74	100	—
鉛	87／87	100	—
六価クロム	74／74	100	—
砒素	80／80	100	—
総水銀	80／80	100	—
アルキル水銀	—	—	—
PCB	22／22	100	—
ジクロロメタン	99／99	100	—
四塩化炭素	99／99	100	—
1,2-ジクロロエタン	99／99	100	—
1,1-ジクロロエチレン	99／99	100	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	99／99	100	—
1,1,1-トリクロロエタン	99／99	100	—
1,1,2-トリクロロエタン	99／99	100	—
トリクロロエチレン	99／99	100	—
テトラクロロエチレン	99／99	100	—
1,3-ジクロロプロペン	99／99	100	—
チウラム	99／99	100	—
シマジン	99／99	100	—
チオベンカルブ	99／99	100	—
ベンゼン	99／99	100	—
セレン	99／99	100	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	100／100	100	—
ふっ素	100／100	100	—
ほう素	99／99	100	—
1,4-ジオキサン	89／89	100	—

- (注) 1 環境基準の達成は、年間平均値で評価する。ただし、全シアンについては、最高値で評価する。
- 2 ほう素については99測定地点中、9地点（稲生沢川新下田橋、黒石川新川橋、萩間川湊橋、弁財天川末端、勝間田川港橋、仿僧川東橋、新川志都呂橋、笄子川末端、釣橋川三代橋）で環境基準を超過したが、これらの地点は海水の影響を強く受けて環境基準を超過しているため、評価の対象から除外した。

【湖沼】

項 目	達成測定地点数／測定地点数	達成率 (%)	非達成測定地点
カドミウム	3 / 3	100	—
全シアン	3 / 3	100	—
鉛	3 / 3	100	—
六価クロム	3 / 3	100	—
砒素	3 / 3	100	—
総水銀	3 / 3	100	—
アルキル水銀	—	—	—
PCB	2 / 2	100	—
ジクロロメタン	3 / 3	100	—
四塩化炭素	3 / 3	100	—
1,2-ジクロロエタン	3 / 3	100	—
1,1-ジクロロエチレン	3 / 3	100	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	3 / 3	100	—
1,1,1-トリクロロエタン	3 / 3	100	—
1,1,2-トリクロロエタン	3 / 3	100	—
トリクロロエチレン	3 / 3	100	—
テトラクロロエチレン	3 / 3	100	—
1,3-ジクロロプロペン	3 / 3	100	—
チウラム	3 / 3	100	—
シマジン	3 / 3	100	—
チオベンカルブ	3 / 3	100	—
ベンゼン	3 / 3	100	—
セレン	3 / 3	100	—
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	5 / 5	100	—
ふっ素	3 / 3	100	—
ほう素	3 / 3	100	—
1,4-ジオキサン	2 / 2	100	—

- (注) 1 環境基準の達成は、年間平均値で評価する。ただし、全シアンについては、最高値で評価する。

【海域】

項 目	達成測定地点数／測定地点数	達成率 (%)	非達成測定地点
カドミウム	20 / 20	100	—
全シアン	7 / 7	100	—
鉛	20 / 20	100	—
六価クロム	20 / 20	100	—
砒素	18 / 18	100	—
総水銀	20 / 20	100	—

項 目	達成測定地点数／測定地点数	達成率 (%)	非達成測定地点
アルキル水銀	—	—	—
P C B	2 / 2	100	—
ジクロロメタン	20 / 20	100	—
四塩化炭素	20 / 20	100	—
1,2-ジクロロエタン	20 / 20	100	—
1,1-ジクロロエチレン	20 / 20	100	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	20 / 20	100	—
1,1,1-トリクロロエタン	20 / 20	100	—
1,1,2-トリクロロエタン	20 / 20	100	—
トリクロロエチレン	20 / 20	100	—
テトラクロロエチレン	20 / 20	100	—
1,3-ジクロロプロペン	20 / 20	100	—
チウラム	20 / 20	100	—
シマジン	20 / 20	100	—
チオベンカルブ	20 / 20	100	—
ベンゼン	20 / 20	100	—
セレン	20 / 20	100	—
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	27 / 27	100	—
ふっ素	—	—	—
ほう素	—	—	—
1,4-ジオキサン	20 / 20	100	—

- (注) 1 海域における環境基準の達成は、全層の年間平均値（浜名湖は上層と中層の平均値）で評価する。ただし、全シアンについては、最高値で評価する。
2 「ふっ素」及び「ほう素」は自然状態において海水に相当程度含まれていることから海域については、環境基準は適用されない。

イ 生活環境項目

生活環境の保全に関する項目のBOD、CODの環境基準の達成については、河川は64地点中62地点で達成し、達成率は97%となった（令和3年度は100%）。

湖沼は、2地点中1地点（佐鳴湖出口拓希橋）で達成せず、達成率は50%となった（令和3年度は50%）。

海域は、54地点中4地点（富士川沖、由比川沖、石部沖、江尻埠頭沖）で達成せず、達成率は93%となった（令和3年度は90%）。

浜名湖における全窒素及び全燐の環境基準については、全地点で達成し、達成率は100%となった（令和3年度は100%）。また、佐久間ダム貯水池では全燐が環境基準を達成した（令和3年度は達成）。

水生生物の保全に係る水質環境基準は、類型の当てはめられている42河川（延べ59類型）、2湖沼（2類型）、浜名湖（2類型）の全ての測定地点において、全ての項目で環境基準を達成した。

(注) 環境基準の達成状況の評価について

環境基準類型指定水域の環境基準の達成は環境省が示している基準に則り判断する。BOD（河川）又はCOD（湖沼、海域）については75%値により、水生生物保全環境基準に

については年間平均値により行い、いずれも水域内の環境基準点（複数の環境基準点がある場合はその全て）において、その値が適合しているとき、達成とした（75%値：年間n個の日間平均値を小さいものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目の数値）。

また、佐久間ダム貯水池の全燐と浜名湖の全窒素及び全燐に係る環境基準については、表層（上層）の年間平均値を水域内の全ての環境基準点について平均した値が適合しているとき、達成とした。

表Ⅳ－5 生活環境の保全に関する環境基準達成状況

河 川（BOD）

（測定地点数は環境基準点の数）

水域類型	令和4年度			令和3年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
AA 1mg/L以下	16／18	安倍川 曙橋、 大井川 下泉橋、 天竜川 鹿島橋 等	芝川横手沢橋 太田川二瀬（西）橋	11／11
A 2mg/L以下	25／25	富士川 富士川橋、 大井川 富士見橋、 太田川 二瀬橋 等	—	25／25
B 3mg/L以下	6／6	黄瀬川 あゆつぼの滝、 興津川 浦安橋、 菊川 国安橋 等	—	13／13
C 5mg/L以下	13／13	黄瀬川 黄瀬川橋、 沼川 井出六橋、 馬込川 茄子橋 等	—	13／13
D 8mg/L以下	2／2	沼川 沼川新橋、 小石川 八雲橋	—	2／2
E 10mg/L以下	—	—	—	—
合 計	62／64	64	2	64／64
達成率	97%	—	—	100%

湖 沼（COD）

（測定地点数は環境基準点の数）

水域類型	令和4年度			令和3年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
A 3mg/L以下	1／1	佐久間ダム貯水池 ダムサイト	—	1／1
B 5mg/L以下	0／1	—	佐鳴湖出口拓希橋	0／1
合 計	1／2	1	1	1／2
達成率	50%	—	—	50%

海 域 (COD)

(測定地点数は環境基準点の数)

水域類型	令和4年度			令和3年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
A 2mg/L以下	34 / 37	伊豆沿岸水域(11) 奥駿河湾水域(8) 西駿河湾水域(6) 浜名湖水域(3) 遠州灘水域(6)	富士川沖 由比川沖 石部沖	32 / 37
B 3mg/L以下	13 / 14	奥駿河湾水域(4) 西駿河湾水域(4) 浜名湖水域(5)	江尻埠頭沖	14 / 14
C 8mg/L以下	3 / 3	奥駿河湾水域(3)	—	3 / 3
合 計	50 / 54	50	4	49 / 54
達成率	93%	—	—	90%

(注) 浜名湖では表層(0.5m)と中層又は下層(2m)2測点の平均値の75%値で評価する。

湖 沼 (全燐)

(測定地点数は環境基準点の数)

水域類型	令和4年度			令和3年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
IV	1 / 1	佐久間ダム貯水池ダムサイト	—	1 / 1
達成率	100%	—	—	100%

(注) 湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況は、環境基準点において表層(上層)の年間平均値が類型の環境基準に適合している場合に環境基準を達成しているものとする。

海 域 (全窒素)

水域類型	令和4年度			令和3年度
	達成測定水域数 ／測定水域数	達成測定水域	非達成 測定水域	達成測定水域数 ／測定水域数
II	1 / 1	浜名湖(イ)	—	1 / 1
III	2 / 2	浜名湖(ロ)、浜名湖(ハ)	—	2 / 2
合 計	3 / 3	3	0	3 / 3
達成率	100%	—	—	100%

海 域 (全燐)

水域類型	令和4年度			令和3年度
	達成測定水域数 ／測定水域数	達成測定水域	非達成 測定水域	達成測定水域数 ／測定水域数
II	1 / 1	浜名湖(イ)	—	1 / 1
III	2 / 2	浜名湖(ロ)、浜名湖(ハ)	—	2 / 2
合 計	3 / 3	3	0	3 / 3
達成率	100%	—	—	100%

(注) 1 浜名湖(イ)とは、A地点(今切口の東導流堤の基部…浜松市西区舞阪町舞阪官有無番地)とB地点(今切口の西導流堤の基部…湖西市新居町新居官有無番地)を結んだ直線、C地点(湖西市鷺津字大畑2499番地の9)とD地点(浜松市西区村櫛町4226番地の51)を結んだ直線、E地点(浜松市西区村櫛町5534番地)とF地点(浜松市西区舞阪町舞阪字十王2697番

- 地の1)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域。
- 2 浜名湖(ロ)とは、C地点とD地点を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域。
- 3 浜名湖(ハ)とは、E地点とF地点を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域。
- 4 海域における全窒素及び全磷の環境基準の達成状況は環境基準点において、表層(上層)の年間平均値が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものと評価する。複数の環境基準点が存在する水域は各環境基準点の表層(上層)の年間平均値を平均した値で評価する。

河 川 (全亜鉛)

(測定地点数は環境基準点の数)

水域類型	令和4年度			令和3年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成 測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
生物A	23 / 23	伊豆水域(3)、鮎沢川水域(2)、狩野川水域(4)、田子の浦水域(2)、富士川水域(2)、奥駿河湾水域(1)、静岡水域(3)、志太水域(2)、大井川水域(3)、天竜川水域(1)	—	23 / 23
生物特A	—	—	—	—
生物B	41 / 41	伊豆水域(3)、狩野川水域(6)、田子の浦水域(2)、富士川水域(1)、奥駿河湾水域(3)、静岡水域(2)、志太水域(4)、榛南小笠水域(7)、太田川水域(7)、天竜川水域(1)、馬込川水域(2)、浜名湖水域(3)	—	41 / 41
生物特B	—	—	—	—
合計	64 / 64	64	0	64 / 64
達成率	100%	—	—	100%

湖 沼 (全亜鉛)

水域類型	令和4年度			令和3年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成 測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
生物A	1 / 1	佐久間ダム貯水池ダムサイト	—	1 / 1
生物特A	—	—	—	—
生物B	1 / 1	佐鳴湖出口拓希橋	—	1 / 1
生物特B	—	—	—	—
合計	2 / 2	2	0	2 / 2
達成率	100%	—	—	100%

海 域（全亜鉛）

水域類型	令和4年度			令和3年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成 測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
生物A	3 / 3	浜名湖（湖心、松見ヶ浦、猪鼻湖）	—	3 / 3
生物特A	5 / 5	浜名湖（新所、新居、鷺津、白洲、塩田）	—	5 / 5
生物B	—	—	—	—
生物特B	—	—	—	—
合 計	8 / 8	8	0	8 / 8
達成率	100%	—	—	100%

河 川（ノニルフェノール、LAS）

（測定地点数は環境基準点の数）

水域類型	令和4年度			令和3年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成 測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
生物A	23 / 23	伊豆水域(3)、鮎沢川水域(2)、狩野川水域(4)、田子の浦水域(2)、富士川水域(2)、奥駿河湾水域(1)、静岡水域(3)、志太水域(2)、大井川水域(3)、天竜川水域(1)	—	23 / 23
生物特A	—	—	—	—
生物B	41 / 41	伊豆水域(3)、狩野川水域(6)、田子の浦水域(2)、富士川水域(1)、奥駿河湾水域(3)、静岡水域(2)、志太水域(4)、榛南小笠水域(7)、太田川水域(7)、天竜川水域(1)、馬込川水域(2)、浜名湖水域(3)	—	41 / 41
生物特B	—	—	—	—
合 計	64 / 64	64	0	64 / 64
達成率	100%	—	—	100%

湖 沼（ノニルフェノール、LAS）

水域類型	令和4年度			令和3年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成 測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
生物A	1／1	佐久間ダム貯水池ダムサイト	—	1／1
生物特A	—	—	—	—
生物B	1／1	佐鳴湖出口拓希橋	—	1／1
生物特B	—	—	—	—
合 計	2／2	2	0	2／2
達成率	100%	—	—	100%

海 域（ノニルフェノール、LAS）

水域類型	令和4年度			令和3年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成 測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
生物A	3／3	浜名湖（湖心、松見ヶ浦、猪鼻湖）	—	3／3
生物特A	5／5	浜名湖（新所、新居、鷺津、白洲、塩田）	—	5／5
生物B	—	—	—	—
生物特B	—	—	—	—
合 計	8／8	8	0	8／8
達成率	100%	—	—	100%

(4) 水質の現況と推移

ア 水質の現況

(7) 河川

AA～Dの環境基準類型を設定している河川（42河川、64地点）のうち、水浴に適し、アマゴやイワナ等の水産物の生息に適する水質のBOD 2mg/L以下（A類型相当：75%値で評価）の測定地点（環境基準点）は61地点で、全体の95%を占めた。

アユ等の生息に適する水質であるBOD 3mg/L以下（B類型相当：75%値で評価）の測定地点は、63地点で、全体の98%を占めた（表IV-6-(1)）。

(4) 湖沼

A、Bの環境基準類型を設定している湖沼（2湖沼、2地点）のうち、佐鳴湖出口拓希橋では依然としてCOD値が7.8mg/L（75%値）と高かった（表IV-6-(3)）。

(7) 海域

A～Cの環境基準類型を設定している海域（54地点）のうち、水浴に適し、マダイ、ブリ等の水産物の生息に適する水質のCOD 2mg/L以下（A類型相当：75%値で評価）を示した測定地点は、41地点で全体の75%を占めた。（表IV-6-(6)）

表IV-6-(1) 河川の測定地点（環境基準点）の水質汚濁状況（BOD：mg/L）

水域名	地点番号	測定地点名	類型	X/Y	75%値	平均値	日間平均値の範囲	(参考) R3年度75%値
伊豆	伊東大川上流	1 伊東大川八代田橋	A	0/12	0.6	0.7	<0.5~1.6	0.9
	伊東大川下流	2 伊東大川渚橋	A	1/12	0.8	0.9	<0.5~2.6	0.8
	河津川	3 河津川館橋	A	1/12	0.5	0.7	<0.5~2.8	0.9
	稲生沢川	4 稲生沢川新下田橋	A	2/12	1.2	1.0	<0.5~2.8	0.7
	青野川	6 青野川加畑橋	A	0/12	0.9	0.8	<0.5~1.3	0.8
	白田川	184 白田川しらなみ橋	A	0/12	1.0	0.8	<0.5~1.7	0.6
鮎沢川	鮎沢川	20 鮎沢川竹の下えん堤	A	1/12	1.2	1.0	<0.5~2.3	1.0
		19 鮎沢川県境	A	1/12	1.0	1.0	<0.5~2.2	0.9
狩野川	狩野川上流	21 狩野川瑞祥橋	AA	0/12	0.6	0.6	<0.5~1.0	0.8
	狩野川中流	22 狩野川大仁橋	AA	0/12	<0.5	0.5	<0.5~0.5	<0.5
	狩野川下流	24 狩野川徳倉橋	AA	0/12	0.7	0.6	<0.5~0.8	0.6
		25 狩野川黒瀬橋	AA	1/12	0.6	0.6	<0.5~1.1	0.5
	来光川上流	169 来光川大土肥橋	A	0/12	0.9	0.8	<0.5~1.4	1.0
	来光川下流	170 来光川蛇ヶ橋	AA	1/12	0.6	0.6	<0.5~1.2	0.5
	大場川上流	171 大場川出逢橋	A	2/12	1.7	1.5	0.7~2.8	1.9
	大場川下流	28 大場川塚本橋	A	0/12	1.4	1.1	0.6~1.5	1.0
	黄瀬川上流	29 黄瀬川あゆつぼの滝	B	0/12	1.0	0.9	<0.5~2.2	1.1
黄瀬川下流	30 黄瀬川黄瀬川橋	C	0/12	1.8	1.5	0.8~2.0	1.3	
田子の浦	沼川上流	39 沼川井出六橋	C	0/12	2.4	2.0	1.2~2.8	2.2
	沼川下流	41 沼川沼川新橋	D	0/13	1.8	1.6	0.6~4.6	2.4
	潤井川	166 潤井川くすのき橋	A	0/12	0.9	0.8	<0.5~1.4	1.1
		188 潤井川前田橋	A	0/12	1.0	0.8	<0.5~1.2	1.1
富士川	富士川下流	45 富士川富士川橋	A	0/12	0.9	0.8	0.5~1.2	1.0
	芝川上流	167 芝川横手沢橋	AA	4/12	1.1*	0.8	<0.5~1.3	0.8
	芝川下流	168 芝川芝富橋	A	0/12	0.7	0.7	<0.5~1.2	0.6
奥駿河湾	興津川上流	51 興津川八幡橋	AA	0/8	<0.5	0.5	<0.5~0.7	0.6
	興津川下流	52 興津川浦安橋	B	0/8	<0.5	0.5	<0.5~0.7	0.7
	巴川	48 巴川巴川橋(区境巴川橋)	C	0/8	1.6	1.3	0.5~2.1	1.5
		49 巴川港橋	C	0/8	0.8	0.7	0.5~1.0	1.0
静岡	安倍川上流	85 安倍川曙橋	AA	0/12	<0.5	<0.5	<0.5~<0.5	<0.5
	安倍川下流	87 安倍川安倍川橋	AA	0/12	<0.5	<0.5	<0.5~<0.5	<0.5
	藁科川	86 藁科川牧ヶ谷橋	AA	0/12	<0.5	<0.5	<0.5~<0.5	<0.5
	浜川	89 浜川浜川新橋	C	0/8	0.8	0.7	0.5~0.9	1.1
	丸子川	90 丸子川べったん橋	C	0/8	0.6	0.6	<0.5~1.2	0.6
	志太	瀬戸川上流	92 瀬戸川勝草橋	AA	0/12	0.7	0.6	<0.5~0.8
瀬戸川下流及び朝比奈川下流		93 瀬戸川当目大橋	B	0/12	1.0	0.9	<0.5~1.7	1.0
朝比奈川上流		94 朝比奈川新横内橋	AA	1/12	0.7	0.7	<0.5~1.1	0.9
小石川		96 小石川八雲橋	D	0/12	1.8	1.5	0.9~2.2	1.8
黒石川		97 黒石川黒石橋	C	0/12	2.5	2.1	0.7~4.6	3.4
栃山川		99 栃山川一色大橋	C	0/12	1.3	1.2	0.8~2.5	2.1
大井川		大井川上流	100 大井川下泉橋	AA	0/12	<0.5	0.5	<0.5~0.9
	大井川中流	101 大井川神座	AA	0/12	<0.5	<0.5	<0.5~<0.5	<0.5
	大井川下流	102 大井川富士見橋	A	1/12	1.1	1.0	0.5~2.6	0.8

水域名	地点番号	測定地点名	類型	X/Y	75%値	平均値	日間平均値の範囲	(参考)	
								R3年度75%値	
榛南小笠	菊川上流	106	菊川高田橋	A	2/12	2.0	1.6	0.8~3.0	1.9
	菊川下流	107	菊川国安橋	A	1/12	1.3	1.1	0.8~2.3	2.5
	牛淵川	172	牛淵川鹿島橋	B	1/12	2.0	1.8	0.8~3.4	2.4
	萩間川	110	萩間川湊橋	A	0/12	1.1	0.9	<0.5~1.7	1.1
	湯日川	174	湯日川岩留橋	A	0/12	0.9	0.9	0.5~1.7	1.1
	坂口谷川	178	坂口谷川寄子橋	B	0/12	1.4	1.2	0.5~1.8	1.3
	勝間田川	179	勝間田川港橋	A	0/12	1.5	1.1	<0.5~2.0	1.8
太田川	太田川上流	114	太田川二瀬(西)橋	AA	4/12	1.2*	0.9	<0.5~2.4	0.8
	太田川下流	115	太田川豊浜橋	A	2/12	1.4	1.7	0.5~8.5	0.8
	原野谷川	116	原野谷川二瀬(東)橋	A	3/12	1.8	1.6	0.9~3.8	1.5
	仿僧川	118	仿僧川東橋	C	0/12	1.1	1.0	<0.5~1.7	1.2
	敷地川	173	敷地川向笠2号橋	A	1/12	1.6	1.2	<0.5~2.2	1.0
	逆川上流	175	逆川鞍下橋	AA	3/12	0.8	0.7	<0.5~1.2	0.6
	逆川下流	177	逆川曙橋	C	0/12	1.8	1.8	0.9~3.4	1.3
天竜川	天竜川上流	121	天竜川鹿島橋	AA	0/12	0.7	0.6	<0.5~1.0	0.8
	天竜川下流	122	天竜川掛塚橋	AA	2/12	0.9	0.8	<0.5~1.1	0.9
馬込川	馬込川上流	127	馬込川茄子橋	C	0/12	1.6	1.3	0.6~4.3	1.0
	馬込川下流	128	馬込川白羽橋	C	0/12	1.0	0.9	0.5~1.9	1.1
浜名湖	新川	147	新川志都呂橋	C	3/12	4.9	4.2	1.1~13	3.7
	伊佐地川	146	伊佐地川中之谷橋	B	0/12	1.0	0.9	0.6~1.3	1.4
	都田川	144	都田川落合橋	A	1/12	1.1	0.9	<0.5~2.3	1.5

(注) *印は基準超過値、X/Yは(環境基準値に適合しない日数)/(総測定日数)

表IV-6-(2) 河川の環境基準点(測定地点)の水質汚濁状況(水生生物保全項目:mg/L)

水域名	地点番号	測定地点名	類型	全亜鉛		ノニルフェノール		LAS		
				m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	
伊豆	伊東大川上流	1	伊東大川八代田橋	生物A	0/1	0.003	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	伊東大川下流	2	伊東大川渚橋	生物B	0/1	0.005	0/1	0.00006	0/1	<0.0006
	河津川	3	河津川館橋	生物A	0/1	0.002	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	稲生沢川	4	稲生沢川新下田橋	生物B	0/1	0.003	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	青野川	6	青野川加畑橋	生物B	0/1	0.006	0/1	0.00007	0/1	0.0007
	白田川	184	白田川しらなみ橋	生物A	0/1	0.003	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
鮎沢川	鮎沢川	20	鮎沢川竹の下えん堤	生物A	0/1	0.008	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
		19	鮎沢川県境	生物A	0/1	0.006	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
狩野川	狩野川上流	21	狩野川瑞祥橋	生物A	0/1	0.004	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	狩野川中流	22	狩野川大仁橋	生物A	0/12	0.003	0/4	<0.00006	0/4	0.0006
	狩野川下流	24	狩野川徳倉橋	生物B	0/12	0.006	0/4	<0.00006	0/4	0.0012
		25	狩野川黒瀬橋	生物B	0/12	0.005	0/4	<0.00006	0/4	0.0008
	来光川上流	169	来光川大土肥橋	生物A	0/1	0.004	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	来光川下流	170	来光川蛇ヶ橋	生物B	0/12	0.002	0/4	<0.00006	0/4	0.0007
	大場川上流	171	大場川出逢橋	生物A	0/1	0.004	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	大場川下流	28	大場川塚本橋	生物B	0/12	0.010	0/4	<0.00006	0/4	0.0015
	黄瀬川上流	29	黄瀬川あゆつぼの滝	生物B	0/1	0.006	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	黄瀬川下流	30	黄瀬川黄瀬川橋	生物B	0/12	0.011	0/4	<0.00006	0/4	0.0007
田子の浦	沼川上流	39	沼川井出六橋	生物B	0/2	0.018	0/2	<0.00006	0/2	0.0011
	沼川下流	41	沼川沼川新橋	生物B	0/2	0.011	0/2	<0.00006	0/2	0.0027

水域名	地点番号	測定地点名	類型	全亜鉛		ノニルフェノール		LAS		
				m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	
田子の浦	潤井川	166	潤井川くすのき橋	生物A	0/1	0.001	0/1	0.00008	0/1	<0.0006
		188	潤井川前田橋	生物A	0/2	0.006	0/2	<0.00006	0/2	0.0030
富士川	富士川下流	45	富士川富士川橋	生物B	0/12	0.002	0/2	<0.00006	0/4	<0.0006
	芝川上流	167	芝川横手沢橋	生物A	0/1	0.004	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	芝川下流	168	芝川芝富橋	生物A	0/1	0.004	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
奥駿河湾	興津川上流	51	興津川八幡橋	生物A	0/8	0.004	0/2	<0.00006	0/2	<0.0006
	興津川下流	52	興津川浦安橋	生物B	0/8	0.004	0/2	<0.00006	0/2	0.0011
	巴川	48	巴川巴川橋(区境巴川橋)	生物B	0/8	0.013	0/2	0.00012	0/2	0.0013
49		巴川港橋	生物B	0/8	0.010	0/2	0.00008	0/2	0.0044	
静岡	安倍川上流	85	安倍川曙橋	生物A	0/12	0.003	0/4	<0.00006	0/4	<0.0006
	安倍川下流	87	安倍川安倍川橋	生物A	0/12	0.003	0/4	<0.00006	0/4	<0.0006
	藁科川	86	藁科川牧ヶ谷橋	生物A	0/12	0.003	0/4	<0.00006	0/4	0.0006
	浜川	89	浜川浜川新橋	生物B	0/8	0.013	0/2	0.00008	0/2	0.0018
	丸子川	90	丸子川べったん橋	生物B	0/8	0.006	0/2	<0.00006	0/2	0.0021
志太	瀬戸川上流	92	瀬戸川勝草橋	生物A	0/1	0.013	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	瀬戸川下流及び朝比奈川下流	93	瀬戸川当目大橋	生物B	0/1	0.010	0/1	<0.00006	0/1	0.0025
	朝比奈川上流	94	朝比奈川新横内橋	生物A	0/1	0.003	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	小石川	96	小石川八雲橋	生物B	0/1	0.009	0/1	0.00015	0/2	0.021
	黒石川	97	黒石川黒石橋	生物B	0/1	0.009	0/1	0.00007	0/2	0.013
	栃山川	99	栃山川一色大橋	生物B	0/1	0.007	0/1	<0.00006	0/1	0.0024
大井川	大井川上流	100	大井川下泉橋	生物A	0/1	0.005	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	大井川中流	101	大井川神座	生物A	0/12	0.002	0/4	<0.00006	0/4	0.0007
	大井川下流	102	大井川富士見橋	生物A	0/12	0.001	0/4	<0.00006	0/4	<0.0006
榛南小笠	菊川上流	106	菊川高田橋	生物B	0/12	0.008	0/4	<0.00006	0/4	0.0068
	菊川下流	107	菊川国安橋	生物B	0/12	0.009	0/4	0.00025	0/4	0.0056
	牛淵川	172	牛淵川鹿島橋	生物B	0/12	0.009	0/4	0.00007	0/4	0.014
	萩間川	110	萩間川湊橋	生物B	0/2	0.008	0/1	0.00010	0/1	<0.0006
	湯日川	174	湯日川岩留橋	生物B	0/1	0.003	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	坂口谷川	178	坂口谷川寄り橋	生物B	0/1	0.011	0/1	0.00009	0/1	0.0045
	勝間田川	179	勝間田川港橋	生物B	0/1	0.012	0/1	0.00007	0/2	0.021
太田川	太田川上流	114	太田川二瀬(西)橋	生物B	0/1	0.008	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	太田川下流	115	太田川豊浜橋	生物B	0/1	0.015	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	原野谷川	116	原野谷川二瀬(東)橋	生物B	0/1	0.016	0/1	<0.00006	0/1	0.0026
	仿僧川	118	仿僧川束橋	生物B	0/1	0.011	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	敷地川	173	敷地川向笠2号橋	生物B	0/2	0.011	0/1	<0.00006	0/2	0.0018
	逆川上流	175	逆川鞍下橋	生物B	0/2	0.006	0/1	<0.00006	0/1	0.0013
	逆川下流	177	逆川曙橋	生物B	0/1	0.010	0/1	<0.00006	0/1	0.0006
天竜川	天竜川上流	121	天竜川鹿島橋	生物A	0/12	0.006	0/4	<0.00006	0/4	<0.0006
	天竜川下流	122	天竜川掛塚橋	生物B	0/12	0.006	0/4	<0.00006	0/4	<0.0006
馬込川	馬込川上流	127	馬込川茄子橋	生物B	0/4	0.003	0/2	<0.00006	0/2	0.0017
	馬込川下流	128	馬込川白羽橋	生物B	0/4	0.008	0/2	<0.00006	0/2	0.0006
浜名湖	新川	147	新川志都呂橋	生物B	0/4	0.008	0/2	<0.00006	0/2	<0.0006
	伊佐地川	146	伊佐地川中之谷橋	生物B	0/4	0.004	0/2	<0.00006	0/2	0.0034
	都田川	144	都田川落合橋	生物B	0/4	0.003	0/2	<0.00006	0/2	0.0027

(注) *印は基準超過値、m/nは(環境基準値を超える検体数)/(総検体数)

表IV-6-(3) 湖沼の環境基準点(測定地点)の水質汚濁状況(COD:mg/L)

水域名		地点番号	測定地点名	類型	X/Y	75%値	平均値	日間平均値の範囲	(参考) R3年度75%値
天竜川	佐久間ダム貯水池	187	佐久間ダム貯水池ダムサイト	A	0/12	2.2	1.9	1.3~2.9	2.5
浜名湖	佐鳴湖	148	佐鳴湖出口拓希橋	B	11/12	7.8*	7.5	4.5~9.7	7.4*

(注) *印は基準超過値、X/Yは(環境基準値に適合しない日数)/(総測定日数)

表IV-6-(4) 湖沼の水質汚濁状況(全磷:mg/L)

水域名		地点番号	測定地点名	類型	環境基準	X/Y	平均値	日間平均値の範囲	(参考) R3年度平均値
天竜川	佐久間ダム貯水池	187	佐久間ダム貯水池ダムサイト	IV	0.05	0/12	0.023	0.012~0.035	0.039

(注) X/Yは(環境基準値に適合しない日数)/(総測定日数)

表IV-6-(5) 湖沼の環境基準点(測定地点)の水質汚濁状況(水生生物保全項目:mg/L)

水域名		地点番号	測定地点名	類型	全亜鉛		ノニルフェノール		LAS	
					m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
天竜川	佐久間ダム貯水池	187	佐久間ダム貯水池ダムサイト	生物A	0/12	0.005	0/4	0.00006	0/4	0.0006
浜名湖	佐鳴湖	148	佐鳴湖出口拓希橋	生物B	0/4	0.007	0/2	<0.00006	0/2	0.0058

(注) m/nは(環境基準値を超える検体数)/(総検体数)

表IV-6-(6) 海域の環境基準点(測定地点)の水質汚濁状況(COD:mg/L)

水域名		地点番号	測定地点名	類型	X/Y	75%値	平均値	日間平均値の範囲	(参考) R3年度75%値	
伊豆	伊豆沿岸海域	8	神奈川県境沖	A	0/4	1.6	1.4	1.0~1.8	1.4	
		9	熱海港港中央	A	0/4	1.3	1.2	0.7~1.6	1.1	
		10	網代漁港港中央	A	0/4	1.1	1.1	0.7~1.6	1.4	
		11	網代漁港沖	A	0/4	1.1	1.0	0.6~1.5	1.1	
		12	伊東港港中央	A	0/4	1.7	1.4	1.0~1.7	1.5	
		13	稲取漁港港中央	A	0/4	1.3	1.2	0.9~1.5	1.3	
		14	下田港港中央	A	0/4	1.6	1.2	0.8~1.6	1.7	
		15	妻良漁港港中央	A	0/4	1.5	1.3	0.8~1.8	1.4	
		16	松崎港港中央	A	0/4	1.4	1.3	1.0~1.7	1.3	
		17	土肥港港中央	A	0/4	1.4	1.2	0.7~1.7	1.2	
奥駿河湾	田子の浦港	60	C水域田子の浦港(1)	C	0/12	3.1	2.7	1.9~3.7	3.8	
		61	C水域田子の浦港(2)	C	0/12	3.4	3.3	2.4~5.0	3.7	
		62	C水域田子の浦港(3)	C	0/8	2.0	1.7	<0.5~2.6	1.8	
		田子の浦地先海域(甲)	63	B水域田子の浦地先(1)	B	1/8	2.5	2.1	1.2~3.3	2.4
			64	B水域田子の浦地先(2)	B	0/8	2.3	2.0	1.2~2.7	2.0
65	B水域田子の浦地先(3)		B	0/8	1.8	1.5	0.6~2.7	2.1		

水域名	地点番号	測定地点名	類型	X/Y	75%値	平均値	日間平均値の範囲	(参考) R3年度75%値	
奥駿河湾	田子の浦地先海域(乙)	66	A水域田子の浦地先(1)	A	2/8	2.0	1.6	0.9~2.6	1.9
		67	A水域田子の浦地先(2)	A	0/8	1.7	1.4	0.8~1.8	1.5
		68	A水域田子の浦地先(3)	A	0/8	1.9	1.5	0.7~2.0	2.1*
	奥駿河湾	59	I. B. P	A	1/4	1.8	1.9	1.4~2.8	1.5
		57	富士川沖	A	2/4	2.2*	2.0	1.6~2.7	2.1*
		58	由比川沖	A	2/4	2.2*	2.0	1.6~2.5	1.5
		69	田子の浦沖	A	1/4	1.9	1.8	1.1~2.5	1.5
		70	原町沖	A	1/4	1.9	2.1	1.8~2.8	1.6
	清水港	71	志下沖	A	1/4	1.9	1.7	1.2~2.2	1.9
		72	狩野川河口沖	A	0/4	1.8	1.8	1.6~1.8	1.9
56		江尻埠頭沖	B	3/4	3.6*	3.6	2.7~4.9	2.4	
西駿河湾	沼津港外港及びその前面海域	73	沼津新港前面海域	B	0/4	1.5	1.5	1.3~1.7	1.3
	用宗漁港	79	用宗漁港港中央	B	0/4	2.1	2.0	1.7~2.2	1.6
		74	久能沖	A	1/4	1.9	1.9	1.6~2.2	1.9
	西駿河湾	75	高松沖	A	1/4	1.9	1.9	1.8~2.1	2.1*
		76	石部沖	A	2/4	2.1*	2.1	2.0~2.2	1.8
		77	焼津漁港沖	A	1/4	2.0	1.7	1.0~2.4	1.7
		78	栴山川沖	A	1/4	1.9	1.7	1.0~2.4	2.0
		83	勝間田川沖	A	1/4	1.8	1.6	0.9~2.5	2.1*
	焼津漁港	84	御前崎港港中央	A	1/4	1.9	1.7	1.0~2.1	2.2*
		80	焼津漁港焼津地区港中央	B	0/4	2.4	2.1	1.4~2.6	2.3
81		焼津漁港小川地区港中央	B	0/4	2.4	2.3	1.8~2.9	2.4	
大井川港	82	大井川港港中央	B	0/4	2.0	1.8	1.4~2.0	1.9	
浜名湖	浜名湖	133	浜名湖湖心	A	1/12	1.7	1.3	0.7~2.2	1.9
		135	浜名湖新所	A	1/12	1.5	1.4	0.8~2.1	1.8
		139	浜名湖新居	A	0/12	0.7	0.7	<0.5~1.0	1.7
	鷺津湾	134	浜名湖鷺津	B	0/12	2.4	1.9	1.3~2.5	2.1
	松見ヶ浦	141	浜名湖松見ヶ浦	B	0/12	2.2	1.9	1.3~2.8	2.2
	猪鼻湖	138	浜名湖猪鼻湖	B	2/12	2.9	2.3	1.4~3.3	2.7
	奥庄内湖	136	浜名湖白洲	B	2/12	2.6	2.1	1.3~3.8	2.4
宇布見湾	131	浜名湖塩田	B	0/12	1.3	1.2	0.9~1.6	1.6	
遠州灘	遠州灘	151	新野川沖	A	0/4	1.2	1.1	0.9~1.3	1.0
		152	菊川沖	A	0/4	1.4	1.2	0.8~1.4	0.9
		153	太田川沖	A	0/4	1.0	1.1	0.7~1.5	0.9
		154	馬込川沖	A	0/4	1.2	1.2	1.0~1.4	1.1
		155	浜名湖沖	A	0/4	1.4	1.3	1.0~1.6	1.2
		156	愛知県境沖	A	0/4	1.3	1.3	1.0~1.7	1.1

(注) *印は基準超過値、X/Yは(環境基準値に適合しない日数)/(総測定日数)

表IV-6-(7) 海域の水質汚濁状況（全窒素、全リン：mg/L）

水域名	環境基準 類型	年度平均値		環境基準	測定地点
		全窒素	全 磷		
浜名湖（イ）	海域Ⅱ	0.15	0.018	全窒素 0.3 全 磷 0.03	新居、新場
浜名湖（ロ）	海域Ⅲ	0.41	0.030	全窒素 0.6 全 磷 0.05	湖心、新所、猪鼻湖
浜名湖（ハ）	海域Ⅲ	0.44	0.040	全窒素 0.6 全 磷 0.05	白洲、雄踏

（注） 1 浜名湖における全窒素と全リンの年度平均値は各測定地点表層（上層）の年平均を平均した値

表IV-6-(8) 海域の水質汚濁状況（水生生物保全項目：mg/L）

水域名	地点 番号	測定地点名	類型	全亜鉛		ノニルフェノール		LAS	
				m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
浜名湖	浜名湖イ	133 浜名湖湖心	生物A	0/2	0.003	0/2	<0.00006	0/2	0.0007
		138 浜名湖猪鼻湖	生物A	0/2	0.006	0/2	<0.00006	0/2	0.0008
		141 浜名湖松見ヶ浦	生物A	0/1	0.004	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	浜名湖ロ	131 浜名湖塩田	生物特A	0/2	0.007	0/2	<0.00006	0/2	0.0009
		134 浜名湖鷺津	生物特A	0/2	0.004	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
		135 浜名湖新所	生物特A	0/1	0.004	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
		136 浜名湖白洲	生物特A	0/2	0.005	0/2	<0.00006	0/2	0.0008
139 浜名湖新居	生物特A	0/1	0.004	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006		

イ 水質の推移

(7) 環境基準の達成率の推移

昭和40年代後半が水質汚濁のピークであった。環境基準の達成率は昭和60年度から平成14年度までは90%程度、平成15年度から平成22年度までは95%前後で推移し、平成23年度から平成26年度までは90%前後で推移し、平成27年度以降は95%程度で推移している。(表IV-7)

表IV-7 環境基準（BOD又はCOD）達成率の経年変化

年 度	河川 (%)	海域 (%)	湖沼 (%)	全体 (%)
昭和46	42 (5/12)	—	—	42 (5/ 12)
昭和48	53 (19/36)	80 (20/25)	0 (0/1)	64 (39/ 61)
昭和50	73 (31/42)	98 (50/51)	0 (0/1)	86 (81/ 94)
昭和52	78 (36/46)	94 (51/54)	0 (0/1)	86 (87/101)
昭和54	78 (36/46)	92 (50/54)	0 (0/1)	85 (86/101)
昭和56	73 (34/46)	96 (52/54)	0 (0/1)	85 (86/101)
昭和58	76 (35/46)	94 (51/54)	0 (0/1)	85 (86/101)
昭和60	82 (38/46)	98 (53/54)	0 (0/1)	90 (91/101)
昭和62	80 (37/46)	92 (50/54)	0 (0/1)	86 (87/101)
平成 元	90 (45/50)	96 (52/54)	0 (0/1)	92 (97/105)
平成 3	89 (51/57)	88 (48/54)	0 (0/1)	88 (99/112)
平成 5	88 (53/60)	88 (48/54)	0 (0/1)	87 (101/115)
平成 7	77 (49/63)	100 (54/54)	0 (0/1)	87 (103/118)
平成 9	87 (56/64)	87 (47/54)	0 (0/1)	86 (103/119)
平成11	92 (59/64)	92 (50/54)	0 (0/1)	91 (109/119)
平成13	89 (57/64)	100 (54/54)	0 (0/1)	93 (111/119)
平成14	87 (56/64)	98 (53/54)	0 (0/2)	91 (109/119)
平成15	93 (60/64)	100 (54/54)	0 (0/1)	95 (114/119)
平成17	95 (62/65)	100 (54/54)	0 (0/2)	95 (116/121)
平成18	95 (61/64)	96 (52/54)	0 (0/2)	94 (113/120)
平成19	96 (62/64)	98 (53/54)	50 (1/2)	96 (116/120)
平成20	98 (63/64)	96 (52/54)	50 (1/2)	96 (116/120)
平成21	98 (63/64)	94 (51/54)	50 (1/2)	95 (115/120)
平成22	98 (63/64)	92 (50/54)	50 (1/2)	95 (114/120)
平成23	98 (63/64)	77 (42/54)	50 (1/2)	88 (106/120)
平成24	98 (63/64)	87 (47/54)	50 (1/2)	92 (111/120)
平成25	96 (62/64)	87 (47/54)	0 (0/2)	90 (109/120)
平成26	95 (61/64)	87 (47/54)	50 (1/2)	90 (109/120)
平成27	98 (63/64)	90 (49/54)	50 (1/2)	94 (113/120)
平成28	98 (63/64)	90 (49/54)	50 (1/2)	94 (113/120)
平成29	100 (64/64)	92 (50/54)	50 (1/2)	95 (115/120)
平成30	100 (64/64)	96 (52/54)	50 (1/2)	97 (117/120)
令和 元	100 (64/64)	87 (47/54)	50 (1/2)	93 (112/120)
令和 2	98 (63/64)	88 (48/54)	50 (1/2)	93 (112/120)
令和 3	100 (64/64)	90 (49/54)	50 (1/2)	95 (114/120)
令和 4	97 (62/64)	93 (50/54)	50 (1/2)	94 (113/120)

(注) () 内は、達成地点／環境基準点を示す。

(イ) 水質の経年変化

主な環境基準点におけるBOD・CODの年度平均値の経年変化を表IV-8に示した。
河川と湖沼の令和4年度の平均値は、全ての地点で昭和50年に比べて数値が下がっており、全体的に水質の改善が見られる。

表IV-8 主な環境基準点におけるBOD(湖沼・海域はCOD)の年度平均値の経年変化

測定地点	調査年度											
	S50	S60	H7	H17	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
狩野川 大仁橋(AA)	1.2	1.3	1.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	<0.5	0.5	0.5	0.5
安倍川 曙橋(AA)	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5
大井川 下泉橋(AA)	0.9	0.6	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
天竜川 鹿島橋(AA)	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.8	0.9	0.8	0.6	0.7	0.6
太田川 二瀬(西)橋(AA)	1.6	1.4	1.5	1.0	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9
菊川 高田橋(A)	2.1	2.1	1.7	1.3	0.9	0.7	1.7	1.7	1.1	1.3	1.7	1.6
大場川 塚本橋(A)	4.7	5.0	5.7	2.0	1.2	1.3	0.9	1.1	0.9	0.8	0.9	1.1
黄瀬川あゆつぼ の滝(B)	1.6	2.2	2.6	1.7	1.6	1.3	1.1	1.2	0.9	1.4	1.1	0.9
興津川 浦安橋(B)	3.2	2.5	3.0	1.0	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.5
瀬戸川 当目大橋(B)	4.6	2.6	1.9	1.3	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	1.0	0.9	0.9
巴川 区境巴川橋(C)	8.7	7.7	8.2	4.6	1.3	1.6	1.6	1.5	1.3	1.3	1.3	1.3
馬込川 白羽橋(C)	11	4.1	2.8	2.4	1.4	1.0	1.4	1.1	1.0	1.1	0.9	0.9
新志都呂川 橋(C)	8.3	9.5	7.0	5.0	3.3	4.2	3.8	3.3	3.9	3.0	3.4	4.2
沼川 沼川新橋(D)	5.3	5.4	5.9	3.5	3.2	3.2	2.9	2.1	2.2	2.2	2.4	1.6
小石川 八雲橋(D)	15	13	5.7	4.2	1.4	1.3	1.8	2.1	1.4	1.8	1.6	1.5
浜名湖 湖心(A)	2.3	2.0	1.5	1.3	2.2	2.0	1.9	1.9	1.7	1.8	1.7	1.3
佐鳴湖出口 拓希橋(B)	14	12	12	11	6.9	8.2	8.1	8.0	7.1	6.4	6.9	7.5

(注) () 内は令和4年度における環境基準類型

ウ 水質ランキング

環境基準点における、BODで見た水質の順位は表Ⅳ－9のとおりである。令和4年度は、 $<0.5\text{mg/L}$ となった測定地点(環境基準点)は4地点であった。また、 1.0mg/L 以下の水質が良好な測定地点は44地点であった。

表Ⅳ－9 河川の環境基準点の水質ランキング (BOD：年度平均値)

	河川名	測定地点	令和4年度	
			順位	水質(BOD mg/L)
1	安倍川	曙橋	1	<0.5
2	安倍川	安倍川橋	1	<0.5
3	藁科川	牧ヶ谷橋	1	<0.5
4	大井川	神座	1	<0.5
5	狩野川	大仁橋	5	0.5
6	興津川	八幡橋	5	0.5
7	興津川	浦安橋	5	0.5
8	大井川	下泉橋	5	0.5
9	狩野川	瑞祥橋	9	0.6
10	狩野川	徳倉橋	9	0.6
11	狩野川	黒瀬橋	9	0.6
12	来光川	蛇ヶ橋	9	0.6
13	丸子川	べったん橋	9	0.6
14	瀬戸川	勝草橋	9	0.6
15	天竜川	鹿島橋	9	0.6
16	伊東大川	八代田橋	16	0.7
17	河津川	館橋	16	0.7
18	芝川	芝富橋	16	0.7
19	巴川	港橋	16	0.7
20	浜川	浜川新橋	16	0.7
21	朝比奈川	横内新橋	16	0.7
22	逆川	鞍下橋	16	0.7
23	青野川	加畑橋	23	0.8
24	白田川	しらなみ橋	23	0.8
25	来光川	大土肥橋	23	0.8
26	潤井川	前田橋	23	0.8
27	潤井川	くすのき橋	23	0.8
28	富士川	富士川橋	23	0.8
29	芝川	横手沢橋	23	0.8
30	天竜川	掛塚橋	23	0.8
31	伊東大川	渚橋	31	0.9
32	黄瀬川	あゆつぼの滝	31	0.9
33	瀬戸川	当目大橋	31	0.9
34	萩間川	湊橋	31	0.9
35	湯日川	岩留橋	31	0.9
36	太田川	二瀬(西)橋	31	0.9
37	馬込川	白羽橋	31	0.9
38	伊佐地川	中之谷橋	31	0.9
39	都田川	落合橋	31	0.9
40	稻生沢川	新下田橋	40	1.0
41	鮎沢川	竹の下えん堤	40	1.0
42	鮎沢川	県境	40	1.0
43	大井川	富士見橋	40	1.0
44	仿僧川	東橋	40	1.0

2 水域別の水質汚濁の状況

(1) 伊豆水域 (河川・湖沼)

○は、通年調査 (毎月) を示す。

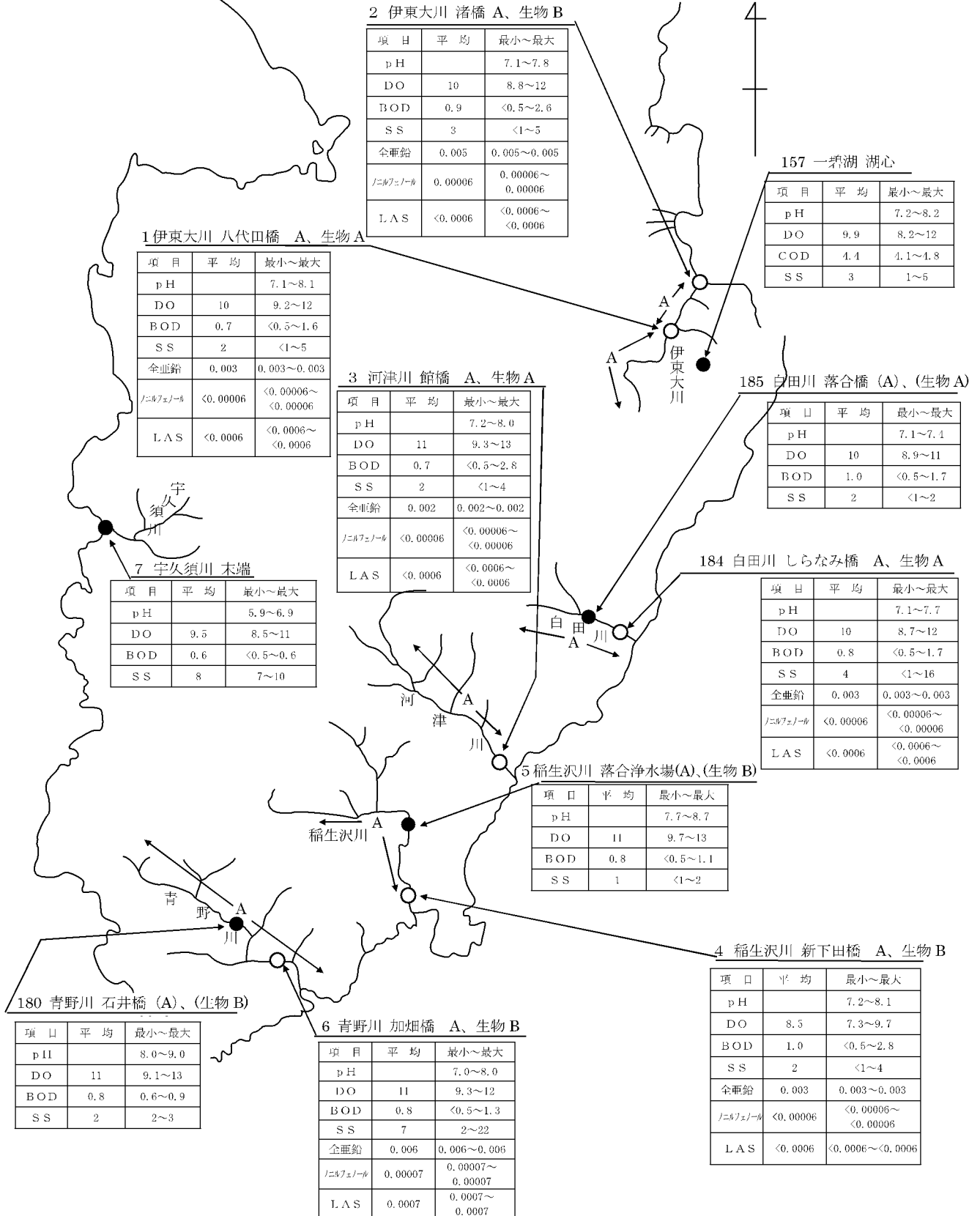
●は、一般調査 (年2回実施) を示す。

測定地点名の左の数字は地点番号を示す。

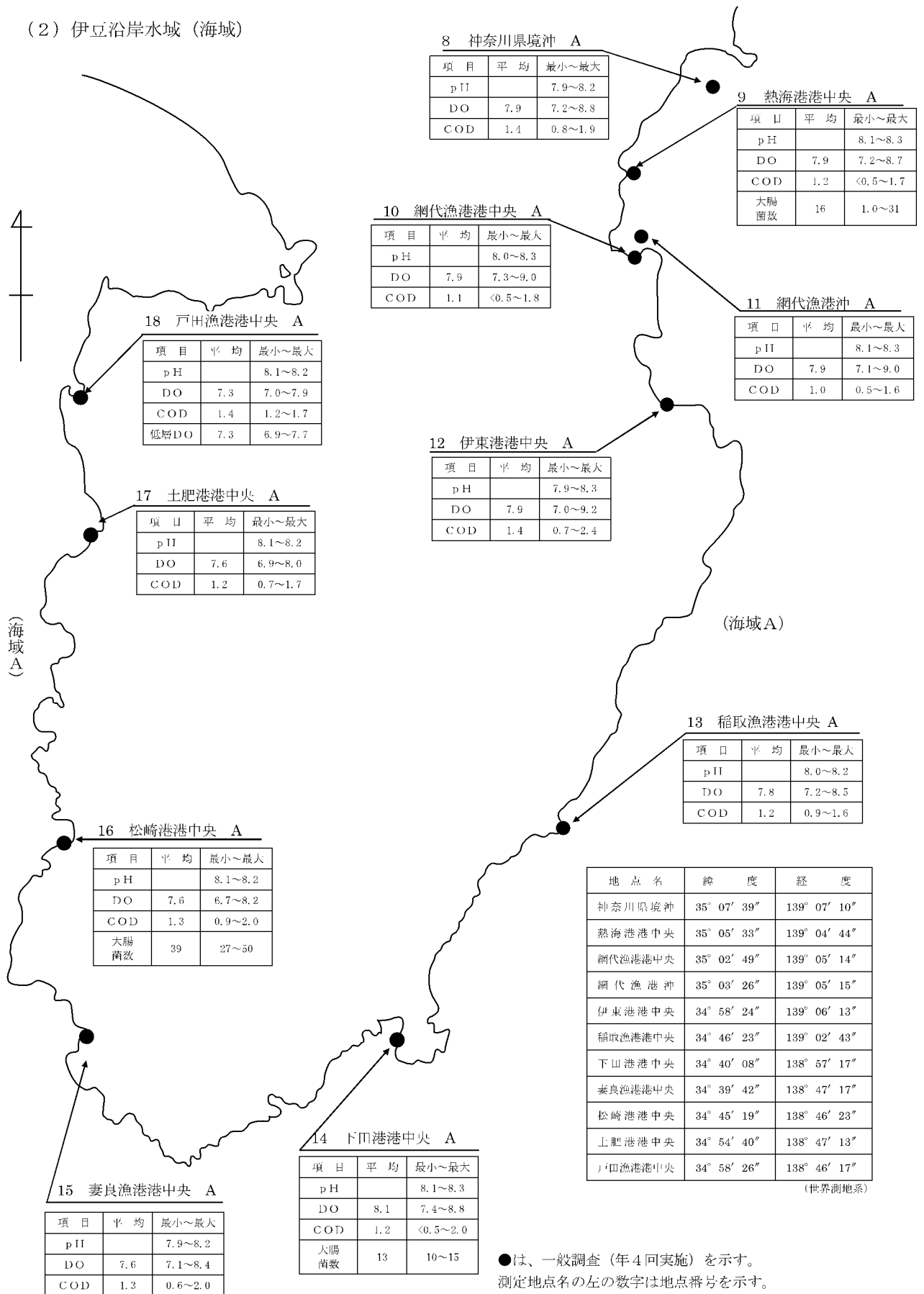
測定地点名の右のA、生物A~Bは環境基準類型を示す。

() 付の測定地点は補助地点を示す。

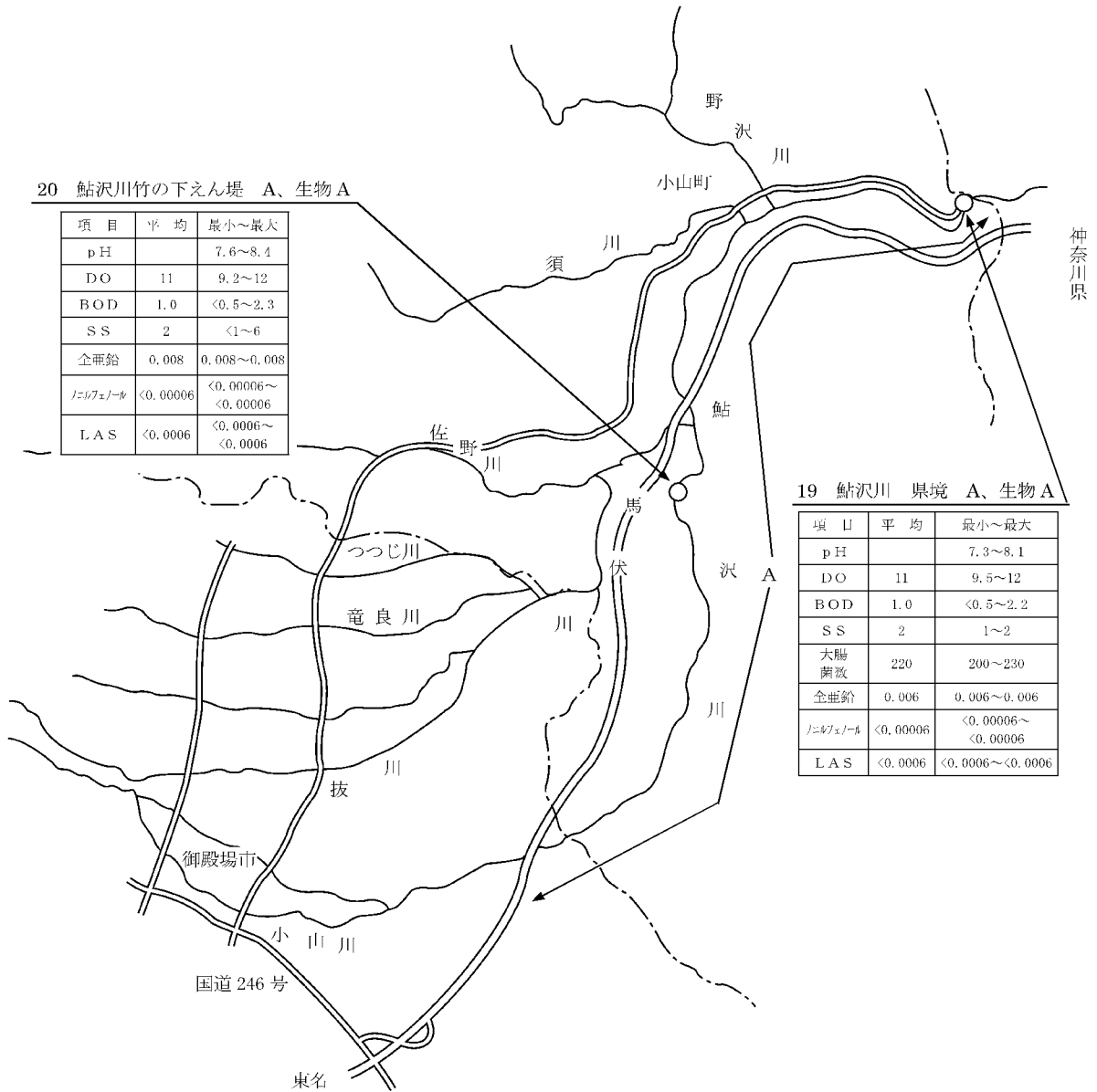
最小~最大は日間平均値ではなく各測定値の最小~最大。



(2) 伊豆沿岸水域 (海域)

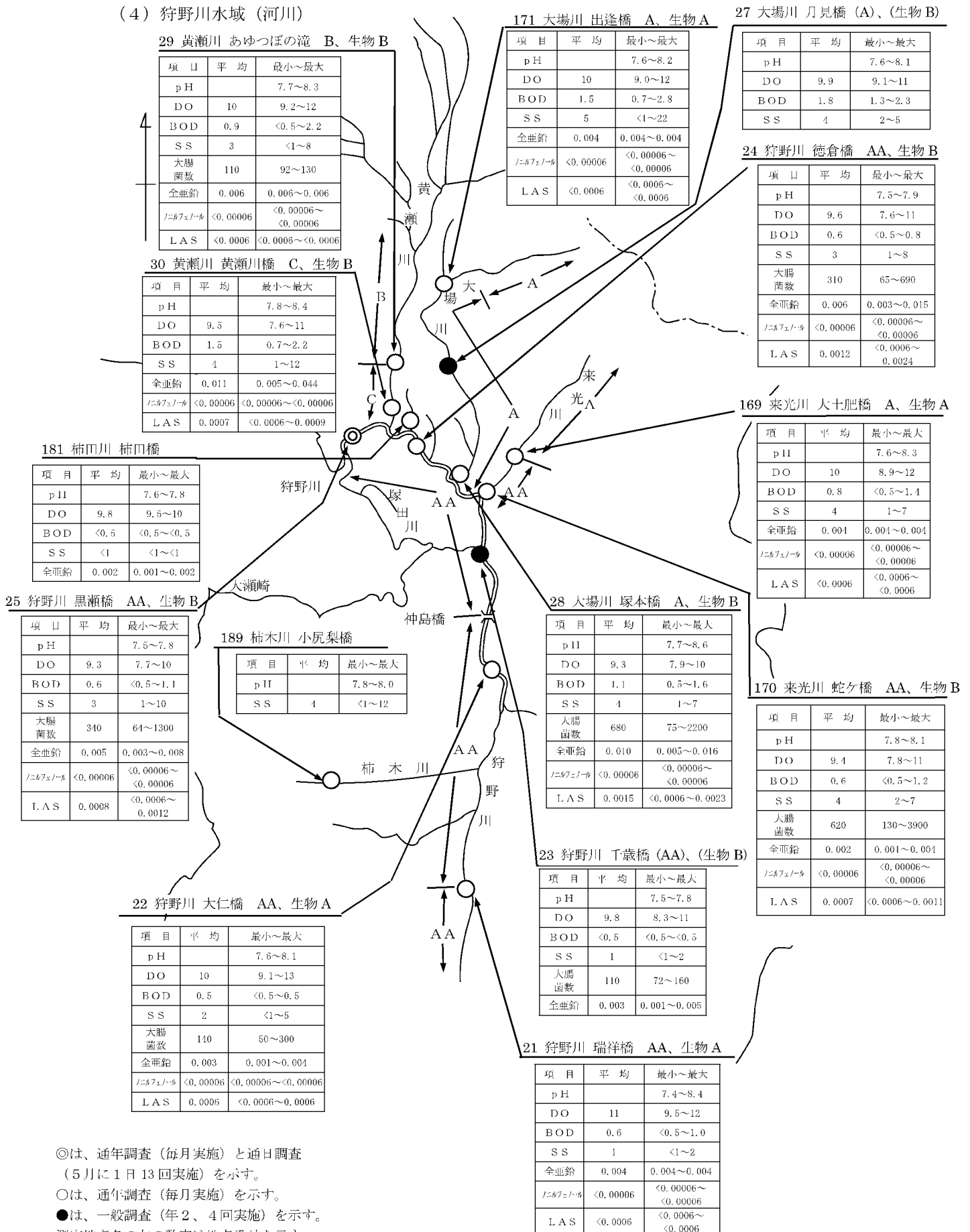


(3) 鮎沢川水域 (河川)



○は、通年調査（毎月実施）を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のA、生物Aは、環境基準類型を示す。
 最小～最大は日間平均値ではなく各測定値の最小～最大。

(4) 狩野川水域 (河川)

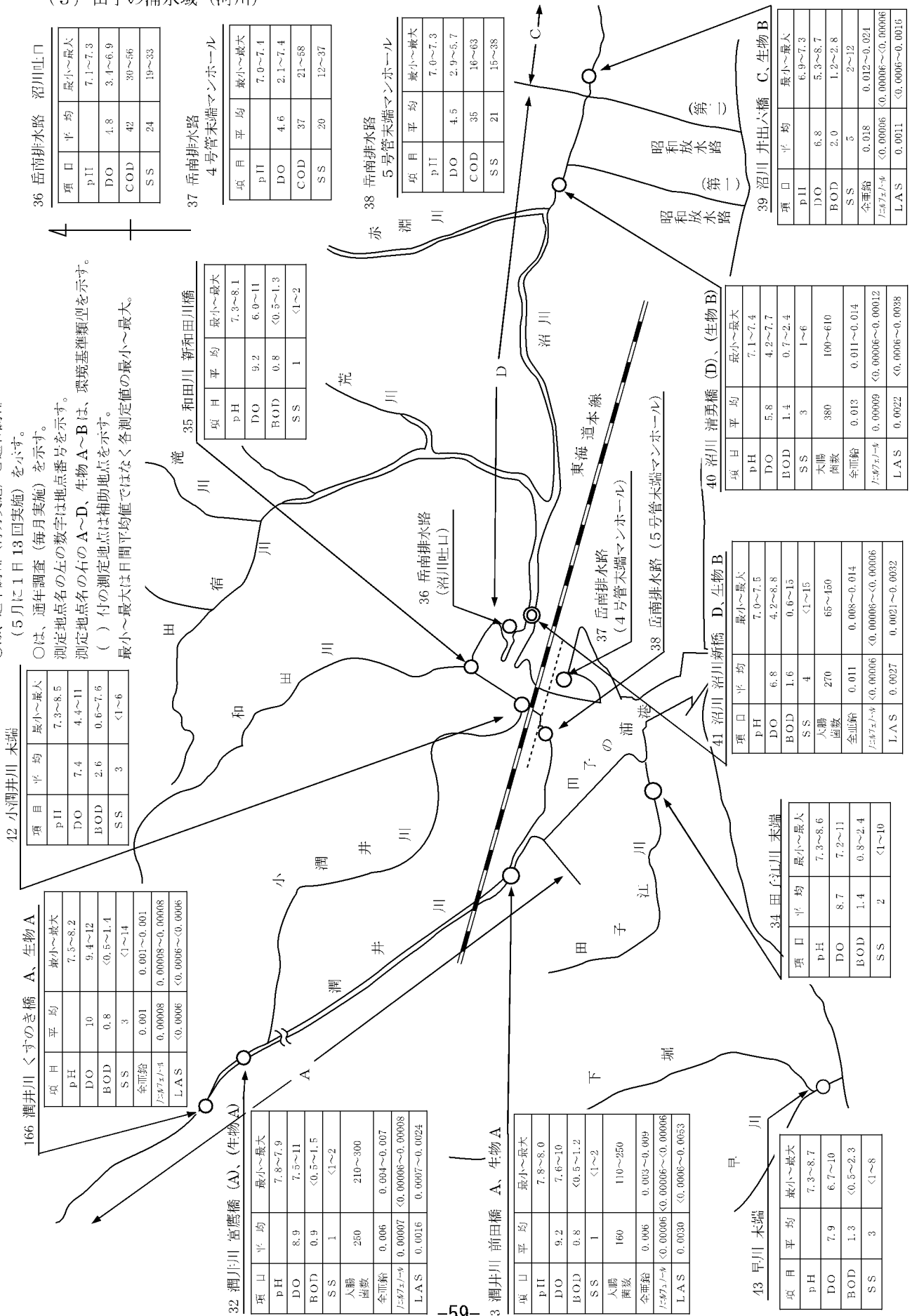


◎は、通年調査 (毎月実施) と通日調査 (5月に1日13回実施) を示す。
 ○は、通年調査 (毎月実施) を示す。
 ●は、一般調査 (年2、4回実施) を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のAA～B、生物A～Bは、環境基準類型を示す。
 () 付の測定地点は補助地点を示す。
 最小～最大は日間平均値ではなく各測定値の最小～最大。

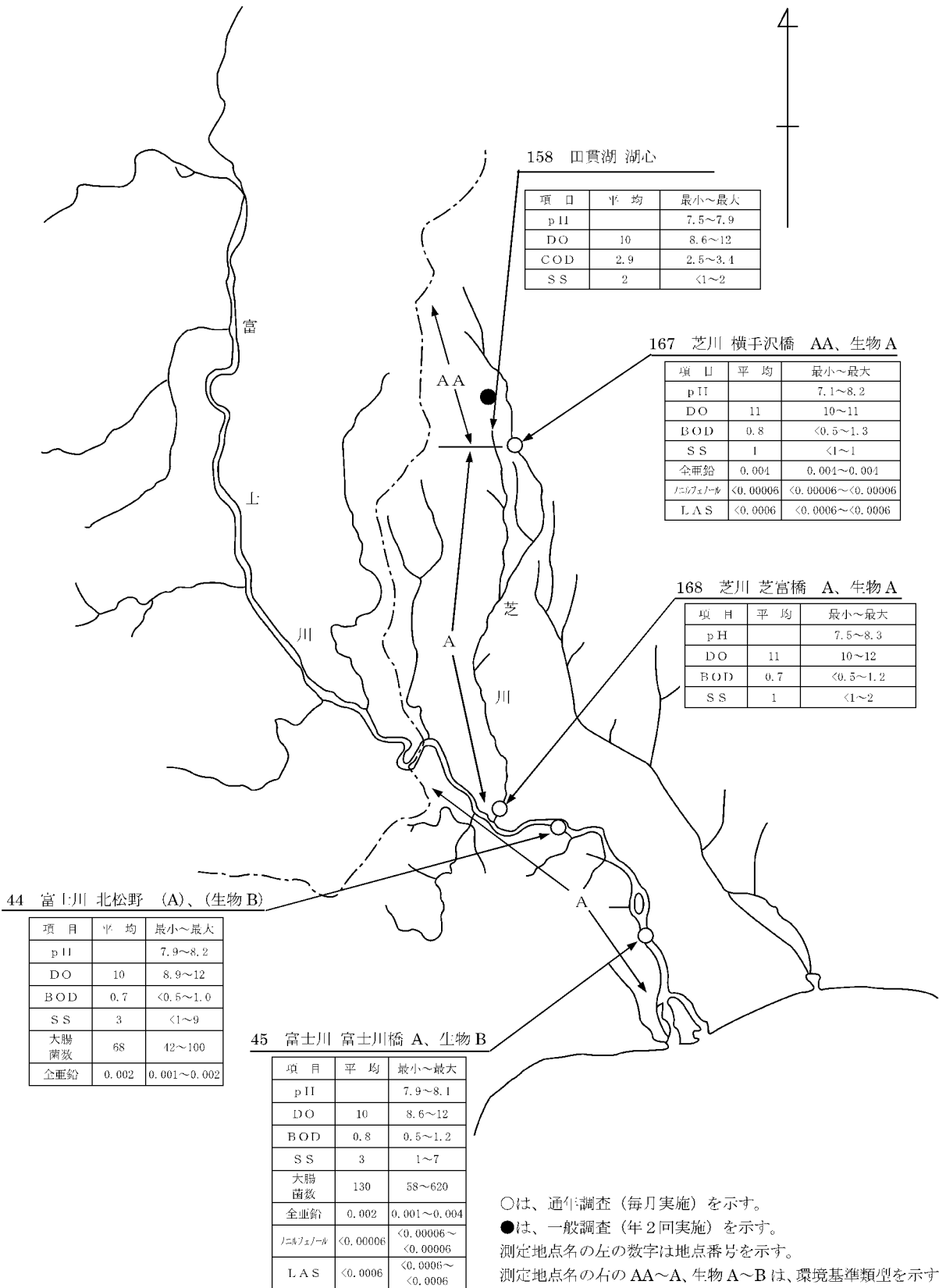
(5) 田子の浦水域 (河川)

◎は、通年調査 (毎月実施) と通日調査 (5月に1日13回実施) を示す。
○は、通年調査 (毎月実施) を示す。

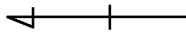
測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
測定地点名の右のA~D、生物A~Bは、環境基準類型を示す。
() 付の測定地点は補助地点を示す。
最小~最大は日間平均値ではなく各測定値の最小~最大。



(6) 富士川水域 (河川・湖沼)



○は、通年調査 (毎月実施) を示す。
 ●は、一般調査 (年2回実施) を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のAA～A、生物A～Bは、環境基準類型を示す。
 () 付の測定地点は補助地点を示す。
 最小～最大は日間平均値ではなく各測定値の最小～最大。



52 興津川 浦安橋 B、生物 B

項目	平均	最小～最大
pH		7.9～8.4
DO	10	9.4～12
BOD	0.5	<0.5～0.7
SS	10	1～70
大腸菌数	250	110～680
全亜鉛	0.004	0.002～0.006
$f=0.7f_{1/4}$	<0.00006	<0.00006～<0.00006
L.A.S	0.0011	<0.0006～0.0016

51 興津川 八幡橋 AA、生物 A

項目	平均	最小～最大
pH		7.9～8.3
DO	10	9.2～13
BOD	0.5	<0.5～0.7
SS	10	<1～67
大腸菌数	160	59～310
全亜鉛	0.004	0.001～0.008
$f=0.7f_{1/4}$	<0.00006	<0.00006～<0.00006
L.A.S	<0.0006	<0.0006～<0.0006

48 巴川 巴川橋(区境巴川橋) C、生物 B

項目	平均	最小～最大
pH		7.4～7.9
DO	9.5	8.6～11
BOD	1.3	0.5～2.1
SS	9	5～16
大腸菌数	320	68～1300
全亜鉛	0.013	0.009～0.016
$f=0.7f_{1/4}$	0.00012	0.00007～0.00016
L.A.S	0.0013	<0.0006～0.0020

項目	平均	最小～最大
pH		7.3～7.7
DO	9.5	8.7～10
BOD	1.5	1.2～1.7
SS	7	4～10
大腸菌数	180	100～260
全亜鉛	0.014	0.012～0.019
$f=0.7f_{1/4}$	0.00014	0.00008～0.00019
L.A.S	0.0023	0.0010～0.0036

49 巴川 港橋 C、生物 B

項目	平均	最小～最大
pH		7.7～7.8
DO	7.6	6.1～9.6
BOD	0.7	0.5～1.0
SS	2	2～3
大腸菌数	440	51～1000
全亜鉛	0.010	0.008～0.013
$f=0.7f_{1/4}$	0.00008	<0.00006～0.00010
L.A.S	0.0044	0.0042～0.0045

50 庵原川 庵原川橋

項目	平均	最小～最大
pH		8.0～8.6
DO	11	9.4～12
BOD	0.6	<0.5～0.7
SS	2	<1～6
大腸菌数	2.7×10^3	$4.0 \times 10^3 \sim 1.2 \times 10^4$
全亜鉛	0.007	0.004～0.011

53 市比川 末端

項目	平均	最小～最大
pH		8.1～8.7
DO	10	9.5～12
BOD	1.2	<0.5～2.4
SS	5	1～19
大腸菌数	190	60～330
全亜鉛	0.008	0.003～0.018

183 由比川 入山橋

項目	平均	最小～最大
pH		8.0～8.2
DO	10	9.0～12
BOD	0.5	<0.5～0.5
SS	2	<1～3
大腸菌数	79	12～140
全亜鉛	0.004	0.003～0.005

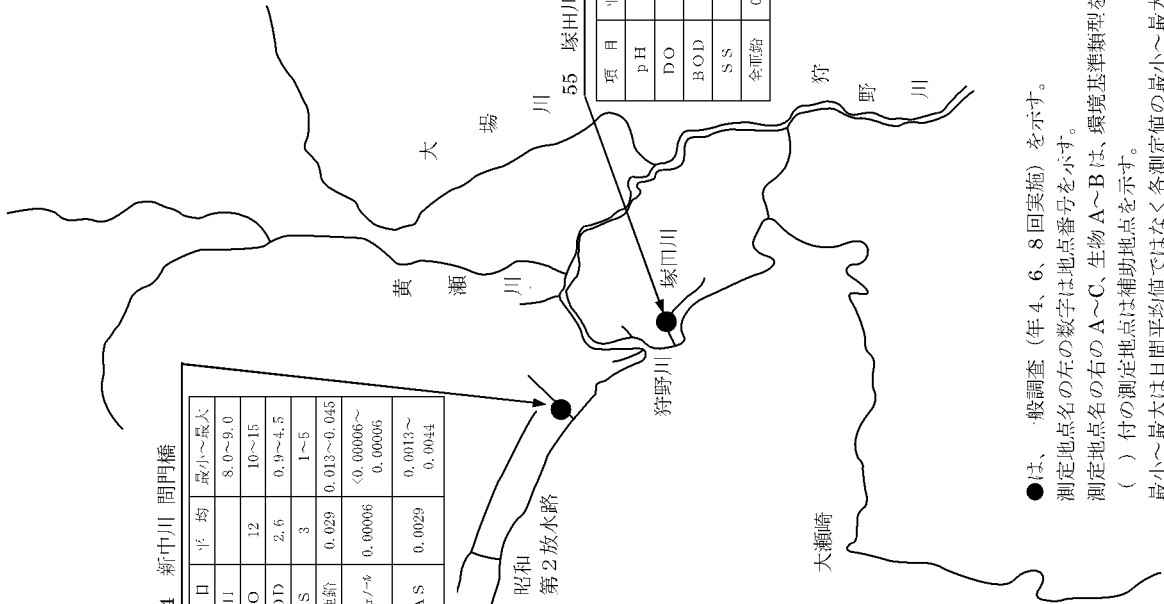
54 新中川 間門橋

項目	平均	最小～最大
pH		8.0～9.0
DO	12	10～15
BOD	2.6	0.9～4.5
SS	3	1～5
全亜鉛	0.029	0.013～0.045
$f=0.7f_{1/4}$	0.00006	<0.00006～0.00006
L.A.S	0.0029	0.0013～0.0044

55 塚田川 せせらぎ橋

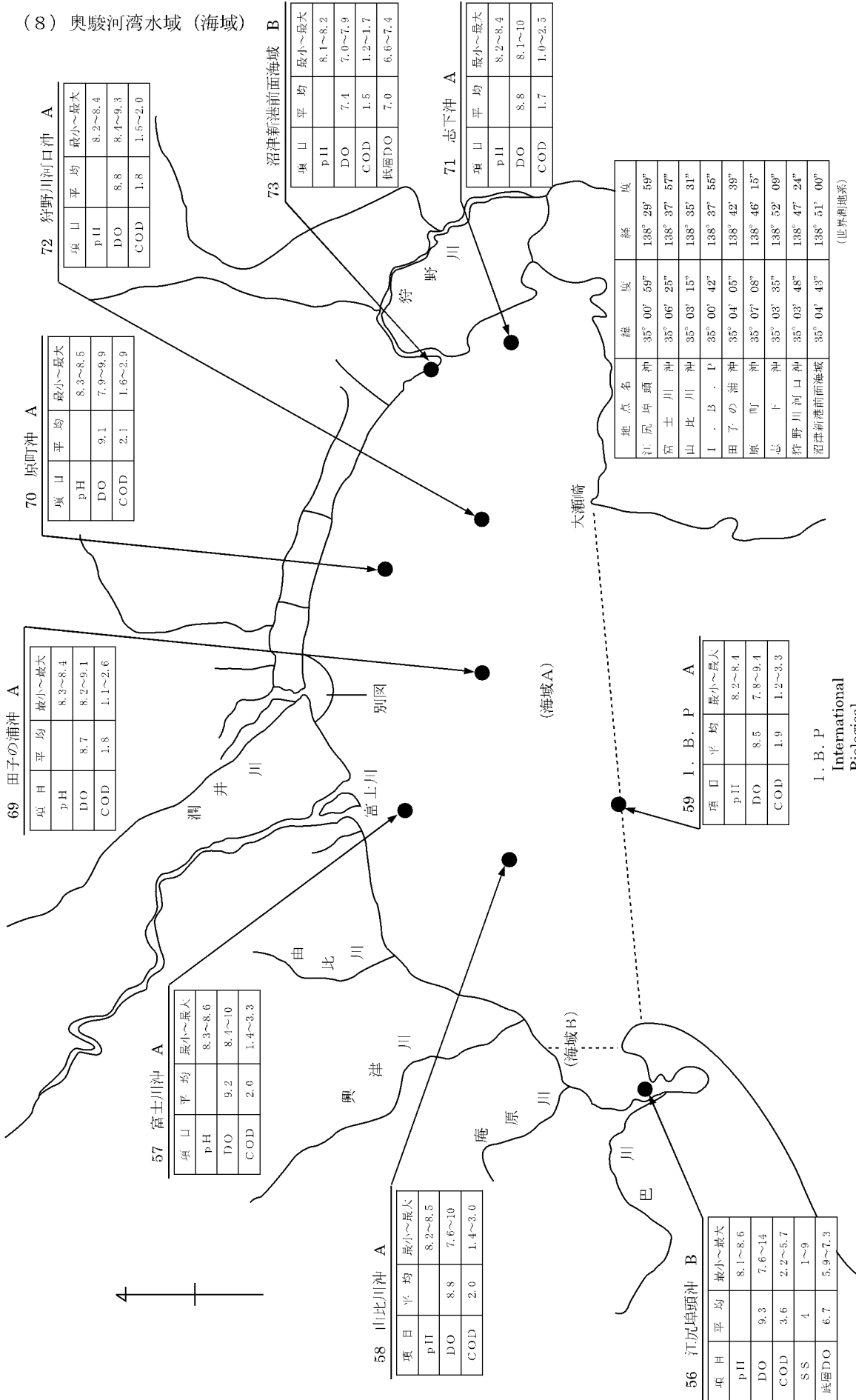
項目	平均	最小～最大
pH		7.3～7.8
DO	7.9	6.7～9.3
BOD	2.8	1.7～4.0
SS	6	2～10
全亜鉛	0.014	0.011～0.017

(7) 奥駿河湾水域 (河川)



●は、一般調査(年4、6、8回実施)を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のA～C、生物A～Bは、環境基準類型を示す。
 () 付の測定地点は補助地点を示す。
 最小～最大は日間平均値ではなく各測定値の最小～最大。

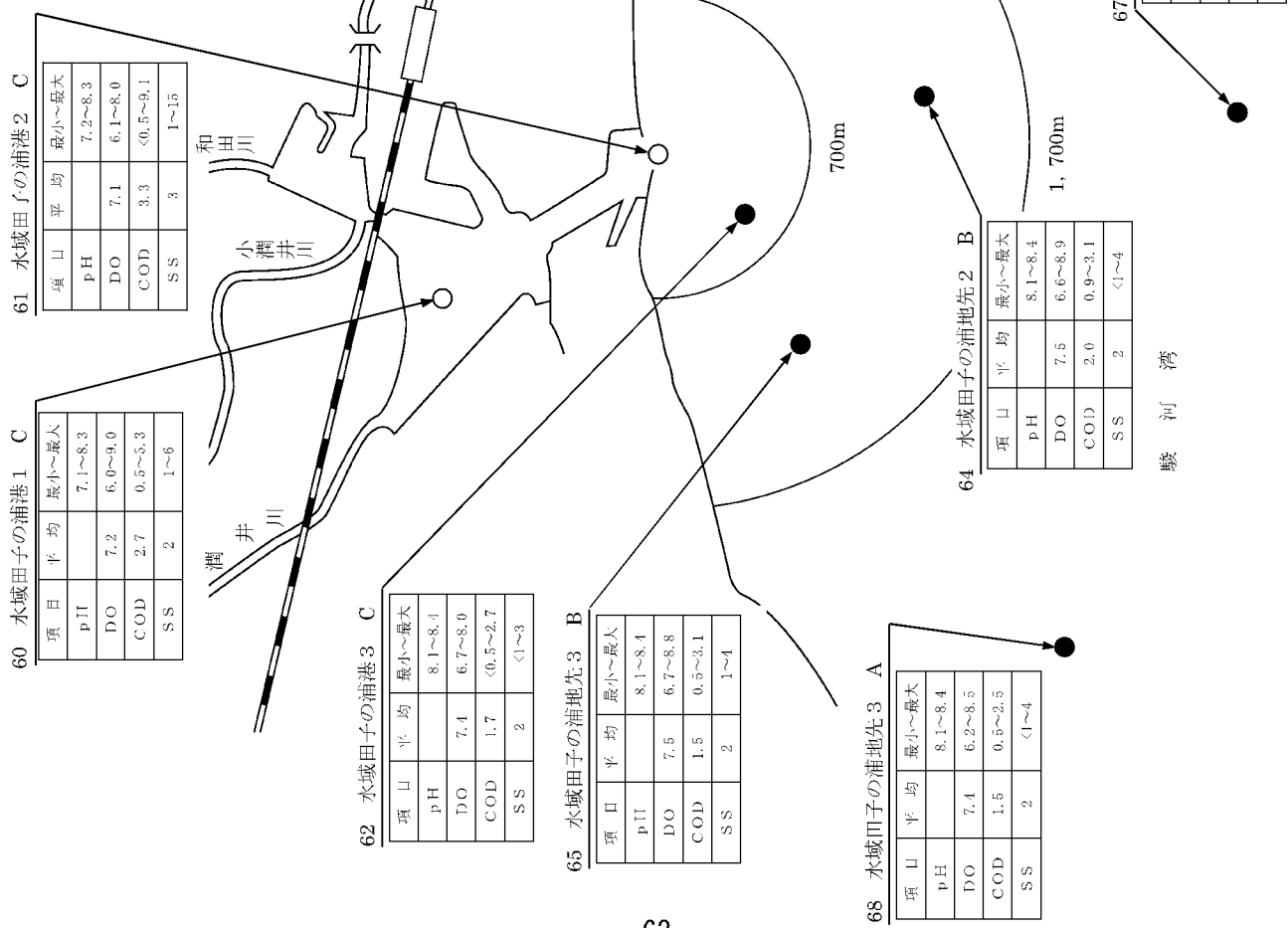
(8) 奥駿河湾水域 (海域)



●は、一観調査 (年 4 回実施) を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右の A～B は、環境基準類型を示す。
 最小～最大は日間平均値ではなく各測定値の最小～最大。

奥駿河湾水域（海域）別図

○は、通年調査（毎月実施）を示す。
●は、一般調査（年8回実施）を示す。
測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
測定地点名の右のA～Cは、環境基準類型を示す。
最小～最大は日間平均値ではなく各測定値の最小～最大。



60 水域田子の浦港1 C

項目	平均	最小～最大
pH	7.1	8.3
DO	7.2	9.0
COD	2.7	5.3
SS	2	1～6

61 水域田子の浦港2 C

項目	平均	最小～最大
pH	7.2	8.3
DO	7.1	8.0
COD	3.3	9.1
SS	3	1～15

62 水域田子の浦港3 C

項目	平均	最小～最大
pH	8.1	8.4
DO	7.4	8.0
COD	1.7	2.7
SS	2	<1～3

65 水域田子の浦港先3 B

項目	平均	最小～最大
pH	8.1	8.4
DO	7.5	8.8
COD	1.5	3.1
SS	2	1～4

68 水域田子の浦港先3 A

項目	平均	最小～最大
pH	8.1	8.4
DO	7.4	8.5
COD	1.5	2.5
SS	2	<1～4

64 水域田子の浦港先2 B

項目	平均	最小～最大
pH	8.1	8.4
DO	7.5	8.9
COD	2.0	3.1
SS	2	<1～4

63 水域田子の浦港先1 B

項目	平均	最小～最大
pH	7.2	8.4
DO	7.4	8.2
COD	2.1	3.7
SS	3	1～6

66 水域田子の浦港先1 A

項目	平均	最小～最大
pH	8.1	8.4
DO	7.4	8.3
COD	1.6	2.7
SS	2	<1～8

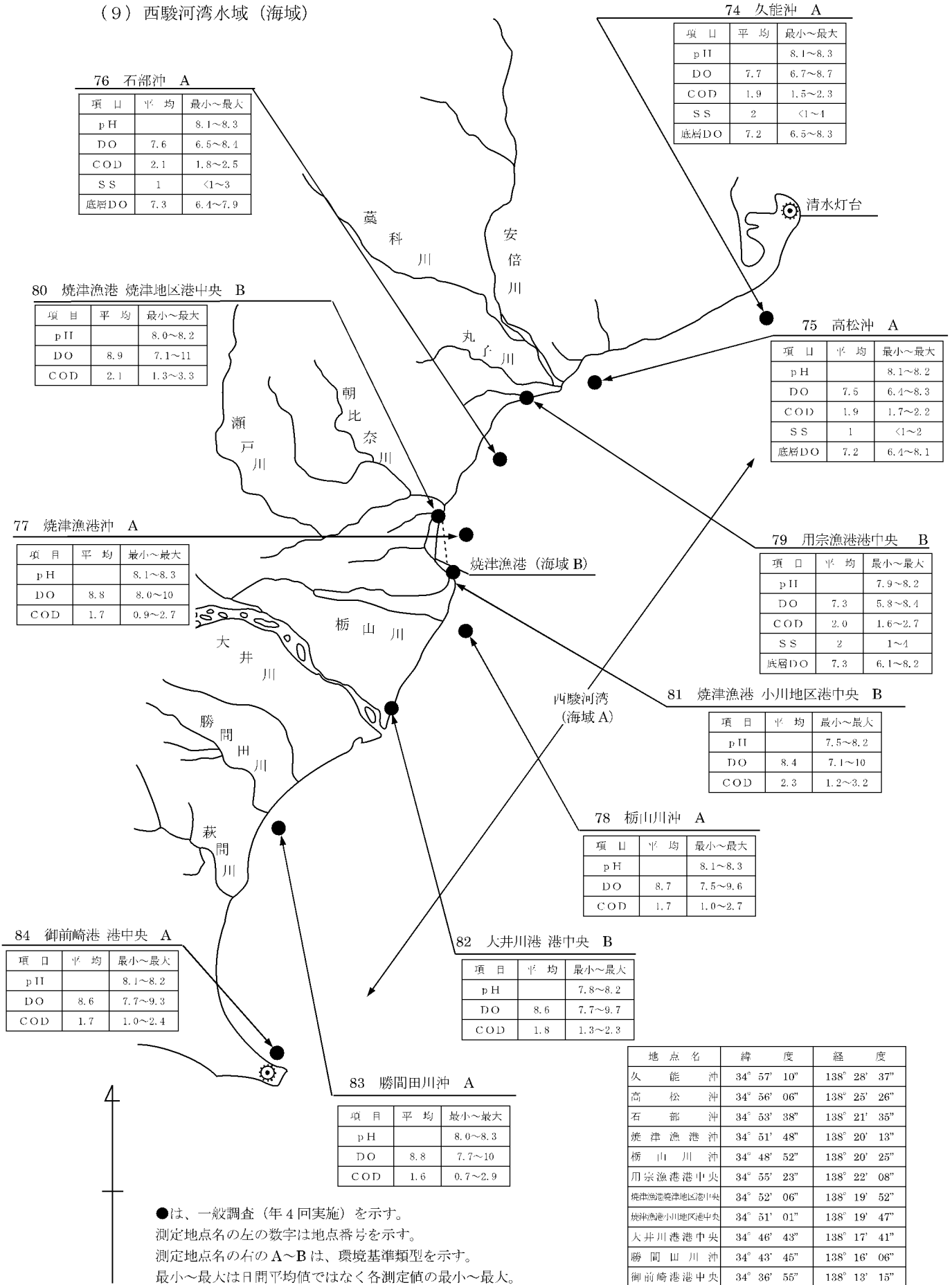
地点名	緯度	経度
田子の浦港C-1	35° 08' 32"	138° 41' 29"
" C-2	35° 08' 06"	138° 41' 55"
" C-3	35° 07' 50"	138° 41' 49"
田子の浦港先海域B-1	35° 07' 48"	138° 42' 39"
" B-2	35° 07' 26"	138° 42' 07"
" B-3	35° 07' 42"	138° 41' 22"
田子の浦港先海域A-1	35° 07' 30"	138° 43' 31"
" A-2	35° 06' 36"	138° 42' 07"
" A-3	35° 07' 08"	138° 40' 31"

(世界測地系)

67 水域田子の浦港先2 A

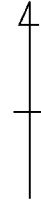
項目	平均	最小～最大
pH	8.1	8.4
DO	7.4	9.1
COD	1.4	2.2
SS	2	<1～4

(9) 西駿河湾水域 (海域)



(10) 静岡水域 (河川)

○は、通年調査 (毎月実施) を示す。
 ●は、一般調査 (年 6、8 回実施) を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右の AA~C、生物 A~B は、環境基準類型を示す。



86 薬科川 牧ヶ谷橋 AA、生物 A

項目	平均	最小~最大
pH		7.6~7.9
DO	9.6	8.2~11
BOD	<0.5	<0.5~<0.5
SS	24	<1~250
大腸菌数	35	2.0~120
全亜鉛	0.003	<0.001~0.021
ノニフェノール	<0.00006	<0.00006~<0.00006
LAS	0.0006	<0.0006~0.0006

85 安倍川 曙橋 AA、生物 A

項目	平均	最小~最大
pH		7.7~8.1
DO	9.8	8.7~11
BOD	<0.5	<0.5~<0.5
SS	25	<1~200
大腸菌数	24	3.0~71
全亜鉛	0.003	<0.001~0.013
ノニフェノール	<0.00006	<0.00006~<0.00006
LAS	<0.0006	<0.0006~<0.0006

87 安倍川 安倍川橋 AA、生物 A

項目	平均	最小~最大
pH		7.8~8.2
DO	9.7	8.2~12
BOD	<0.5	<0.5~<0.5
SS	15	<1~120
大腸菌数	51	8.0~360
全亜鉛	0.003	<0.001~0.012
ノニフェノール	<0.00006	<0.00006~<0.00006
LAS	<0.0006	<0.0006~<0.0006

89 浜川 浜川新橋 C、生物 B

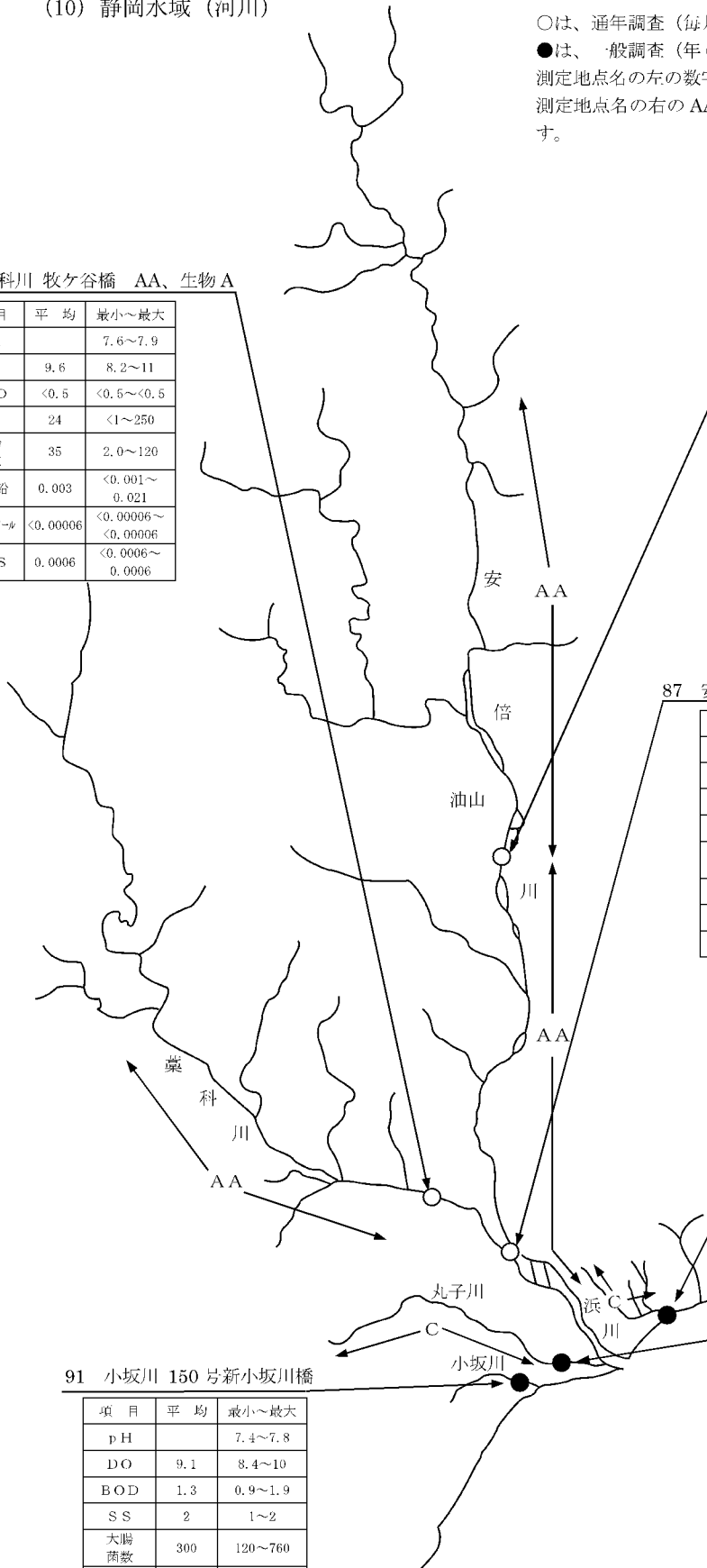
項目	平均	最小~最大
pH		7.4~7.9
DO	9.9	9.2~10
BOD	0.7	0.5~0.9
SS	2	1~3
大腸菌数	520	79~1200
全亜鉛	0.013	0.010~0.018
ノニフェノール	0.00008	<0.00006~<0.00010
LAS	0.0018	0.0014~0.0022

90 丸子川 ペったん橋 C、生物 B

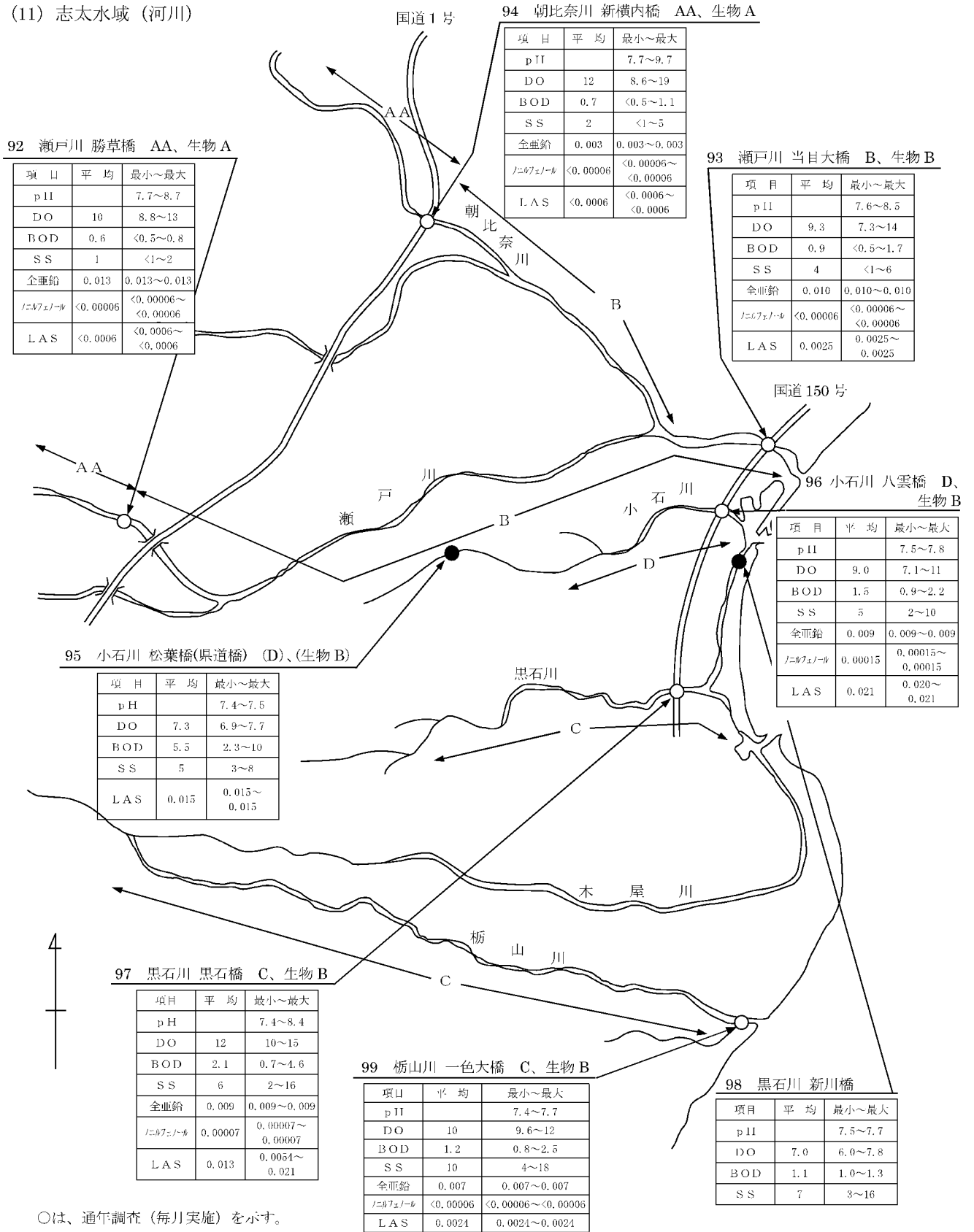
項目	平均	最小~最大
pH		7.6~8.9
DO	12	10~17
BOD	0.6	<0.5~1.2
SS	2	<1~5
大腸菌数	100	47~170
全亜鉛	0.006	0.003~0.013
ノニフェノール	<0.00006	<0.00006~<0.00006
LAS	0.0021	0.0008~0.0033

91 小坂川 150号新小坂川橋

項目	平均	最小~最大
pH		7.4~7.8
DO	9.1	8.4~10
BOD	1.3	0.9~1.9
SS	2	1~2
大腸菌数	300	120~760
全亜鉛	0.010	0.006~0.018

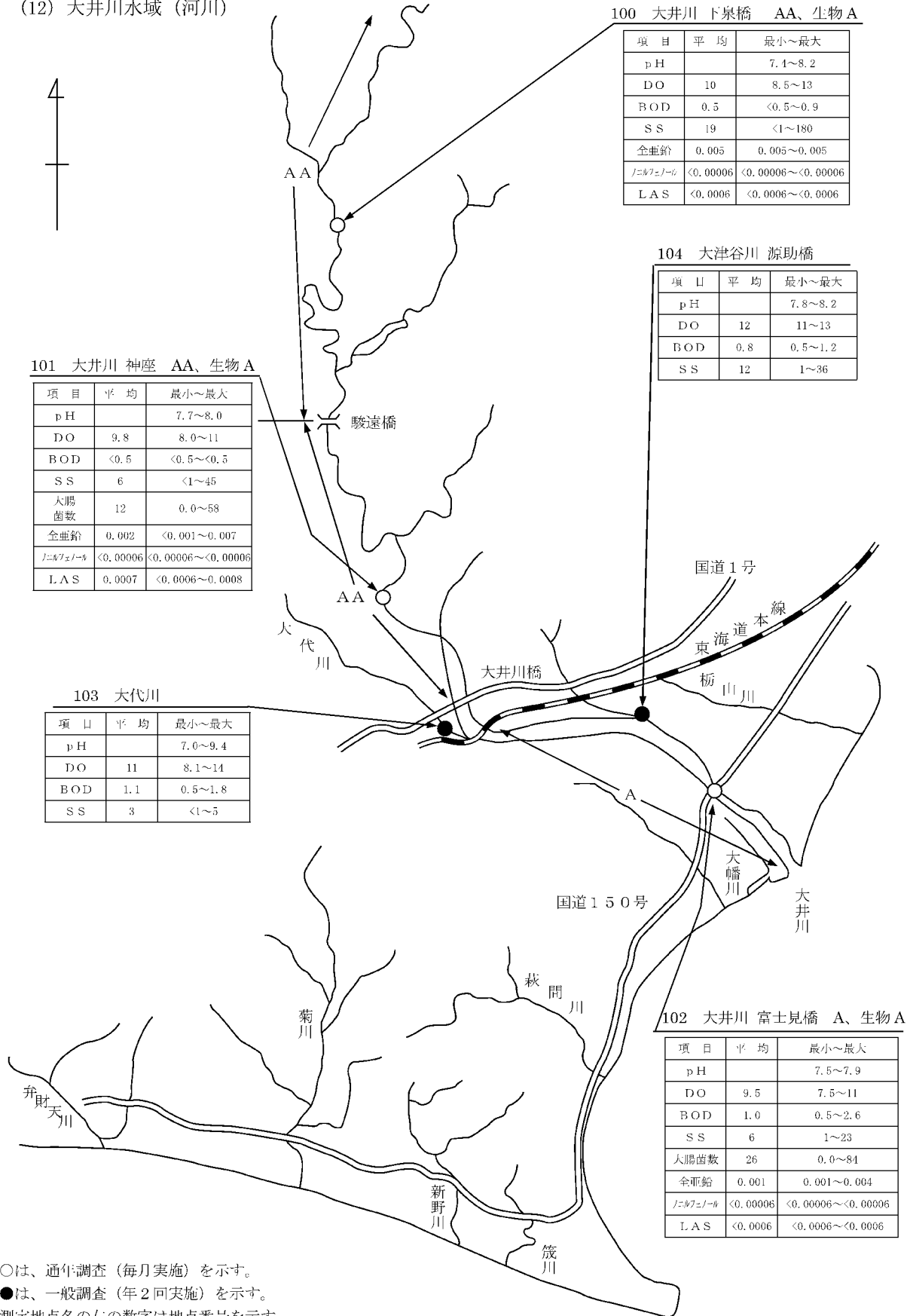


(11) 志太水域 (河川)



○は、通年調査 (毎月実施) を示す。
 ●は、一般調査 (年2、4回実施) を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のAA~D、生物A~Bは、環境基準類型を示す。
 () 付の測定地点は補助地点を示す。
 最小~最大は日間平均値ではなく各測定値の最小~最大。

(12) 大井川水域 (河川)



100 大井川 下泉橋 AA、生物 A

項目	平均	最小～最大
pH		7.4～8.2
DO	10	8.5～13
BOD	0.5	<0.5～0.9
SS	19	<1～180
全亜鉛	0.005	0.005～0.005
ノニフエノル	<0.00006	<0.00006～<0.00006
LAS	<0.0006	<0.0006～<0.0006

104 大津谷川 源助橋

項目	平均	最小～最大
pH		7.8～8.2
DO	12	11～13
BOD	0.8	0.5～1.2
SS	12	1～36

101 大井川 神座 AA、生物 A

項目	平均	最小～最大
pH		7.7～8.0
DO	9.8	8.0～11
BOD	<0.5	<0.5～<0.5
SS	6	<1～45
大腸菌数	12	0.0～58
全亜鉛	0.002	<0.001～0.007
ノニフエノル	<0.00006	<0.00006～<0.00006
LAS	0.0007	<0.0006～0.0008

103 大代川

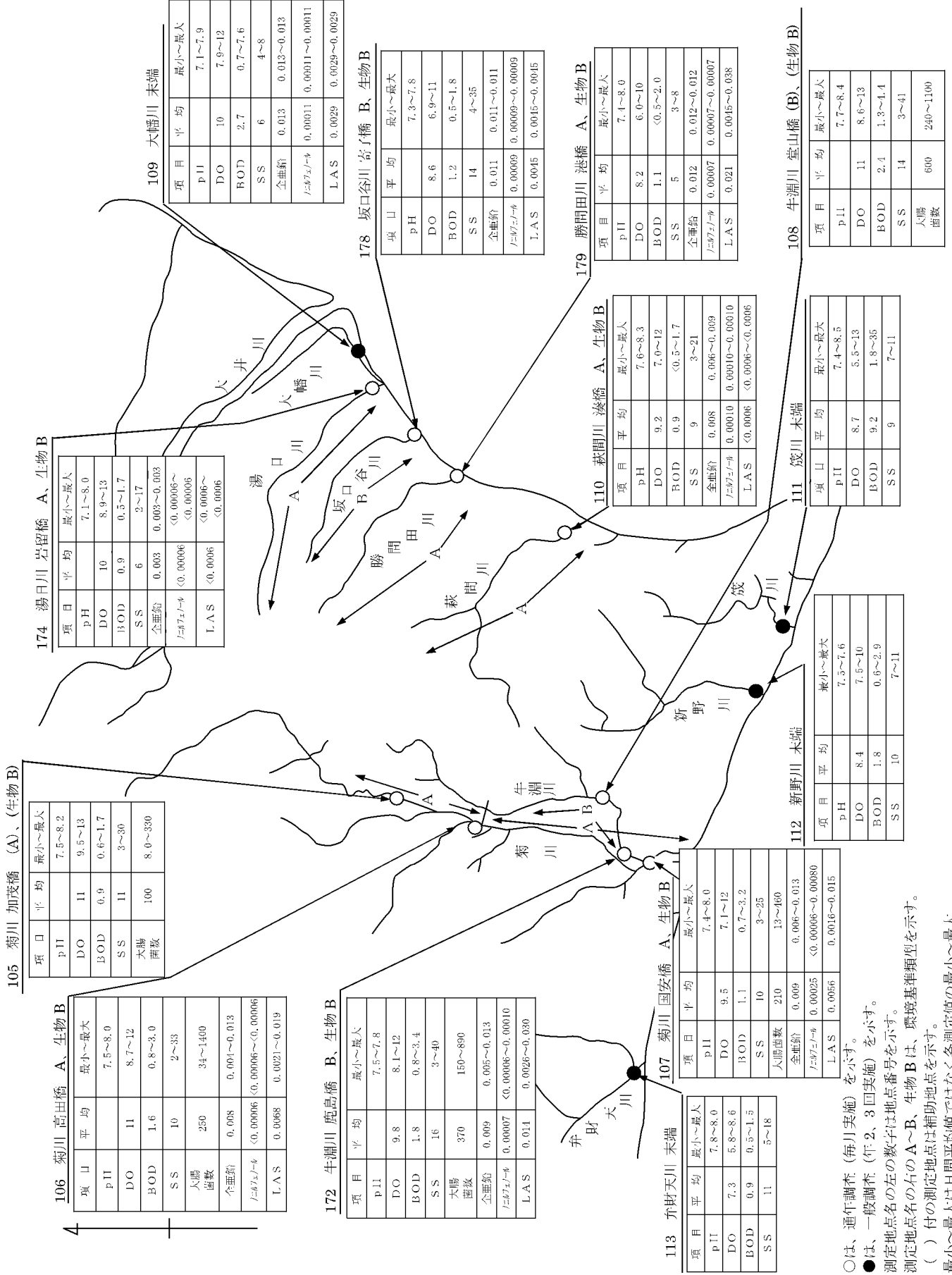
項目	平均	最小～最大
pH		7.0～9.4
DO	11	8.1～14
BOD	1.1	0.5～1.8
SS	3	<1～5

102 大井川 富士見橋 A、生物 A

項目	平均	最小～最大
pH		7.5～7.9
DO	9.5	7.5～11
BOD	1.0	0.5～2.6
SS	6	1～23
大腸菌数	26	0.0～84
全亜鉛	0.001	0.001～0.004
ノニフエノル	<0.00006	<0.00006～<0.00006
LAS	<0.0006	<0.0006～<0.0006

○は、通年調査 (毎月実施) を示す。
 ●は、一般調査 (年2回実施) を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のAA～A、生物Aは、環境基準類型を示す。
 最小～最大は日間平均値ではなく各測定値の最小～最大。

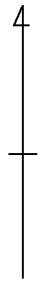
(13) 榛南小笠水域 (河川)



○は、通年調査 (毎月実施) を示す。
 ●は、一般調査 (年2、3回実施) を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のA~B、生物A、生物Bは、環境基準類型を示す。
 () 付の測定地点は補助地点を示す。
 最小~最大は日間平均値ではなく各測定値の最小~最大。

(14) 太田川水域 (河川)

○は、通年調査 (毎月実施) を示す。
 ●は、一般調査 (年2回実施) を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のAA~C、生物Bは、環境基準類型を示す。
 () 付きの測定地点は補助地点を示す。
 最小~最大は日間平均値ではなく各測定値の最小~最大。



173 敷地川 向笠2号橋 A、生物B

項目	平均	最小~最大
pH		7.4~8.4
DO	10	8.5~13
BOD	1.2	<0.5~2.2
SS	10	1~30
全亜鉛	0.011	0.008~0.014
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006~<0.00006
LAS	0.0018	0.0007~0.0028

176 逆川 逆川橋 (C)、(生物B)

項目	平均	最小~最大
pH		7.7~8.4
DO	12	10~13
BOD	2.0	1.4~2.7
SS	7	4~9

175 逆川 鞍下橋 AA、生物B

項目	平均	最小~最大
pH		7.5~8.4
DO	11	7.8~13
BOD	0.7	<0.5~1.2
SS	7	1~20
全亜鉛	0.006	0.003~0.008
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006~<0.00006
LAS	0.0013	0.0013~0.0013

114 太田川 瀬(西)橋 AA、生物B

項目	平均	最小~最大
pH		7.3~7.9
DO	9.4	7.9~11
BOD	0.9	<0.5~2.4
SS	13	1~25
全亜鉛	0.008	0.008~0.008
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006~<0.00006
LAS	<0.0006	<0.0006~<0.0006

177 逆川 曙橋 C、生物B

項目	平均	最小~最大
pH		7.4~8.2
DO	9.0	7.8~10
BOD	1.8	0.9~3.4
SS	6	3~14
全亜鉛	0.010	0.010~0.010
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006~<0.00006
LAS	0.0006	0.0006~0.0006

116 原野谷川 二瀬(東)橋 A、生物B

項目	平均	最小~最大
pH		7.2~7.6
DO	7.5	6.0~10
BOD	1.6	0.9~3.8
SS	9	2~14
全亜鉛	0.016	0.016~0.016
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006~<0.00006
LAS	0.0026	0.0026~0.0026

117 仿僧川 ゴルフ場入口 (C)、(生物B)

項目	平均	最小~最大
pH		7.0~7.1
DO	6.2	5.1~7.0
BOD	2.1	1.3~3.2
SS	11	7~14

119 今之浦川 於福橋

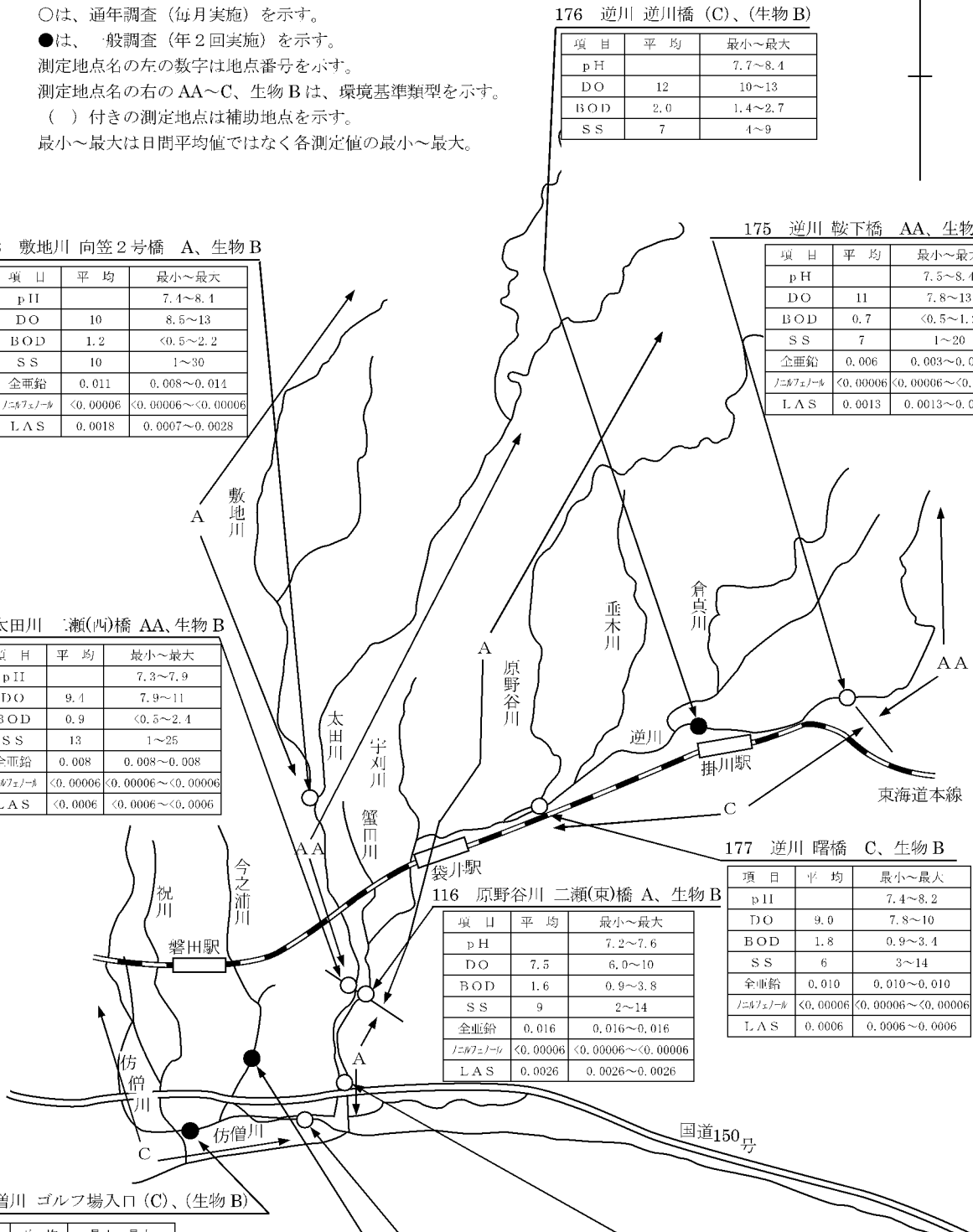
項目	平均	最小~最大
pH		7.1~7.3
DO	7.8	7.4~8.7
BOD	1.6	0.9~3.2
SS	29	12~53

118 仿僧川 東橋 C、生物

項目	平均	最小~最大
pH		7.1~8.0
DO	7.1	5.7~8.1
BOD	1.0	<0.5~1.7
SS	13	4~35
全亜鉛	0.011	0.011~0.011
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006~<0.00006
LAS	<0.0006	<0.0006~<0.0006

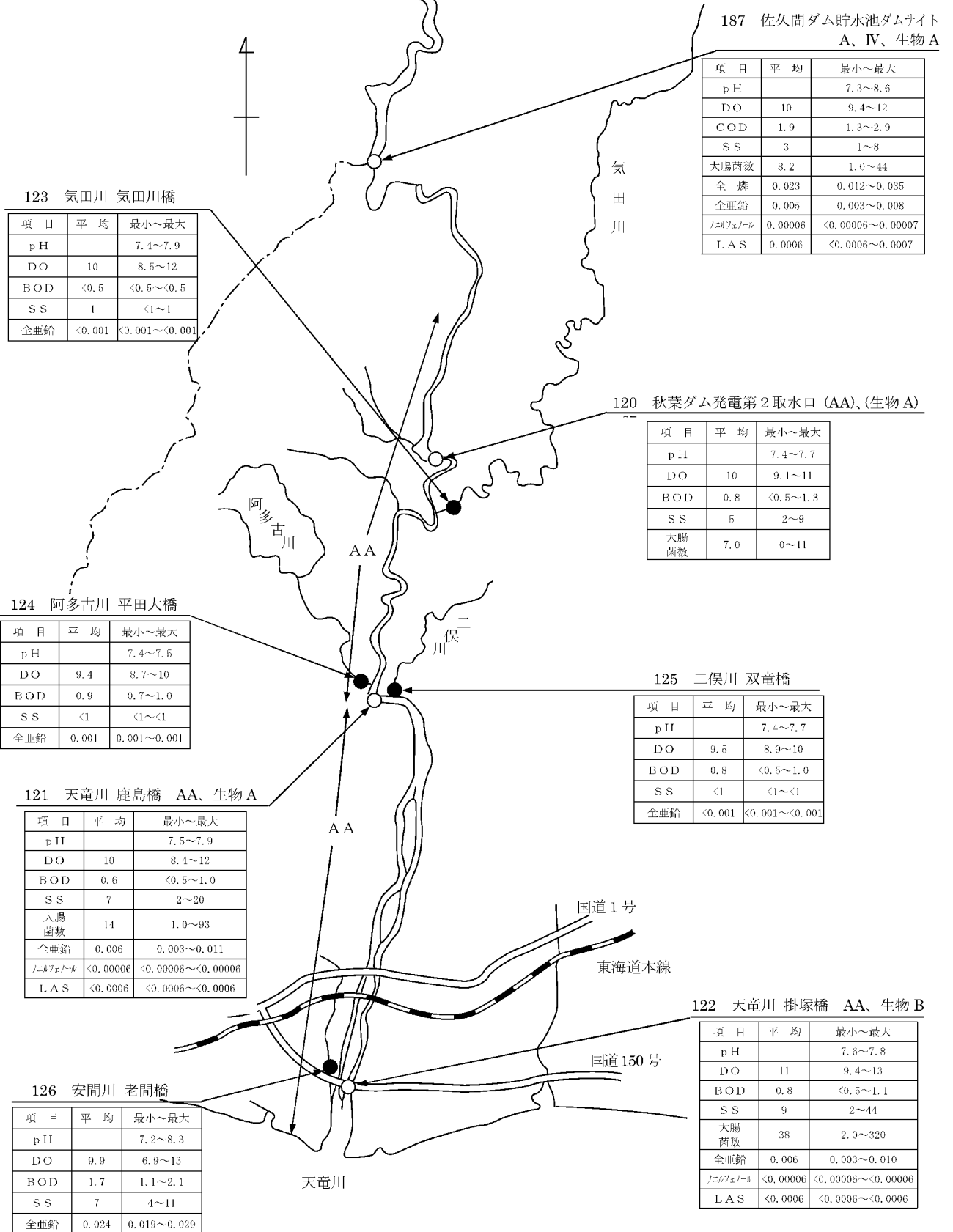
115 太田川 豊浜橋 A、生物B

項目	平均	最小~最大
pH		7.2~8.1
DO	8.0	5.9~10
BOD	1.7	0.5~8.5
SS	11	5~21
全亜鉛	0.015	0.015~0.015
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006~<0.00006
LAS	<0.0006	<0.0006~<0.0006



(15) 天竜川水域 (河川・湖沼)

○は、通年調査 (毎月実施) を示す。
 ●は、一般調査 (年4、6回実施) を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のAA~A、IV、生物A~Bは、環境基準類型を示す。
 () 付の測定地点は補助地点を示す。
 最小~最大は日間平均値ではなく各測定値の最小~最大。



(16) 馬込川水域 (河川)

○は、通年調査 (毎月実施) を示す。
 ●は、一般調査 (年6回実施) を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右の C、生物 B は、環境基準類型を示す。
 最小～最大は日間平均値ではなく各測定値の最小～最大。



127 馬込川 茄子橋 C、生物 B

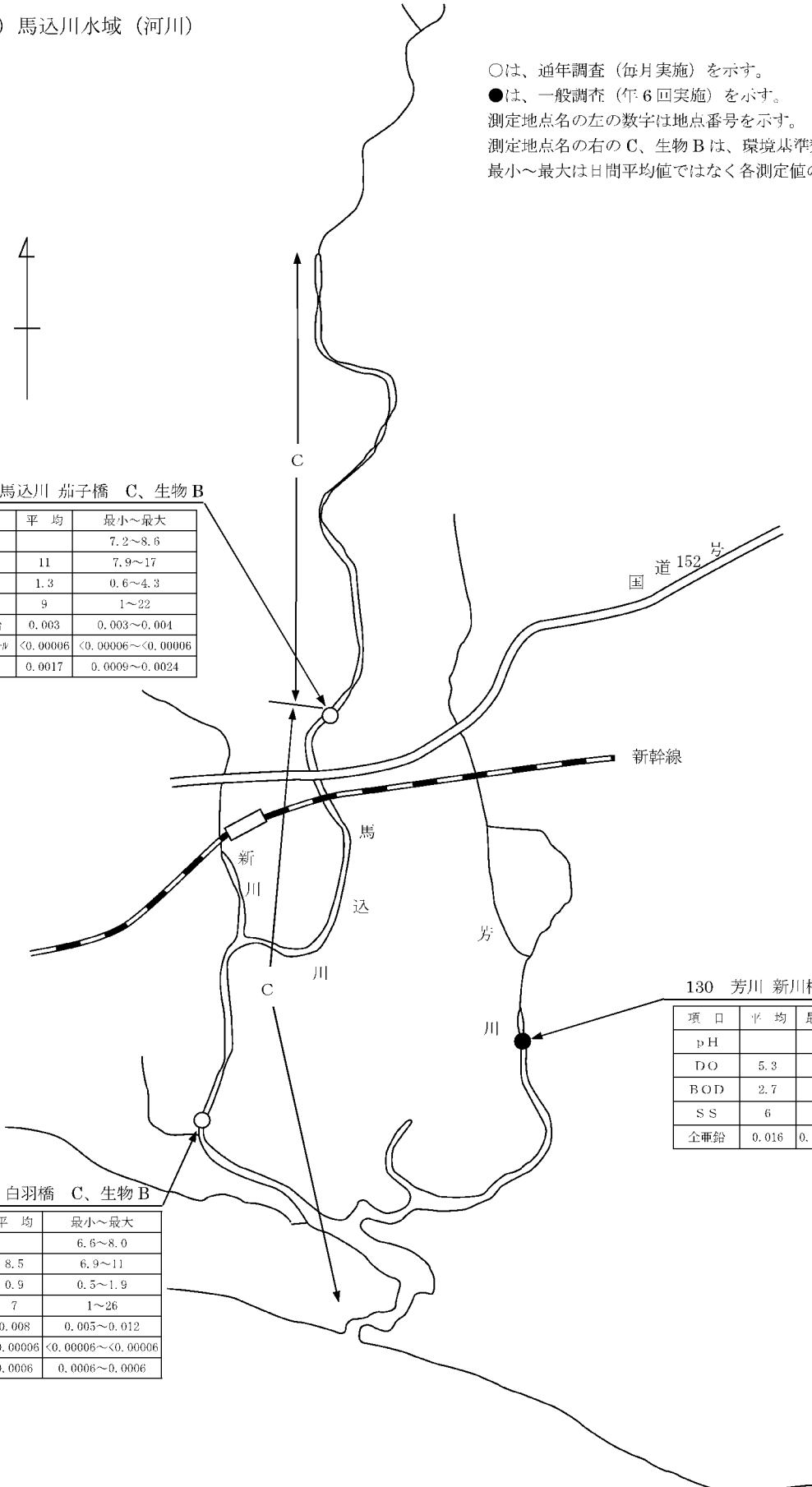
項目	平均	最小～最大
pH		7.2~8.6
DO	11	7.9~17
BOD	1.3	0.6~4.3
SS	9	1~22
全亜鉛	0.003	0.003~0.004
1-メチル-2-N	<0.00006	<0.00006~<0.00006
LAS	0.0017	0.0009~0.0024

130 芳川 新川橋

項目	平均	最小～最大
pH		7.3~7.5
DO	5.3	4.1~6.8
BOD	2.7	1.0~4.3
SS	6	4~10
全亜鉛	0.016	0.013~0.018

128 馬込川 白羽橋 C、生物 B

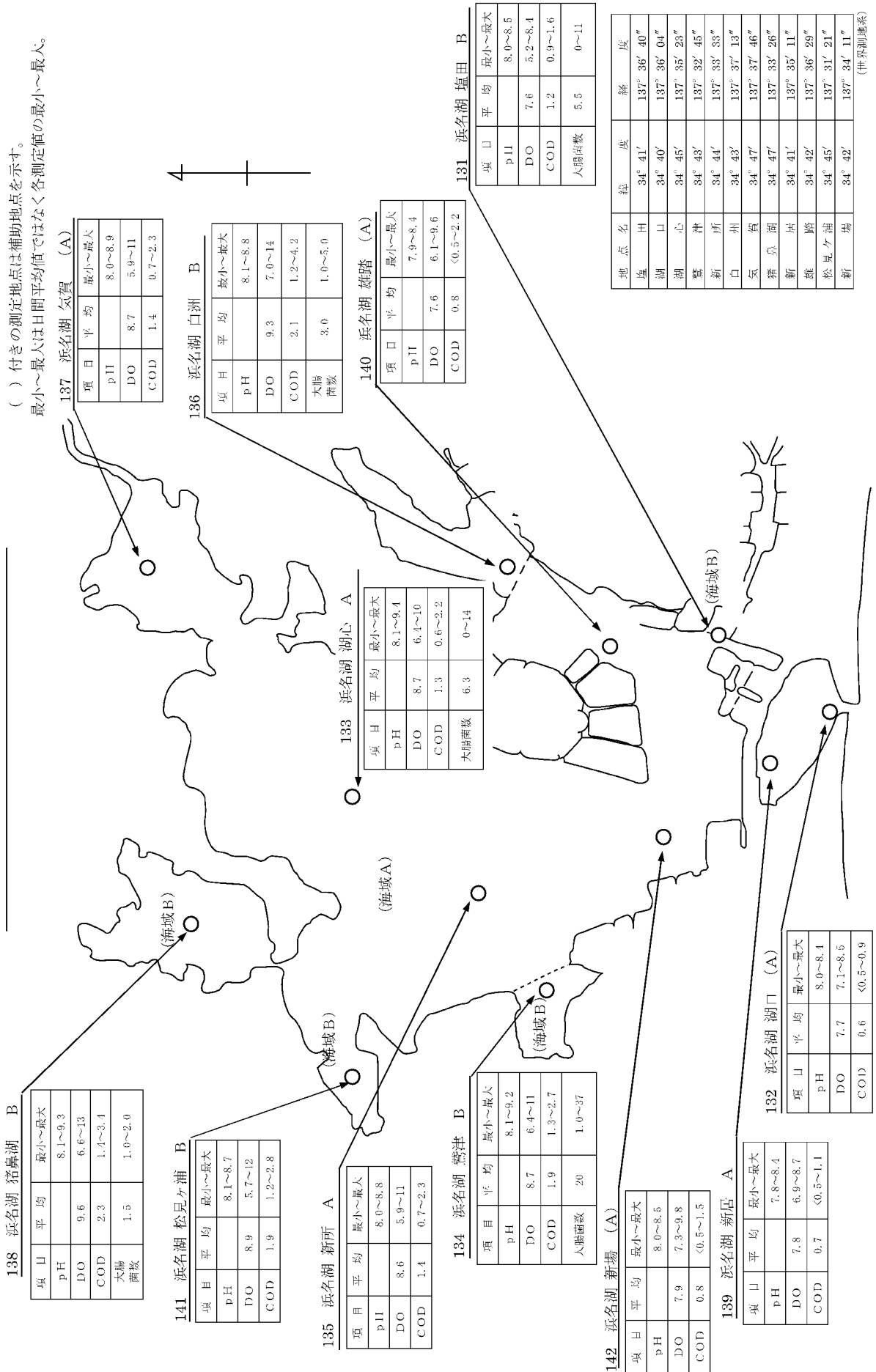
項目	平均	最小～最大
pH		6.6~8.0
DO	8.5	6.9~11
BOD	0.9	0.5~1.9
SS	7	1~26
全亜鉛	0.008	0.005~0.012
1-メチル-2-N	<0.00006	<0.00006~<0.00006
LAS	0.0006	0.0006~0.0006



(17) 浜名湖水域 (海域) pH、DO、COD、大腸菌数

○は、通年調査 (毎月実施) を示す。
 測定地点名の右の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のA~Bは、環境基準類型を示す。
 () 付きの測定地点は補助地点を示す。
 最小~最大は日間平均値ではなく各測定値の最小~最大。

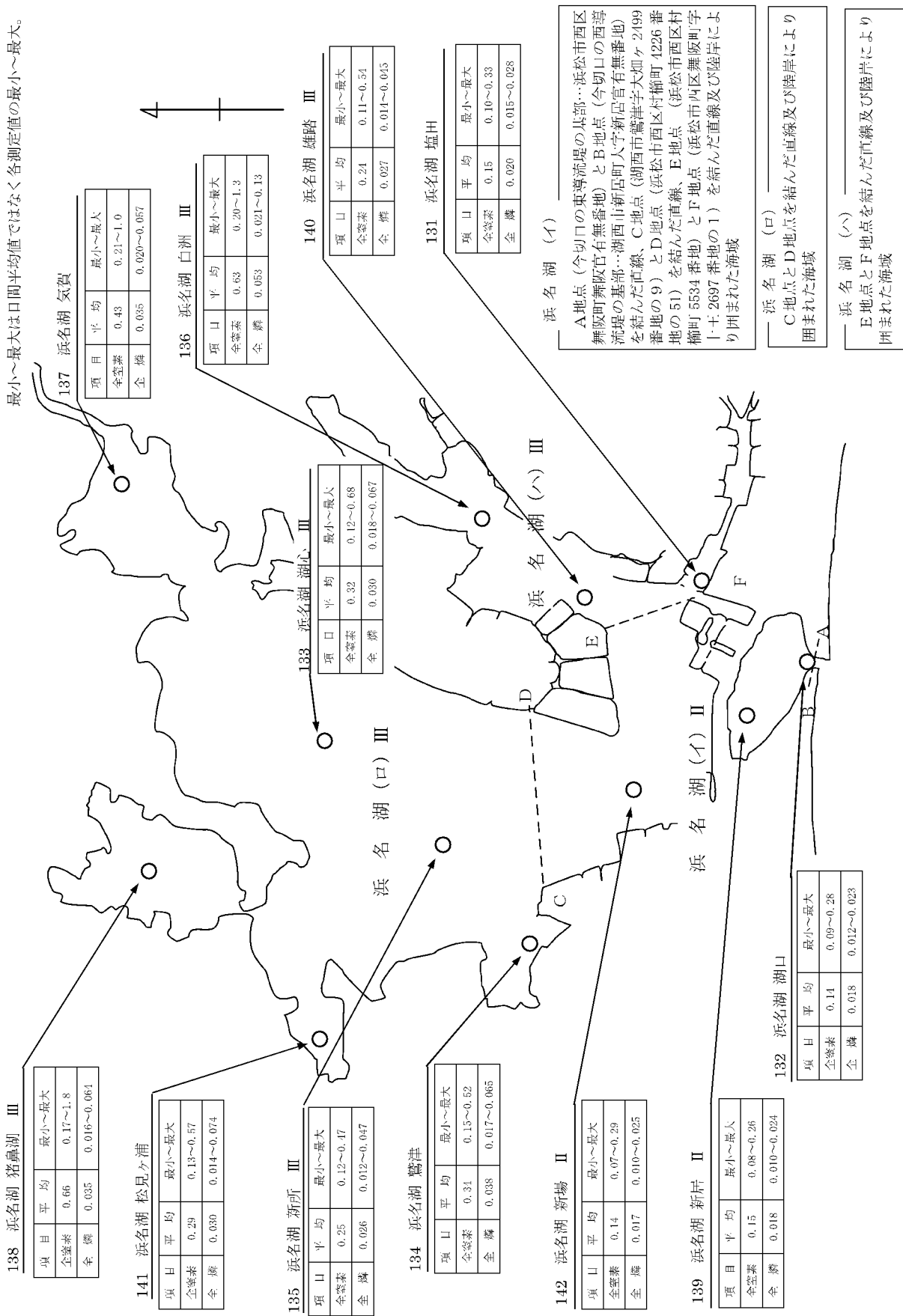
浜名湖水域 (海域) pH、DO、COD、大腸菌数



浜名湖水域（海域）全窒素、全磷

○は、通年調査（毎月実施）を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のⅡ～Ⅲは、環境基準類型を示す。
 平均値、最小～最大は上層の値。
 最小～最大は日間平均値ではなく各測定値の最小～最大。

浜名湖水域（海域）全窒素、全磷



浜名湖水域（海域）全亜鉛、ニルフェノール、LAS

○は、通年調査（毎月実施）を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右の生物特A～生物特Aは、環境基準類型を示す。
 () 付きの測定地点は補助地点を示す。
 最小～最大は日間平均値ではなく各測定値の最小～最大。

浜名湖水域（海域）全亜鉛、ニルフェノール、LAS、底層溶存酸素量

138 浜名湖 猪鼻湖 生物A

項目	平均	最小～最大
全亜鉛	0.006	0.005～0.007
ニルフェノール	<0.00006	<0.00006～<0.00006
L.A.S	0.0008	<0.0006～0.0009
底層DO	5.8	1.4～10

141 浜名湖 松見ヶ浦 生物A

項目	平均	最小～最大
全亜鉛	0.001	0.001～0.001
ニルフェノール	<0.00006	<0.00006～<0.00006
L.A.S	<0.0006	<0.0006～<0.0006
底層DO	6.6	2.1～9.9

135 浜名湖 新所 生物特A

項目	平均	最小～最大
全亜鉛	0.004	0.004～0.004
ニルフェノール	<0.00006	<0.00006～<0.00006
L.A.S	<0.0006	<0.0006～<0.0006
底層DO	7.8	2.4～10

134 浜名湖 鷺津 生物特A

項目	平均	最小～最大
全亜鉛	0.001	0.003～0.005
ニルフェノール	<0.00006	<0.00006～<0.00006
L.A.S	<0.0006	<0.0006～<0.0006
底層DO	7.4	3.9～10

142 浜名湖 新場 (生物特A)

項目	平均	最小～最大
L.A.S	<0.0006	<0.0006～<0.0006
底層DO	7.7	7.2～8.1

139 浜名湖 新居 生物特A

項目	平均	最小～最大
全亜鉛	0.001	0.001～0.001
ニルフェノール	<0.00006	<0.00006～<0.00006
L.A.S	<0.0006	<0.0006～<0.0006
底層DO	7.7	7.0～8.3

133 浜名湖 湖心 生物A

項目	平均	最小～最大
全亜鉛	0.003	0.002～0.004
ニルフェノール	<0.00006	<0.00006～<0.00006
L.A.S	0.0007	<0.0006～0.0007
底層DO	5.9	1.2～9.7

137 浜名湖 気賀

項目	平均	最小～最大
底層DO	6.0	1.0～9.6

136 浜名湖 白洲 生物特A

項目	平均	最小～最大
全亜鉛	0.005	0.003～0.006
ニルフェノール	<0.00006	<0.00006～<0.00006
L.A.S	0.0008	<0.0006～<0.0010
底層DO	8.0	6.7～9.5

140 浜名湖 雄踏

項目	平均	最小～最大
底層DO	7.4	6.2～8.1

131 浜名湖 塩田 生物特A

項目	平均	最小～最大
全亜鉛	0.007	0.006～0.007
ニルフェノール	<0.00006	<0.00006～<0.00006
L.A.S	0.0009	<0.0006～0.0012
底層DO	7.6	6.2～8.3

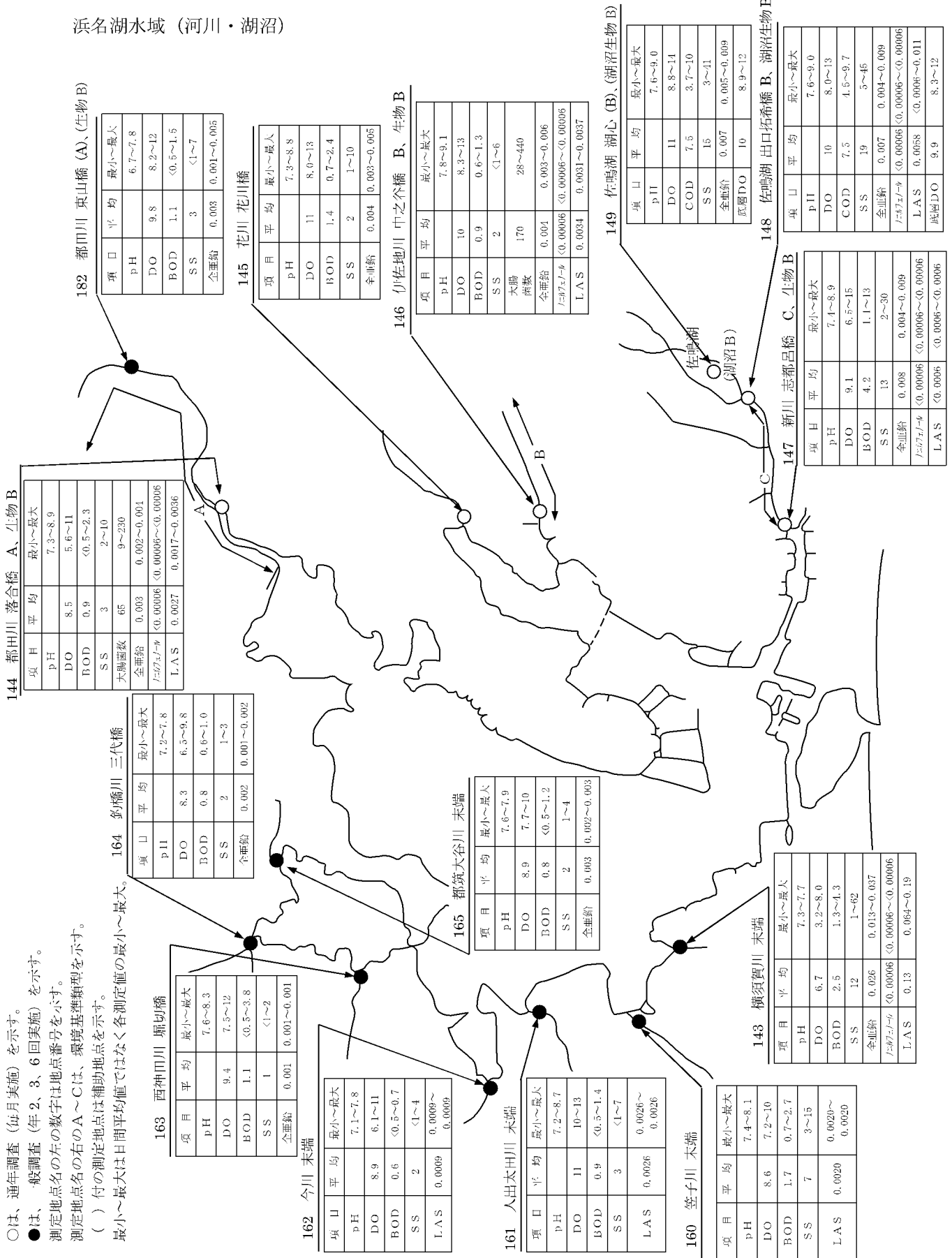
地点名	緯度	経度
塩田	34° 41'	137° 36' 40"
湖心	34° 45'	137° 35' 23"
鷺津	34° 43'	137° 32' 45"
新所	34° 44'	137° 33' 33"
白洲	34° 43'	137° 37' 13"
猪鼻湖	34° 47'	137° 33' 26"
新居	34° 41'	137° 35' 11"
松見ヶ浦	34° 45'	137° 31' 21"
新場	34° 42'	137° 34' 11"

(中央湖地帯)

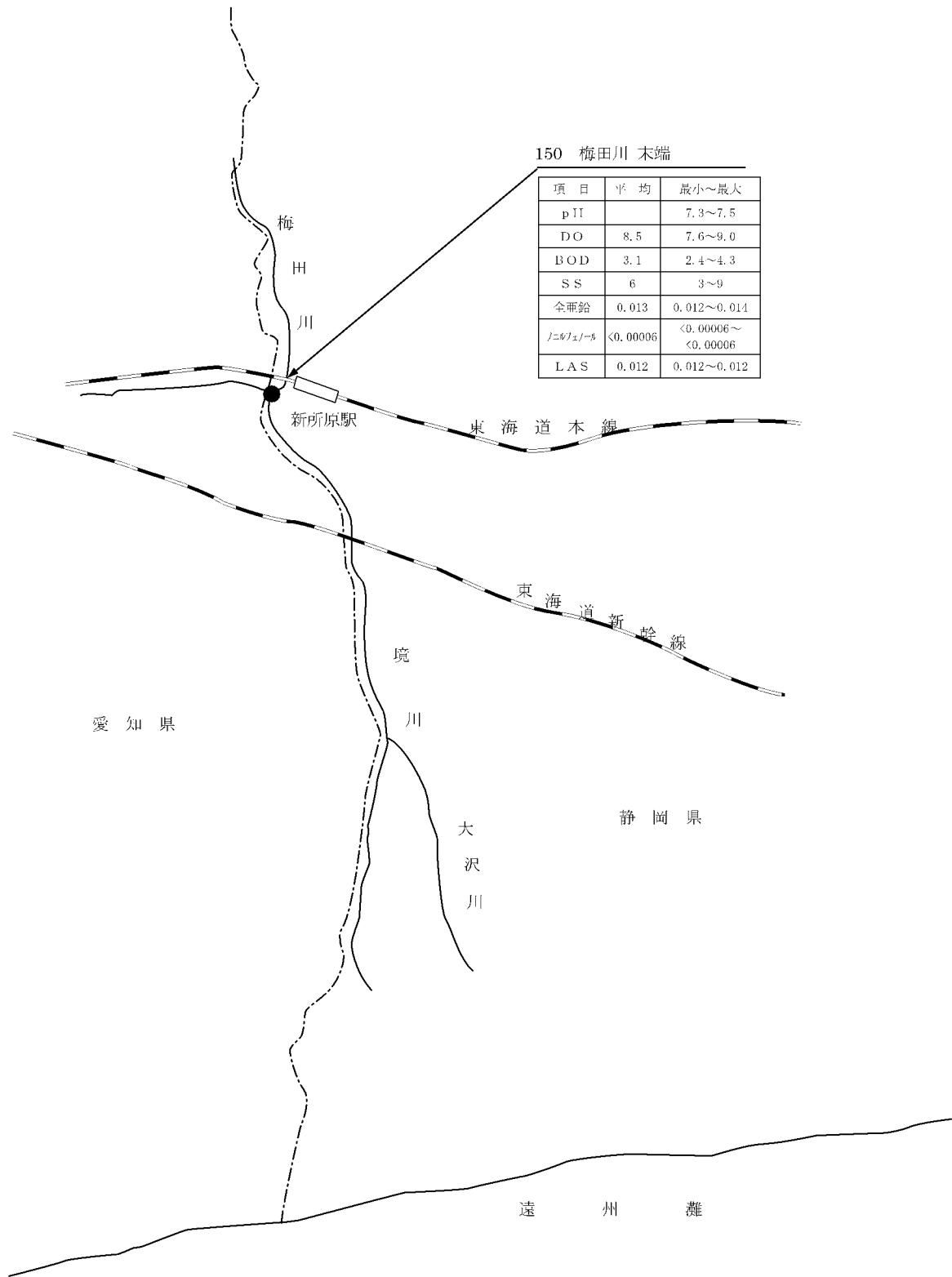
132 浜名湖 湖口

項目	平均	最小～最大
底層DO	7.8	7.4～8.1

浜名湖水域 (河川・湖沼)



(18) 梅田川水域 (河川)



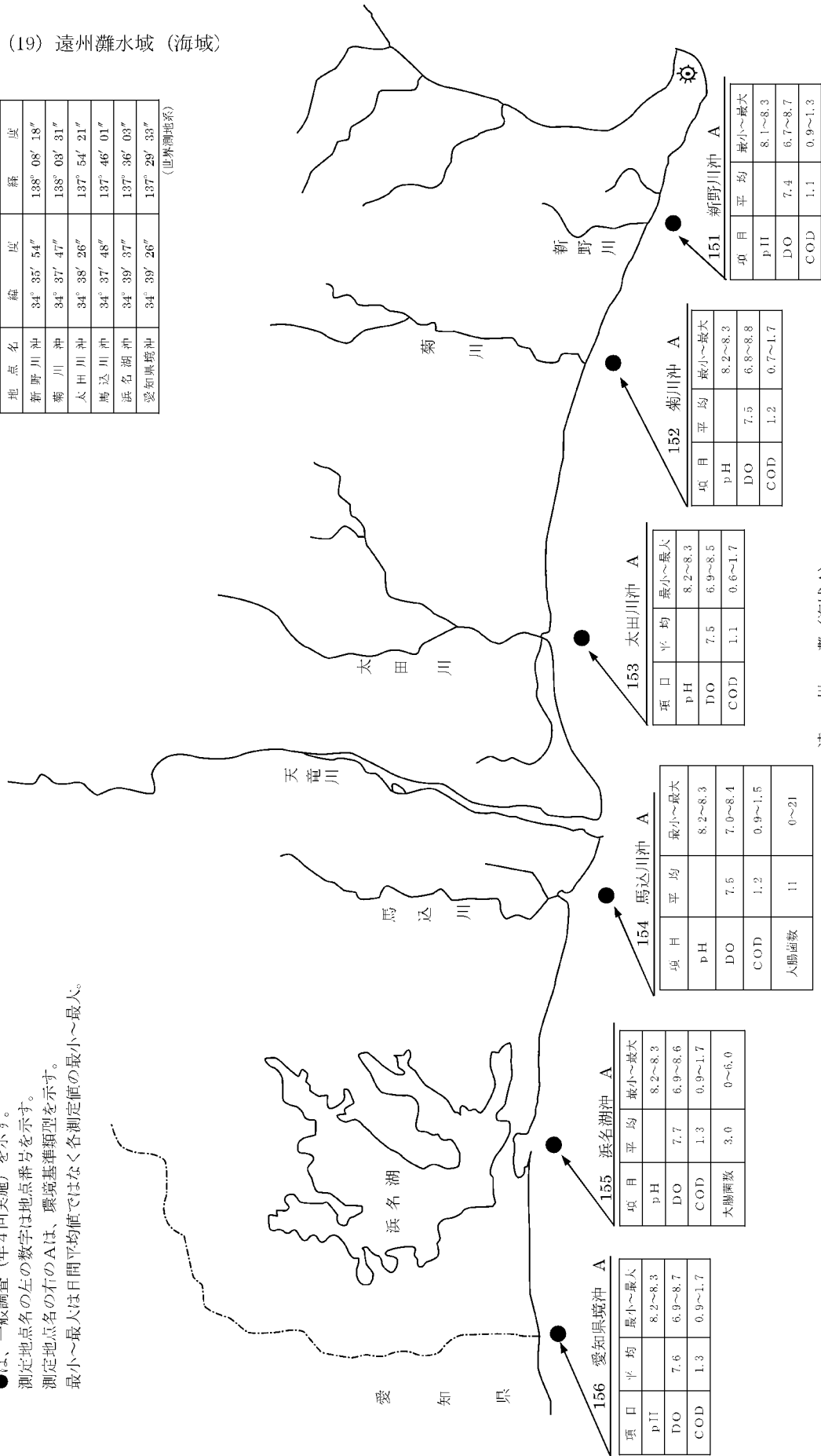
●は、一般調査（年4回実施）を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。

(19) 遠州灘水域 (海域)

地点名	緯度	経度
新野川沖	34° 35' 54"	138° 08' 18"
菊川沖	34° 37' 47"	138° 03' 31"
太田川沖	34° 38' 26"	137° 54' 21"
馬込川沖	34° 37' 48"	137° 46' 01"
浜名湖沖	34° 39' 37"	137° 36' 03"
愛知県境沖	34° 39' 26"	137° 29' 33"

(世界測地系)

●は、一般調査 (年4回実施) を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のAは、環境基準類型を示す。
 最小～最大は日間平均値ではなく各測定値の最小～最大。



遠州灘 (海域A)

156 愛知県境沖 A

項目	平均	最小～最大
pH	7.6	8.2～8.3
DO	1.3	6.9～8.7
COD	1.3	0.9～1.7

155 浜名湖沖 A

項目	平均	最小～最大
pH	7.7	8.2～8.3
DO	1.3	6.9～8.6
COD	1.3	0.9～1.7
大腸菌数	3.0	0～6.0

154 馬込川沖 A

項目	平均	最小～最大
pH	7.5	8.2～8.3
DO	1.2	7.0～8.4
COD	1.2	0.9～1.5
大腸菌数	11	0～21

153 太田川沖 A

項目	平均	最小～最大
pH	7.5	8.2～8.3
DO	1.1	6.9～8.5
COD	1.1	0.6～1.7

152 菊川沖 A

項目	平均	最小～最大
pH	7.5	8.2～8.3
DO	1.2	6.8～8.8
COD	1.2	0.7～1.7

151 新野川沖 A

項目	平均	最小～最大
pH	7.4	8.1～8.3
DO	7.4	6.7～8.7
COD	1.1	0.9～1.3

3 地下水の水質汚濁の状況

(1) 地下水の監視

県、国土交通省、水質汚濁防止法の政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）が、水質汚濁防止法第 16 条に規定する地下水の水質測定計画に基づき（表Ⅳ－10）、環境モニタリング 39 地点（図Ⅳ－2）及び定点モニタリング 39 地区 135 地点（図Ⅳ－3）の計 174 地点において監視した。

なお、環境モニタリングでは、環境基準の項目のうちアルキル水銀を除く 27 項目を測定し、定点モニタリングでは、これまでの測定で環境基準の非達成項目を測定した。

表Ⅳ－10 令和 4 年度地下水質測定実績総括表 () は県実施分

調査区分	採水 地点数	年間採水 延回数	検体数	調査担当機関
環境モニタリング (10 kmメッシュ)	39 (16)	39 (16)	静岡県：432 国交省：26 静岡市：108 浜松市：312 沼津市：104 富士市：52	静岡県、国土交通省、 静岡市、浜松市、 沼津市、富士市
定点モニタリング (39 地区)	135 (72)	135 (72)	静岡県：93 国交省：0 静岡市：21 浜松市：142 沼津市：38 富士市：31	静岡県、静岡市、 浜松市、沼津市、 富士市
計	174 (88)	174 (88)	1359 (525)	-

(注) 環境モニタリング：県下全域を 10km メッシュに分割し、メッシュ内の地点で監視する。
 定点モニタリング：これまでに汚染が判明した地区への対応として定点で継続監視する。

(2) 環境基準

環境基準は表Ⅳ-11 のとおりである。

表Ⅳ-11 地下水の水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月31日現在）

項目	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
カドミウム	0.003以下	0.0003
全シアン	検出されないこと	0.1
鉛	0.01以下	0.005
六価クロム	0.02以下	0.01
砒素	0.01以下	0.005
総水銀	0.0005以下	0.0005
PCB	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	0.002
四塩化炭素	0.002以下	0.0002
クロロエチレン	0.002以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002
チウラム	0.006以下	0.0006
シマジン	0.003以下	0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	0.002
ベンゼン	0.01以下	0.001
セレン	0.01以下	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.02
ふっ素	0.8以下	0.08
ほう素	1以下	0.1
1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005

(注)アルキル水銀は除く。浜松市、沼津市、富士市はPCB測定無し。

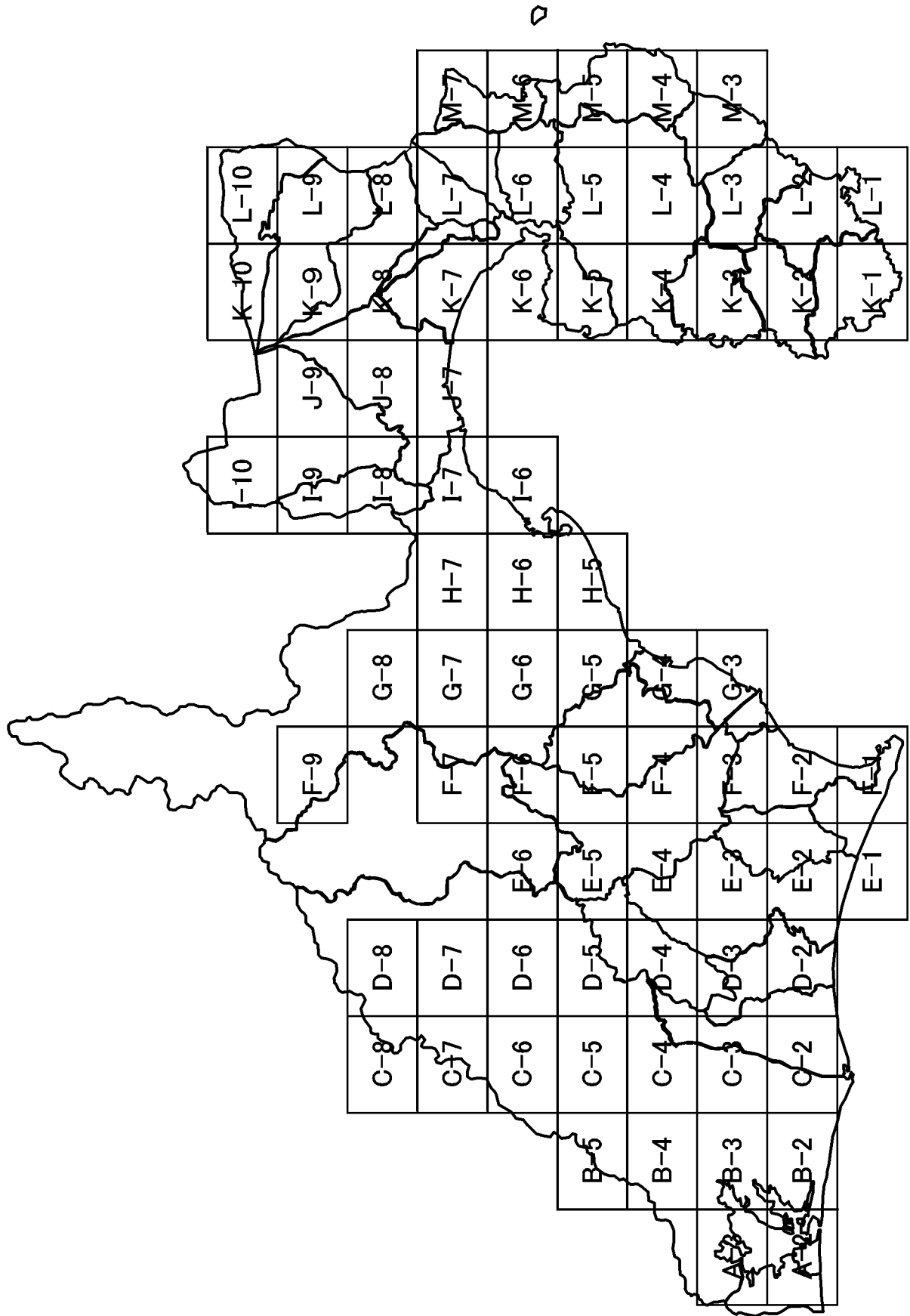
(3) 測定値及び環境基準の達成状況

ア 環境モニタリング

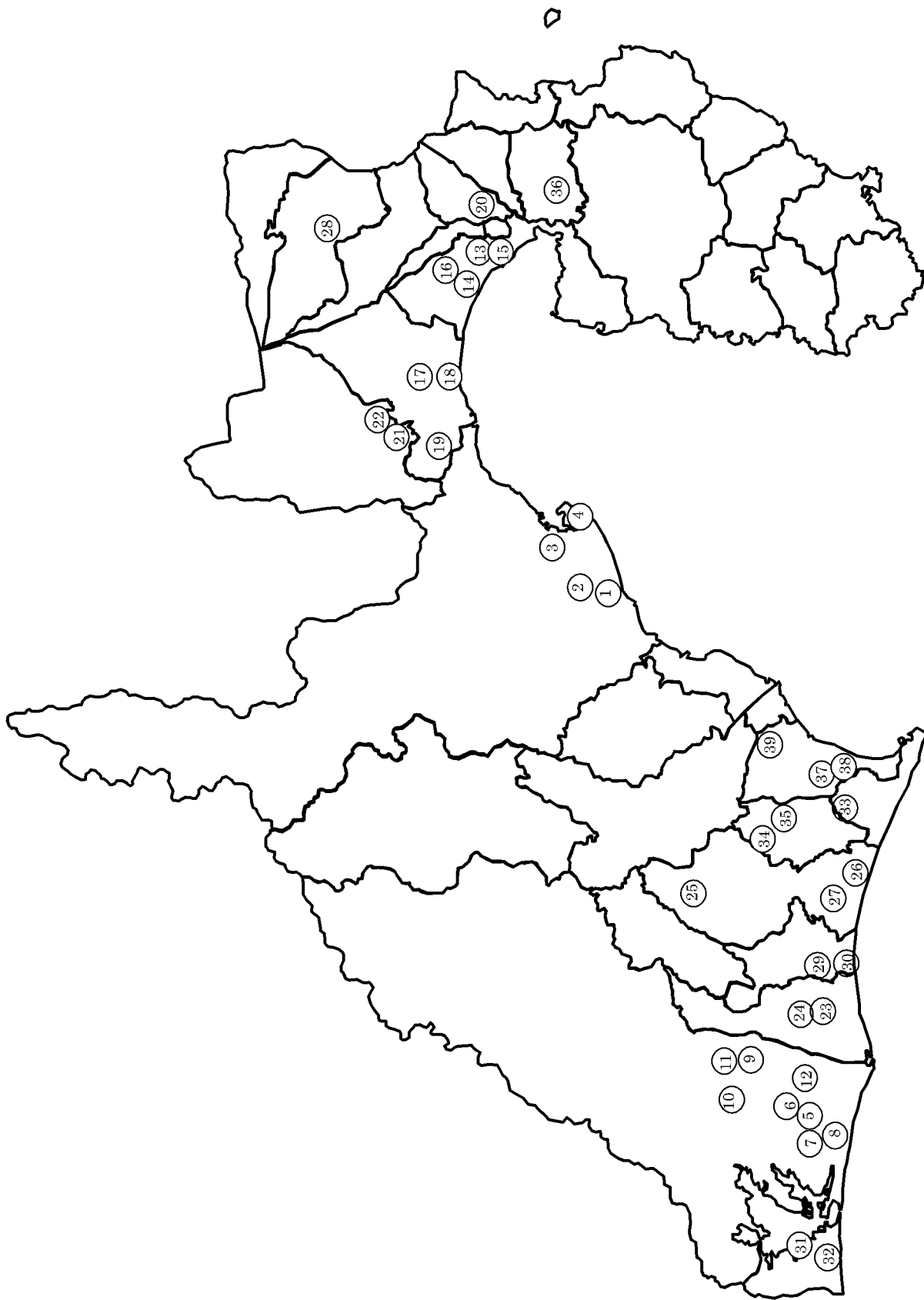
39地点で実施した結果、全ての地点で環境基準を達成した。(表Ⅳ-12)。

イ 定点モニタリング

39地区135地点で実施した結果、表Ⅳ-13のとおり、29地区42地点で環境基準を達成せず、各項目における環境基準を達成しなかった地区数及び地点数は、表Ⅳ-14のとおりであった。また、一時達成中の事例は、令和4年度の定点モニタリング調査実施39地区のうち10地区であった(表Ⅳ-15)。



図IV-2 環境モニタリング区域(10kmメッシュ) (注)マス中の記号-番号は表IV-12における区域番号を表す。



図IV-3 定点モニタリング地区 (注) 丸数字は、表IV-13における地区番号を表す。

表IV-12 令和4年度環境モニタリング調査の測定結果

太枠部分は環境基準を超過していることを示す。

表中の「-」は表IV-11の報告下限値未満であることを示す。

区域 番号	地点名	調査 担当 機関	井戸 区分	環境 基準 川途	調 査 項 目							
					カドミウム	全シアン	鉛	六価 クロム	砒素	総水銀	ジクロロ メタン	四塩 炭素
					0.003以下	0.05以下	0.01以下	0.02以下	0.01以下	0.005以下	0.02以下	0.002以下
A-2	浜松市西区村櫛町	浜松市	不明	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
B-2	浜松市西区大人見町	浜松市	不明	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-
B-2	浜松市南区三島町	浜松市	不明	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
B-3	浜松市中区東区半田町	浜松市	不明	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
B-3	浜松市北区引佐町金指	浜松市	不明	生活川	-	-	-	-	-	-	-	-
C-2	浜松市東区薬師町	浜松市	不明	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-
C-2	浜松市南区東町	国交省	深	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
C-3	浜松市東区豊町	浜松市	不明	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
C-3	浜松市東区大島町	浜松市	不明	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
C-4	浜松市浜北区上島	浜松市	不明	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
D-2	磐田市鎌田	静岡県	浅	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
D-6	浜松市天竜区春野町豊岡	浜松市	不明	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-
D-7	浜松市天竜区水窪町地頭方	浜松市	深	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-
E-8	浜松市天竜区水窪町奥領家	浜松市	浅	水道水源	-	-	-	-	-	-	-	-
E-1	掛川市浜川新山	静岡県	浅	工業用	-	-	-	-	-	-	-	-
E-3	掛川市上西郷	静岡県	浅	飲用	-	-	-	-	-	-	-	-
F-2	牧之原市東萩間	静岡県	不明	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
F-4	高田市伊久美	静岡県	浅	水道水源	-	-	-	-	-	-	-	-
G-3	藤枝市泉町	静岡県	深	水道水源	-	-	-	-	-	-	-	-
G-5	静岡市駿河区丸子新田	静岡市	不明	飲用	-	-	-	-	-	-	-	-
G-5	藤枝市岡部町玉取	静岡県	浅	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-
H-5	静岡市駿河区有明町	静岡市	不明	飲用	-	-	-	-	-	-	-	-
H-6	静岡市清水区鳥坂	静岡市	不明	飲用	-	-	-	-	-	-	-	-
H-7	静岡市清水区西里	静岡市	不明	飲川	-	-	-	-	-	-	-	-
I-9	富士宮市上稲子	静岡県	浅	飲用	-	-	-	-	-	-	-	-
J-7	富士市宮島	富士市	浅	農業	-	-	-	-	-	-	-	-
J-8	富士市厚原	富士市	深	工業用	-	-	-	-	-	-	-	-
J-8	富士宮市大岩	静岡県	湧水	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-

と 測 定 値														単位：mg/L				
クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジメチルベンゼン	PCB
0.002以下	0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	0.05以下	検出値に示す値
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.03	0.10	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.22	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.3	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.97	0.10	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.65	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.13	0.02	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.89	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.4	0.08	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.66	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.6	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.26	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.7	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.22	0.11	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.30	0.10	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.3	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.40	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.63	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.93	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.55	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.91	0.10	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.03	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.8	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.26	-	0.20	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.26	0.39	0.50	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.8	0.10	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.47	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.3	-	-	-	-

区域 番号	地点名	調査 担当 機関	井戸 区分	環境 基準 用途	調 査 項 目							
					カドミウム	全シアン	鉛	六価 クロム	砒素	総水銀	ジクロロ メタン	四塩 炭素
					0.003以下	0.05以下	0.01以下	0.02以下	0.01以下	0.005以下	0.02以下	0.002以下
K-1	南伊豆町妻良字上田面	静岡県	深	水道水源	-	-	-	-	-	-	-	-
K-3	西伊豆町安良里	静岡県	深	水道水源	-	-	-	-	-	-	-	-
K-6	沼津市西浦	沼津市	深	水道水源	-	-	-	-	-	-	-	-
K-6	沼津市東権路	沼津市	浅	事業用	-	-	-	-	-	-	-	-
K-7	沼津市柳沢	沼津市	深	水道水源	-	-	-	-	-	-	-	-
L-2	下田市椎原	静岡県	浅	飲用、生活用	-	-	-	0.01	-	-	-	-
L-4	伊豆市田沢	静岡県	不明	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-
L-6	沼津市大平	沼津市	不明	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-
L-6	清水町徳倉	静岡県	不明	生活用	-	-	-	0.01	-	-	-	-
L-8	御殿場市神山	静岡県	深	工業用、その他	-	-	-	-	-	-	-	-
M-5	伊豆市上白岩	静岡県	不明	飲用	-	-	-	-	-	-	-	-

と 測 定 値

単位：mg/L

クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロベンゼン	チラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	PCB
0.002以下	0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	0.05以下	0.0005以下
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.29	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.39	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.08	-	-	-	/
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.78	-	-	-	/
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	-	-	-	/
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.62	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.6	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.7	-	-	-	/
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.88	0.08	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.78	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.30	-	-	-	-

表IV-13 令和4年度定点モニタリング調査の測定結果

太字部分は環境基準値を超過していることを示す。

表中の「-」は表IV-11の報告下限値未満であることを示す。

地区番号	市町名	地区名	調査担当機関	調査項目	非点源区分	環境用途	調査項目と測定値 (単位: mg/L)													
							全シアン	六価クロム	砒素	揮発性炭素	アモニウム	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	鉛	銅	マンガン
							0.02以下	0.01以下	0.002以下	0.002以下	0.1以下	0.01以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	
1	静岡市	新川	静岡市	トリクロロエチレン アトラククロロエチレン	不明	生活用	深													
							深													
2	静岡市	吉生	静岡市	砒素	深	生活用	深													
							深													
3	静岡市	七ツ新屋	静岡市	トリクロロエチレン アトラククロロエチレン	深	生活用	深													
							深													
1	静岡市	深	静岡市	四酸化砒素 トリクロロエチレン アトラククロロエチレン	深	工業用	深													
							深													
5	浜松市	北部	浜松市	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン アトラククロロエチレン	深	生活用	深													
							深													
6	浜松市	豊田	浜松市	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン アトラククロロエチレン	深	生活用	深													
							深													
7	浜松市	高塚	浜松市	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン アトラククロロエチレン 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 水素、ほう素	深	生活用	深													
							深													
8	浜松市	小沢	浜松市	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	深	生活用	深													
							深													
9	浜松市	小松	浜松市	全シアン 六価クロム クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン アトラククロロエチレン	深	生活用	深													
							深													
10	浜松市	三方原	浜松市	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	深	生活用	深													
							深													
11	浜松市	平口	浜松市	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	深	工業用	深													
							深													
12	浜松市	安	浜松市	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン アトラククロロエチレン 1,1-トリクロロエチレン 1,1,2-トリクロロエチレン	深	生活用	深													
							深													
13	沼津市	大岡	沼津市	1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエチレン トリクロロエチレン アトラククロロエチレン	深	生活用	深													
							深													
14	沼津市	沼津駅周辺	沼津市	1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン アトラククロロエチレン	深	生活用	深													
							深													
15	沼津市	下番貞	沼津市	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	不明	生活用	深													
							深													
16	沼津市	足高	沼津市	1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	深	生活用	深													
							深													
17	富士市	柳島	富士市	1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	深	生活用	深													
							深													
18	富士市	城島	富士市	1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン アトラククロロエチレン	深	生活用	深													
							深													
19	富士市	中之郷	富士市	四酸化砒素 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン アトラククロロエチレン	深	工業用	深													
							深													
20	三島市	中郷	静岡県	六価クロム	深	生活用	深													
							深													

表IV-14 定点モニタリング調査の環境基準非達成地区数及び地点数

項 目	地区数*	地点数*
六価クロム	1	1
砒素	6	7
四塩化炭素	1	1
クロロエチレン	2	2
1,2-ジクロロエチレン	1	2
トリクロロエチレン	6	9
テトラクロロエチレン	7	7
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	16
ふっ素	1	1
計	35	46

*複数項目において環境基準を超過した地区及び地点が存在する。

表IV-15 令和4年度定点モニタリング調査結果の環境基準達成期間の状況

基準達成期間	事例数	県モニタリング地区	政令市モニタリング地区
5年間以上	5地区	牧之原市静波（VOC）5年	静岡市七ツ新屋（VOC）12年 沼津市大岡（VOC）10年 沼津市沼津駅周辺（VOC）9年 浜松市小松（全シアン、六価クロム、VOC）8年
4年間	1地区		浜松市曳馬（VOC）
3年間	1地区	菊川市牛淵・小沢・神尾（窒素*）	
2年間	1地区		沼津市下香貫（窒素*）
1年間	2地区	掛川市国安（砒素）	浜松市子安（VOC）
計	10地区		

*硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

V ダイオキシン類の状況

1 ダイオキシン類の環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第26条の規定に基づき、県内の大気等のダイオキシン類による汚染の状況を監視した。

令和4年度に実施したダイオキシン類環境調査の測定地点数及び測定頻度は表V-1のとおりである。（国土交通省、静岡市、浜松市、沼津市及び富士市分を含む。）

表V-1 ダイオキシン類環境調査の調査結果

区分	測定地点数							測定頻度	基準超過地点数	備考	
	国土交通省	県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	合計				
大気	0	8	6	3	4	3	24	年2回 又は4回	0	大気常時監視測定局等	
水質	河川	7	6	7	3	3	5	31	年1回	0	環境基準点等
	湖沼	0	0	0	1	0	0	1	年1回	0	
	海域	0	1	5	2	1	2	11	年1回	0	環境基準点
	小計	7	7	12	6	4	7	43	—	0	
地下水	0	5	4	2	2	1	14	年1回	0	個人井戸等	
土壌	0	5	4	3	2	1	15	年1回	0	屋外公共施設等	
底質	河川	7	6	7	3	3	3	29	年1回	0	水質（河川）と同地点
	湖沼	0	0	0	1	0	0	1	年1回	0	
	海域	0	1	5	2	1	2	11	年1回	0	水質（海域）と同地点
	小計	7	7	12	6	4	5	41	—	0	
合計	14	32	38	20	16	17	137	—	0		

2 ダイオキシン類に係る環境基準

法第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準が定められている。

表V-2 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準値
大気	年間平均値が 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	年間平均値が 1 pg-TEQ/L以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下

3 環境基準の達成状況

令和4年度に調査した全地点において、環境基準を達成している。

4 ダイオキシン類環境調査結果

(1) 大気

No.	測定地点	測定結果 (年平均値) (pg-TEQ/m ³)	(参考)令和3年度 全国の調査結果の 範囲(pg-TEQ/m ³)	環境基準値 (pg-TEQ/m ³)
1	下田市役所 (静岡県)	0.0081 ^A	0.0022～0.25	0.6以下
2	熱海総合庁舎 (静岡県)	0.0063 ^A		
3	裾野市民文化センター (静岡県)	0.0098 ^A		
4	御殿場消防署 (静岡県)	0.0094 ^A		
5	富士宮市役所 (静岡県)	0.029 ^A		
6	自排藤枝局 (静岡県)	0.0092 ^A		
7	磐田市役所 (静岡県)	0.0078 ^A		
8	湖西市笠子廃棄物処分場 (静岡県)	0.020		
9	静岡市役所静岡庁舎 (静岡市)	0.0099 ^A		
10	静岡市立服織小学校 (静岡市)	0.0057 ^A		
11	静岡市立長田南中学校 (静岡市)	0.0067 ^A		
12	静岡市立清水第七中学校 (静岡市)	0.019 ^A		
13	静岡市立清水三保第一小学校 (静岡市)	0.024 ^A		
14	蒲原 (静岡市)	0.0099 ^A		
15	浜松市立葵が丘小学校 (浜松市)	0.0042 ^A		
16	浜松市立北浜小学校 (浜松市)	0.0046 ^A		
17	浜松市立南陽中学校 (浜松市)	0.0065 ^A		
18	沼津市足高拓南自治会館 (沼津市)	0.0088		
19	沼津市浮島地区センター (沼津市)	0.017		
20	沼津市保健センター (沼津市)	0.011		
21	沼津市立第三中学校 (沼津市)	0.0085		
22	富士市救急医療センター (富士市)	0.023		
23	自排塔の木 (富士市)	0.025		
24	富士市立鷹岡小学校 (富士市)	0.022		

- (注) 1 TEQ (Toxic Equivalents : 毒性等量) : ダイオキシン類は種類が多くそれぞれ毒性が異なるので、最も毒性の強い 2, 3, 7, 8 - TCDDの毒性を1として、他のダイオキシンの毒性の強さを換算して評価するときの単位。
 なお、調査結果は有効数字2桁で表している。
 2 「令和3年度全国の調査結果」とは、環境省が公表した全国の調査結果(地方公共団体実施分も含む)。
 3 測定地点欄の()は、測定機関名。
 4 測定回数は特に記入のないものは年4回、「A」を付記したものは年2回で、調査結果はその平均値。
 * (注) 1～3については、以下の表において同じ。

(2) 水質 (河川)

No.	測定地点	測定結果 (pg-TEQ/L)	(参考) 令和3年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)
1	富士川富士川橋 (国土交通省)	0.070	0.013 ~2.5	1以下
2	狩野川徳倉橋 (国土交通省)	0.14		
3	安倍川安倍川橋 (国土交通省)	0.067		
4	大井川富士見橋 (国土交通省)	0.068		
5	菊川高田橋 (国土交通省)	0.27		
6	天竜川鹿島橋 (国土交通省)	0.072		
7	長島ダム貯水池 (国土交通省)	0.067		
8	仿僧川東橋 (静岡県)	0.14		
9	今之浦川於福橋 (静岡県)	0.31		
10	太田川豊浜橋 (静岡県)	0.062		
11	伊東大川渚橋 (静岡県)	0.085		
12	枋山川一色大橋 (静岡県)	0.032		
13	萩間川港橋 (静岡県)	0.060		
14	巴川巴川橋 (区境巴川橋) (静岡市)	0.23		
15	巴川港橋 (静岡市)	0.092		
16	丸子川べったん橋 (静岡市)	0.023		
17	小坂川 150 号新小坂川橋 (静岡市)	0.027		
18	浜川浜川新橋 (静岡市)	0.033		
19	興津川浦安橋 (静岡市)	0.023		
20	庵原川庵原川橋 (静岡市)	0.030		
21	新川志都呂橋 (浜松市)	0.38		
22	都田川落合橋 (浜松市)	0.14		
23	伊佐地川中之谷橋 (浜松市)	0.089		
24	沼川植田橋 (沼津市)	0.21		
25	沼川沼川橋 (沼津市)	0.063		
26	駒瀬川荒久橋 (沼津市)	0.039		
27	潤井川前田橋 (富士市)	0.031		
28	沼川沼川新橋 (富士市)	0.090		
29	岳南排水路沼川吐口 (富士市)	0.16		
30	岳南排水路 5 号管末端 マンホール (富士市)	0.20		
31	和田川新和田川橋 (富士市)	0.051		

(注) 測定回数は年1回。

(3) 水質 (海域、湖沼)

No.	測定地点	測定結果 (pg-TEQ/L)	(参考) 令和3年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)
1	焼津漁港焼津地区港中央 (静岡県)	0.036	0.012 ~3.1	1以下
2	久能沖 (静岡市)	0.023		
3	高松沖 (静岡市)	0.024		
4	石部沖 (静岡市)	0.023		
5	用宗漁港港中央 (静岡市)	0.029		
6	江尻埠頭沖 (静岡市)	0.026		
7	浜名湖湖心 (浜松市)	0.062		
8	浜名湖猪鼻湖 (浜松市)	0.084		
9	佐鳴湖拓希橋 (浜松市)	0.30		
10	沼津新港前面海域 (沼津市)	0.032		
11	田子の浦港 (C-1) (富士市)	0.041		
12	田子の浦港 (C-2) (富士市)	0.039		

(注) 測定回数は年1回。

(4) 水質 (地下水)

No.	測定地点	測定結果 (pg-TEQ/L)	(参考) 令和3年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)
1	下田市椎原 (静岡県)	0.023	0.00028 ~0.67	1以下
2	伊豆市田沢 (静岡県)	0.022		
3	富士宮市大岩 (静岡県)	0.042		
4	掛川市浜川新田 (静岡県)	0.022		
5	磐田市鎌田 (静岡県)	0.024		
6	静岡市駿河区有明町 (静岡市)	0.023		
7	静岡市駿河区丸子新田 (静岡市)	0.022		
8	静岡市清水区鳥坂 (静岡市)	0.022		
9	静岡市清水区西里 (静岡市)	0.023		
10	浜松市西区大人見町 (浜松市)	0.051		
11	浜松市天竜区水窪町地頭方 (浜松市)	0.056		
12	沼津市石川 (沼津市)	0.022		
13	沼津市西沢田 (沼津市)	0.022		
14	富士市厚原 (富士市)	0.022		

(注) 測定回数は年1回。

(5) 土壤

No.	測定地点	測定結果 (pg-TEQ/g)	(参考)令和3年度 全国の調査結果の 範囲(pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	下田一丁目 (静岡県)	0.45	0.000060~200	1,000以下
2	伊豆市土肥 (静岡県)	0.061		
3	富士宮市外神東町 (静岡県)	0.014		
4	掛川市国安 (静岡県)	0.28		
5	磐田市向笠竹之内 (静岡県)	0.065		
6	静岡市駿河区丸子二丁目 (静岡市)	0.055		
7	静岡市葵区安倍口新田 (静岡市)	0.55		
8	静岡市清水区庵原町 (静岡市)	0.36		
9	静岡市清水区西里 (静岡市)	0.86		
10	浜松市東区安間町 (浜松市)	1.2		
11	浜松市西区大平台三丁目 (浜松市)	0.024		
12	浜松市天竜区山東 (浜松市)	0.63		
13	沼津市西椎路 (沼津市)	0.023		
14	沼津市筒井町 (沼津市)	0.050		
15	富士市鵜無ヶ渚 (富士市)	0.061		

(注) 測定回数は年1回。

(6) 底質 (河川)

No.	測定地点	測定結果 (pg-TEQ/g)	(参考) 令和3年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	富士川富士川橋 (国土交通省)	0.21	0.058~430	150以下
2	狩野川徳倉橋 (国土交通省)	0.47		
3	安倍川安倍川橋 (国土交通省)	0.22		
4	大井川富士見橋 (国土交通省)	0.21		
5	菊川高田橋 (国土交通省)	0.66		
6	天竜川鹿島橋 (国土交通省)	0.21		
7	長島ダム貯水池 (国土交通省)	0.64		
8	仿僧川東橋 (静岡県)	2.3		
9	今之浦川於福橋 (静岡県)	18		
10	太田川豊浜橋 (静岡県)	4.7		
11	伊東大川渚橋 (静岡県)	1.3		
12	枋山川一色大橋 (静岡県)	3.4		
13	萩間川港橋 (静岡県)	2.9		
14	巴川巴川橋 (区境巴川橋) (静岡市)	1.4		
15	巴川港橋 (静岡市)	8.5		
16	丸子川べったん橋 (静岡市)	0.61		
17	小坂川 150 号新小坂川橋 (静岡市)	0.51		
18	浜川浜川新橋 (静岡市)	1.8		
19	興津川浦安橋 (静岡市)	0.088		
20	庵原川庵原川橋 (静岡市)	0.52		
21	新川志都呂橋 (浜松市)	3.8		
22	都田川落合橋 (浜松市)	0.38		
23	伊佐地川中之谷橋 (浜松市)	1.0		
24	沼川植田橋 (沼津市)	12		
25	沼川沼川橋 (沼津市)	12		
26	駒瀬川荒久橋 (沼津市)	4.5		
27	潤井川前田橋 (富士市)	0.17		
28	沼川沼川新橋 (富士市)	1.3		
29	和田川新和田川橋 (富士市)	1.7		

(注) 測定回数は年1回。

(7) 底質 (海域、湖沼)

No.	測定地点	測定結果 (pg-TEQ/g)	(参考) 令和3年度 全国の調査結果の範 囲 (pg-TEQ/g)	環境基準値 (pg-TEQ/g)
1	焼津漁港焼津地区港中央 (静岡県)	83	0.11~100	150以下
2	久能沖 (静岡市)	0.72		
3	高松沖 (静岡市)	0.41		
4	石部沖 (静岡市)	0.97		
5	用宗漁港港中央 (静岡市)	0.84		
6	江尻埠頭沖 (静岡市)	12		
7	浜名湖湖心 (浜松市)	6.1		
8	浜名湖猪鼻湖 (浜松市)	12		
9	佐鳴湖拓希橋 (浜松市)	0.38		
10	沼津新港前面海域 (沼津市)	6.0		
11	田子の浦港 (C-1) (富士市)	7.1		
12	田子の浦港 (C-2) (富士市)	0.96		

(注) 測定回数は年1回。

VI 未規制化学物質等の状況

1 調査概要

内分泌かく乱化学物質については、環境省が魚類への内分泌かく乱作用の疑いがあるとした2物質を調査した。

有機スズ化合物については、過去5年間の調査で環境省が設定した公共用水域の「水質評価の(暫定)目安値」($0.01 \mu\text{g/L}$)を超えたことがある1地点について2物質を調査した。

2 調査物質

内分泌かく乱化学物質 (2物質) 4-*tert*-オクチルフェノール、ビスフェノールA

有機スズ化合物 (2物質) トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物

3 調査地点及び調査対象

内分泌かく乱化学物質は県内5地点(表VI-1)、有機スズ化合物は県内1地点(表VI-2)で水質を調査した。

4 調査結果

(1) 内分泌かく乱化学物質

4-*tert*-オクチルフェノールは全地点において、報告下限値未満であった。

ビスフェノールAは鮎沢川、大井川、天竜川及び萩間川の4地点で報告下限値以上が検出された。萩間川では、 $0.45 \mu\text{g/L}$ と、直近の全国調査(平成28年度)の検出範囲($0.005 \mu\text{g/L}$ 未満~ $0.15 \mu\text{g/L}$)に比べて高い結果となった。

(2) 有機スズ化合物

トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物は、公共用水域における水質評価の目安値以下であった。

表VI-1 令和4年度未規制化学物質調査結果（内分泌かく乱化学物質） 単位：μg/L

地点名	物質名	4-tert-オクチル フェノール	ビスフェノールA
鮎沢川小山新橋		<0.01	0.01
安倍川安倍川橋		<0.01	<0.01
大井川富士見橋		<0.01	0.08
天竜川掛塚橋		<0.01	0.01
萩間川東中歩道橋		<0.01	0.45
	報告下限値	0.01	0.01
	報告下限値以上/検体数	0/5	4/5

表VI-2 令和4年度未規制化学物質調査結果（有機スズ化合物） 単位：μg/L

地点名	物質名	トリブチルスズ化合物	トリフェニルスズ化合物
安良里港		0.007	<0.005
	水質評価の目安値	0.01	0.01
	水質評価の目安値超過/検体数	0/1	0/1

Ⅶ 自動車騒音の状況

1 自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法第18条に基づき、従来から県及び騒音規制法政令市（政令指定都市・中核市・特例市）が実施しているが、平成24年度からは、第2次一括法による法定移譲により、全市で実施している。

平成15年度からは、従来実施してきた騒音の実測による測定点での評価に加え、面的評価（一定の区間ごとに道路沿道（50m以内）に立地する全ての住居等の騒音レベルを推計し、環境基準値を超過する戸数及び割合で評価）を実施している。

令和4年度に実施した調査の状況は、表Ⅶ-1のとおりである。

表Ⅶ-1 評価の実施状況

区分		実施主体		計				
		県	政令指定都市		施行時特例市	その他の市		
			静岡市	浜松市	沼津市	富士市		
面的評価	評価区間延長(km)	202.8	369.6	412.3	121.5	196.2	1,093.2	2,395.6
騒音測定地点における評価	測定地点数	12	15	4	3	8	81	123

2 道路に面する地域の環境基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められた騒音に係る環境基準のうち、道路交通騒音が支配的な音源である地域については、一般地域とは異なる地域区分がされており、それぞれ以下のとおり環境基準が定められている。

表Ⅶ-2-(1) 道路に面する地域における基準値（幹線道路近接空間^(注)を除く。）

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(注) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

表Ⅶ-2-(2) 幹線道路近接空間（幹線交通を担う道路に近接する空間）における基準値

基準値	
昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

(注) 幹線道路近接空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る）及び自動車専用道路のうち、次の範囲をいう。

2車線以下 : 道路端から15メートル

2車線を超える : 道路端から20メートル

(注) 基準値を示す指標は、等価騒音レベル (L_{Aeq} 、単位デシベル(dB)) である。

表VII-2-(3) 地域の区分

地域の類型	該 当 地 域
A	騒音規制法に基づく第1種区域並びに騒音規制法に基づく第2種区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	騒音規制法に基づく第2種区域のうちAの地域の類型を当てはめる地域以外の地域
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

3 自動車騒音の常時監視結果

(1) 面的評価

今回評価の対象とした道路(総延長2,395.6km)に面する地域の住居等(266,754戸)の環境基準達成状況は、昼間(午前6時~午後10時)、夜間(午後10時~午前6時)ともに達成したのは260,040戸(97.5%)であり、昼間のみ達成は2,561戸(1.0%)、夜間のみ達成は1,323戸(0.5%)であった。

表VII-3 自動車騒音の常時監視結果 (面的評価)

No.	評価対象道路	市町	評価 区間 延長 (km)	評価 対象 戸数	達成状況(戸)				達成状況(%)			
					昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過	昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過
1	新東名高速道路	静岡市	13.4	115	115	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
2	新東名高速道路	浜松市	13.1	354	354	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
3	新東名高速道路	沼津市	8.3	1	1	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
4	新東名高速道路	富士宮市	2.9	20	20	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
5	新東名高速道路	島田市	0.3	7	7	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
6	新東名高速道路	富士市	19.0	322	318	1	0	3	98.8	0.3	0.0	0.9
7	新東名高速道路	磐田市	4.1	41	41	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
8	新東名高速道路	掛川市	5.0	26	26	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
9	新東名高速道路	藤枝市	9.7	102	102	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
10	新東名高速道路	御殿場市	1.7	33	15	14	0	4	45.5	42.4	0.0	12.1
11	新東名高速道路	裾野市	1.5	14	14	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
12	新東名高速道路	長泉町	2.1	14	14	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
13	新東名高速道路	森町	6.6	50	50	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
14	新東名高速道路 (連絡道)	浜松市	8.6	20	20	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
15	東名高速道路	静岡市	26.8	4,693	4,651	12	4	26	99.1	0.3	0.1	0.6
16	東名高速道路	浜松市	29.7	2,113	2,050	1	15	47	97.0	0.0	0.7	2.2
17	東名高速道路	沼津市	4.8	56	55	1	0	0	98.2	1.8	0.0	0.0
18	東名高速道路	富士市	18.6	2,235	2,167	5	32	31	97.0	0.2	1.4	1.4
19	東名高速道路	磐田市	6.9	183	183	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
20	東名高速道路	焼津市	11.4	924	923	0	0	1	99.9	0.0	0.0	0.1
21	東名高速道路	掛川市	9.2	768	763	1	0	4	99.3	0.1	0.0	0.5
22	東名高速道路	藤枝市	2.2	86	86	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
23	東名高速道路	御殿場市	11.8	785	770	9	0	6	98.1	1.1	0.0	0.8
24	東名高速道路	袋井市	6.9	294	294	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
25	東名高速道路	裾野市	4.2	393	353	20	0	20	89.8	5.1	0.0	5.1
26	東名高速道路	菊川市	3.2	347	347	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
27	東名高速道路	牧之原市	5.1	97	97	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
28	東名高速道路	長泉町	2.3	10	10	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
29	東名高速道路	小山町	8.2	188	177	9	0	2	94.1	4.8	0.0	1.1
30	東名高速道路	吉田町	2.5	85	85	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0

No.	評価対象道路	市町	評価 区間 延長 (km)	評価 対象 戸数	達成状況 (戸)				達成状況 (%)			
					昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過	昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過
31	一般国道1号	静岡市	57.4	10,404	9,759	214	49	382	93.8	2.1	0.5	3.7
32	一般国道1号	浜松市	6.7	852	851	0	0	1	99.9	0.0	0.0	0.1
33	一般国道1号	沼津市	11.5	1,471	1,240	133	0	98	84.3	9.0	0.0	6.7
34	一般国道1号	三島市	9.8	1,030	934	62	0	34	90.7	6.0	0.0	3.3
35	一般国道1号	富士市	12.1	431	183	91	0	157	42.5	21.1	0.0	36.4
36	一般国道1号	藤枝市	5.6	93	92	1	0	0	98.9	1.1	0.0	0.0
37	一般国道1号	湖西市	6.5	486	486	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
38	一般国道1号	函南町	4.2	2	2	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
39	一般国道1号	清水町	2.1	361	337	24	0	0	93.4	6.6	0.0	0.0
40	一般国道1号	長泉町	0.5	121	121	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
41	一般国道1号(浜松BP)	浜松市	15.3	816	674	120	4	18	82.6	14.7	0.5	2.2
42	一般国道1号(浜名BP)	浜松市	1.7	7	7	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
43	一般国道1号(磐田BP)	磐田市	7.9	584	559	1	0	24	95.7	0.2	0.0	4.1
44	一般国道1号(口坂BP)	掛川市	6.1	26	26	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
45	一般国道1号(掛川BP)	掛川市	7.3	623	620	3	0	0	99.5	0.5	0.0	0.0
46	一般国道1号(島田金谷BP)	島田市	1.3	209	209	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
47	一般国道1号(藤枝BP)	藤枝市	6.0	322	316	6	0	0	98.1	1.9	0.0	0.0
48	一般国道1号(潮見BP)	湖西市	4.8	49	32	15	0	2	65.3	30.6	0.0	4.1
49	一般国道1号(袋井BP)	磐田市	1.3	1	0	0	0	1	0.0	0.0	0.0	100.0
50	一般国道1号(袋井BP)	掛川市	1.9	119	113	6	0	0	95.0	5.0	0.0	0.0
51	一般国道1号(袋井BP)	袋井市	6.6	550	504	31	0	15	91.6	5.6	0.0	2.7
52	一般国道1号(伊豆縦貫道)	沼津市	1.1	12	12	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
53	一般国道1号(伊豆縦貫道)	三島市	9.6	284	279	1	0	4	98.2	0.4	0.0	1.4
54	一般国道1号(伊豆縦貫道)	函南町	2.2	435	435	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
55	一般国道1号(伊豆縦貫道)	長泉町	3.5	190	172	2	0	16	90.5	1.1	0.0	8.4
56	一般国道42号	湖西市	5.3	91	89	1	0	1	97.8	1.1	0.0	1.1
57	一般国道52号	静岡市	15.8	1,282	1,124	70	1	87	87.7	5.5	0.1	6.8
58	一般国道135号	熱海市	15.7	3,223	3,166	0	57	0	98.2	0.0	1.8	0.0
59	一般国道135号	伊東市	33.5	3,147	3,129	0	18	0	99.4	0.0	0.6	0.0
60	一般国道135号	下田市	8.9	422	422	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
61	一般国道135号	東伊豆町	12.3	1,242	1,242	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
62	一般国道135号	河津町	9.4	227	225	0	2	0	99.1	0.0	0.9	0.0
63	一般国道136号	三島市	3.4	419	353	3	0	63	84.2	0.7	0.0	15.0
64	一般国道136号	下田市	5.8	531	531	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
65	一般国道136号	伊豆市	10.7	637	632	0	5	0	99.2	0.0	0.8	0.0
66	一般国道136号	伊豆の国市	13.3	1,473	1,461	0	5	7	99.2	0.0	0.3	0.5
67	一般国道136号	南伊豆町	4.7	227	227	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
68	一般国道136号	松崎町	2.1	169	169	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
69	一般国道136号	西伊豆町	9.5	461	461	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
70	一般国道136号	函南町	3.8	239	215	4	0	20	90.0	1.7	0.0	8.4
71	一般国道138号	御殿場市	5.7	564	564	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
72	一般国道138号	小山町	6.9	70	70	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
73	一般国道138号(東富士五湖道)	小山町	3.5	25	25	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
74	一般国道139号	富士宮市	27.1	848	735	67	0	46	86.7	7.9	0.0	5.4
75	一般国道139号	富士市	5.9	703	675	18	0	10	96.0	2.6	0.0	1.4
76	一般国道139号(西富士道路)	富士宮市	0.7	118	118	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
77	一般国道139号(西富士道路)	富士市	6.1	417	417	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
78	一般国道149号	静岡市	2.7	1,010	892	0	68	50	88.3	0.0	6.7	5.0
79	一般国道150号	静岡市	21.0	1,610	1,578	0	7	25	98.0	0.0	0.4	1.6

No.	評価対象道路	市町	評価 区間 延長 (km)	評価 対象 戸数	達成状況 (戸)				達成状況 (%)			
					昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過	昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過
80	一般国道 150 号	浜松市	9.4	1,321	1,309	8	1	3	99.1	0.6	0.1	0.2
81	一般国道 150 号	磐田市	15.1	795	677	28	0	90	85.2	3.5	0.0	11.3
82	一般国道 150 号	焼津市	15.6	1,392	1,390	0	0	2	99.9	0.0	0.0	0.1
83	一般国道 150 号	掛川市	11.0	113	112	1	0	0	99.1	0.9	0.0	0.0
84	一般国道 150 号	袋井市	5.3	301	286	12	0	3	95.0	4.0	0.0	1.0
85	一般国道 150 号	御前崎市	9.8	167	167	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
86	一般国道 150 号	牧之原市	11.9	526	485	4	5	32	92.2	0.8	1.0	6.1
87	一般国道 150 号	吉田町	5.2	340	340	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
88	一般国道 152 号	浜松市	39.4	4,125	3,964	141	1	19	96.1	3.4	0.0	0.5
89	一般国道 246 号	沼津市	2.7	303	226	27	0	50	74.6	8.9	0.0	16.5
90	一般国道 246 号	御殿場市	13.5	549	318	176	0	55	57.9	32.1	0.0	10.0
91	一般国道 246 号	裾野市	6.9	645	587	39	0	19	91.0	6.0	0.0	2.9
92	一般国道 246 号	長泉町	3.0	357	245	108	0	4	68.6	30.3	0.0	1.1
93	一般国道 246 号	小山町	5.9	180	159	17	0	4	88.3	9.4	0.0	2.2
94	一般国道 257 号	浜松市	29.2	6,808	6,782	16	2	8	99.6	0.2	0.0	0.1
95	一般国道 301 号	湖西市	14.5	1,511	1,478	0	22	11	97.8	0.0	1.5	0.7
96	一般国道 362 号	静岡市	18.0	3,131	3,015	0	114	2	96.3	0.0	3.6	0.1
97	一般国道 362 号	浜松市	27.3	1,412	1,316	0	0	96	93.2	0.0	0.0	6.8
98	一般国道 362 号	川根本町	16.6	469	469	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
99	一般国道 414 号	沼津市	12.3	2,983	2,575	407	0	1	86.3	13.6	0.0	0.0
100	一般国道 414 号	下田市	6.9	657	657	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
101	一般国道 414 号	伊豆市	5.1	326	307	0	19	0	94.2	0.0	5.8	0.0
102	一般国道 414 号	伊豆の国市	5.5	587	587	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
103	一般国道 469 号	富士宮市	4.9	267	267	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
104	一般国道 469 号	富士市	11.1	28	17	9	0	2	60.7	32.1	0.0	7.1
105	一般国道 469 号	御殿場市	5.2	570	475	95	0	0	83.3	16.7	0.0	0.0
106	一般国道 469 号	裾野市	1.9	84	84	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
107	一般国道 473 号	鳥田市	5.0	314	312	0	2	0	99.4	0.0	0.6	0.0
108	一般国道 473 号	菊川市	3.0	44	44	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
109	一般国道 473 号	牧之原市	16.2	531	517	0	14	0	97.4	0.0	2.6	0.0
110	一般国道 473 号 BP	菊川市	2.5	18	18	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
111	県道	静岡市	191.3	38,048	37,646	23	213	166	98.9	0.1	0.6	0.4
112	県道	浜松市	182.6	19,881	19,168	178	319	216	96.4	0.9	1.6	1.1
113	県道	沼津市	80.8	15,127	14,637	136	3	351	96.8	0.9	0.0	2.3
114	県道	熱海市	15.2	3,221	3,208	0	8	5	99.6	0.0	0.2	0.2
115	県道	二島市	26.8	6,643	6,618	2	0	23	99.6	0.0	0.0	0.3
116	県道	富士宮市	46.3	5,467	5,419	12	15	21	99.1	0.2	0.3	0.4
117	県道	伊東市	44.6	3,490	3,426	0	0	64	98.2	0.0	0.0	1.8
118	県道	鳥田市	25.0	3,751	3,735	0	15	1	99.6	0.0	0.4	0.0
119	県道	富士市	117.5	13,255	12,937	42	84	192	97.6	0.3	0.6	1.4
120	県道	磐田市	88.9	7,199	7,145	1	30	23	99.2	0.0	0.4	0.3
121	県道	焼津市	49.9	6,969	6,896	8	58	7	99.0	0.1	0.8	0.1
122	県道	掛川市	83.6	5,212	5,179	0	2	31	99.4	0.0	0.0	0.6
123	県道	藤枝市	35.9	5,336	5,333	1	1	1	99.9	0.0	0.0	0.0
124	県道	御殿場市	20.4	3,338	3,332	3	0	3	99.8	0.1	0.0	0.1
125	県道	袋井市	72.1	5,374	5,369	0	5	0	99.9	0.0	0.1	0.0
126	県道	裾野市	15.2	2,145	2,098	27	14	6	97.8	1.3	0.7	0.3
127	県道	湖西市	28.3	2,027	2,023	0	0	4	99.8	0.0	0.0	0.2
128	県道	伊豆市	10.1	532	532	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
129	県道	御前崎市	5.9	419	419	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
130	県道	御前崎市	5.1	142	142	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
131	県道	菊川市	41.2	3,016	2,956	0	58	2	98.0	0.0	1.9	0.1
132	県道	伊豆の国市	17.3	1,534	1,534	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
133	県道	牧之原市	0.7	74	74	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
134	県道	河津町	5.3	379	377	0	2	0	99.5	0.0	0.5	0.0

No.	評価対象道路	市町	評価 区間 延長 (km)	評価 対象 戸数	達成状況 (戸)				達成状況 (%)			
					昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過	昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過
135	県道	松崎町	9.9	144	144	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
136	県道	函南町	13.9	873	837	0	5	31	95.9	0.0	0.6	3.6
137	県道	清水町	10.5	2,487	2,479	6	0	2	99.7	0.2	0.0	0.1
138	県道	長泉町	5.6	1,695	1,652	36	0	7	97.5	2.1	0.0	0.4
139	県道	小山町	8.5	711	707	1	0	3	99.4	0.1	0.0	0.4
140	県道	古田町	16.6	1,716	1,716	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
141	県道	森町	15.4	706	705	0	1	0	99.9	0.0	0.1	0.0
142	市道	静岡市	23.2	8,681	8,664	2	2	13	99.8	0.0	0.0	0.1
143	市道	浜松市	49.3	11,210	11,118	47	2	43	99.2	0.4	0.0	0.4
144	市道	富士宮市	1.0	102	100	2	0	0	98.0	2.0	0.0	0.0
145	市道	富士市	5.9	656	656	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
146	市道	藤枝市	0.9	217	217	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
147	市道	御殿場市	0.6	147	147	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
148	市道中泉新貝幹線	磐田市	3.9	338	295	0	35	8	87.3	0.0	10.4	2.4
149	焼津駅前原駅	焼津市	3.6	629	624	0	4	1	99.2	0.0	0.6	0.2
計			2395.6	266,754	260,040	2,561	1,323	2,830	97.5	1.0	0.5	1.1

(注) 1 市の地区の評価については各市調べ。

2 評価対象道路同士の交差点では対象住戸が重複するため、全体は重複箇所を除いた数とする。このため道路種別ごとの合計数と全体では差異がある。

(2) 騒音測定地点における測定結果

環境基準の地域類型が当てはめられている地域において、測定地点（123 地点）における測定値と環境基準値を比較した結果、昼間（午前6時～午後10時）、夜間（午後10時～午前6時）ともに測定値が環境基準値を下回った地点は103 地点（83.8%）であり、昼間のみ環境基準値を下回った地点は3 地点（2.4%）、夜間のみ環境基準値を下回った地点は3 地点（2.4%）であった。

なお、この測定値は個別の住居等へ到達する騒音の状況を示したものではないため、環境基準の達成状況を表すものではない。

表VII-4 自動車騒音の常時監視結果（騒音測定地点における評価）

No.	測定地点（住所）	道路名	用途地域	昼間 (基準値 70 dB)	夜間 (基準値 65 dB)
1	静岡市葵区内牧	新東名高速道路	7	55	54
2	静岡市清水区由比	一般国道1号	3	79	77
3	静岡市駿河区丸子	一般国道1号	3	73	73
4	静岡市清水区西久保	一般国道1号（静岡BP）	3	71	70
5	静岡市葵区南沼上	一般国道1号（静岡BP）	3	60	56
6	静岡市葵区北安東	一般国道1号（静岡BP）	3	60	55
7	静岡市葵区千代	一般国道1号（静岡BP）	3	64	60
8	静岡市清水区駒越南町	一般国道150号	7	55	49
9	静岡市葵区井宮町	井川湖御幸線	4	62	54
10	静岡市葵区若松町	駒形井宮線	5	68	60
11	静岡市葵区常磐町	西門町新富町線	4	64	56
12	静岡市葵区大岩	麻機街道線	3	66	59
13	静岡市駿河区中田本町	中野小鹿線	4	69	62
14	静岡市駿河区有明町	東町豊田線	4	67	58
15	静岡市駿河区中田	宝台院下島線	4	68	63

No.	測定地点 (住所)	道路名	用途地域	昼間 (基準値 70 dB)	夜間 (基準値 65 dB)
16	浜松市東区安新町	一般国道1号 (浜松 BP)	5	59	56
17	浜松市北区滝沢町	新東名高速道路	7	53	53
18	浜松市東区原島町	天竜浜松線	3	67	62
19	浜松市東区和田町	中野子安線	5	67	61
20	沼津市花園町	一般国道1号	3	70	69
21	沼津市岡一色	一般国道246号	4	73	70
22	沼津市東権路	三島宮十線	2	68	62
23	熱海市梅園町	熱海函南線	2	69	61
24	熱海市熱海	熱海函南線	2	58	52
25	三島市南町	一般国道1号	7	71	68
26	三島市梅名	一般国道136号	7	75	70
27	三島市大宮町	三島裾野線	4	64	59
28	富士宮市小泉	一般国道139号	4	72	70
29	富士宮市万野原新田	一般国道139号	3	68	65
30	富士宮市宮原	富士宮十宮線	3	68	63
31	富士宮市小泉	富士宮十宮線	5	68	63
32	伊東市八幡野	一般国道135号	7	71	63
33	伊東市宇佐美	伊東大仁線	3	65	57
34	島田市中央町	島田停車場線	3	59	49
35	島田市中溝町	島田岡部線	3	69	64
36	島田市神座	島田川根線	7	71	64
37	島田市細島	島田大井川線	1	67	59
38	富士市宮島	一般国道1号	3	76	74
39	富士市蓼原町	市道田了浦伝法線	4	67	63
40	富士市荒田島町	一般国道139号	3	71	68
41	富士市厚原	一般国道139号 (西富士道路)	3	59	55
42	富士市鈴川本町	古永古原停車場線	5	60	52
43	富士市横割	富士停車場線	4	63	57
44	富士市人山瀬	新東名高速道路	1	58	56
45	富士市伝法	富士宮十宮線	7	69	64
46	磐田市富丘	一般国道1号 (磐田 BP)	7	58	55
47	磐田市見付	磐田袋井線	3	67	61
48	磐田市一言	磐田袋井線	7	71	65
49	磐田市福田中島	一般国道150号	3	72	68
50	磐田市二之宮東	磐田福田線	3	68	60
51	磐田市見付	磐田天竜線	5	68	60
52	磐田市平松	磐田天竜線	7	68	61
53	焼津市上小杉	一般国道150号	7	70	66
54	焼津市大栄町	焼津藤枝線	3	65	58
55	焼津市三ヶ名	上青島焼津線	3	64	56
56	掛川市柳町	掛川川根線	3	64	56
57	掛川市富部	掛川天竜線	3	69	62
58	掛川市本郷	掛川天竜線	7	68	61

No.	測定地点（住所）	道路名	用途地域	昼間 (基準値 70 dB)	夜間 (基準値 65 dB)
59	掛川市上西郷	方の橋藺ヶ谷線	7	65	57
60	藤枝市堀之内	一般国道1号(藤枝BP)	7	58	55
61	藤枝市口沼	藤枝大井川線	3	67	63
62	藤枝市仮宿	焼津森線	5	67	62
63	御殿場市萩原	一般国道138号	3	62	55
64	御殿場市板妻	一般国道469号	7	70	67
65	御殿場市西田中	沼津小山線	7	67	60
66	御殿場市二枚橋	御殿場大井線	3	66	59
67	袋井市久能	東名高速道路	3	55	54
68	袋井市久能	一般国道1号(袋井BP)	3	58	55
69	袋井市松原	一般国道150号	7	71	68
70	袋井市川井	浜北袋井線	5	68	64
71	袋井市小山	東名高速道路	7	56	54
72	袋井市諸井	袋井大須賀線	7	67	61
73	袋井市下山梨	袋井春野線	2	65	59
74	袋井市上山梨	山梨敷地停車場線	2	64	56
75	袋井市上山梨	磐田山梨線	3	61	54
76	袋井市国本	一般国道1号(袋井BP)	7	73	70
77	袋井市延久	浜北袋井線	7	65	58
78	袋井市永楽町	掛川袋井線	3	65	59
79	袋井市永楽町	掛川袋井線	4	61	53
80	袋井市浅岡	磐田掛川線	7	68	60
81	袋井市土橋	一般国道1号(袋井BP)	7	62	56
82	袋井市上山梨	袋井春野線	7	68	62
83	袋井市愛野南	磐田掛川線	1	57	50
84	袋井市岡崎	袋井大須賀線	7	61	53
85	袋井市川井	磐田袋井線	3	67	61
86	袋井市木原	磐田袋井線	7	68	61
87	下田市杣崎	一般国道135号	4	68	61
88	裾野市須山	一般国道469号	7	61	50
89	裾野市須山	一般国道469号	7	63	53
90	裾野市御宿	東名高速道路	7	60	57
91	湖西市新居町浜名	一般国道1号	3	68	61
92	湖西市吉美	一般国道301号	7	69	62
93	湖西市新所原	豊橋湖西線	3	65	60
94	伊豆市青羽根	一般国道136号	7	68	59
95	伊豆市柏久保	伊東修善寺線	3	67	62
96	御前崎市塩原新田	一般国道150号	7	68	63
97	御前崎市池新田	掛川浜岡線	2	63	54
98	御前崎市佐倉	一般国道150号	7	66	60
99	御前崎市池新田	掛川浜岡線	4	59	51
100	御前崎市池新田	相良浜岡線	2	62	55
101	菊川市加茂	掛川浜岡線	3	66	61

No.	測定地点（住所）	道路名	用途地域	昼間 (基準値 70 dB)	夜間 (基準値 65 dB)
102	菊川市下平川	掛川浜岡線	4	68	60
103	菊川市高橋	掛川浜岡線	7	70	63
104	伊豆の国市守木	一般国道 136 号	7	67	61
105	伊豆の国市原木	一般国道 136 号	3	70	65
106	牧之原市静谷	東名高速道路	7	62	58
107	牧之原市東萩間	東名高速道路	7	64	63
108	牧之原市大沢	一般国道 150 号	7	53	48
109	牧之原市細江	焼津榛原線	4	61	52
110	牧之原市細江	一般国道 150 号	4	69	65
111	牧之原市片浜	一般国道 150 号	7	74	68
112	田方郡函南町新田	一般国道 136 号	7	72	68
113	周智郡森町一宮	掛川天竜線	7	68	62
114	周智郡森町森	袋井春野線	3	68	60
115	田方郡函南町日守	原木沼津線	7	68	59
116	田方郡函南町大上肥	熱海函南線	3	69	63
117	周智郡森町飯田	袋井春野線	7	69	63
118	周智郡森町陸奥	新東名高速道路	7	57	58
119	田方郡函南町上沢	清水函南停車場線	7	64	57
120	田方郡函南町日田	一般国道 1 号 (伊豆縦貫道)	3	61	54
121	田方郡函南町桑原	一般国道 1 号	7	63	63
122	田方郡函南町塚本	一般国道 136 号	7	60	55
123	田方郡函南町日守	崙山伊豆長岡修善寺線	7	56	44

(※) 4車線以上の市町村道に該当しないため、表Ⅶ-2-(1)の「A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」の基準（昼間 60dB、夜間 55dB）が適用される。

(注) 1 基準値及び評価値は、等価騒音レベル (L_{Aeq} 、単位デシベル(dB)) である。
2 用途地域とコード番号の対応は、以下のとおり。

コード番号	用途地域
1	第一種・第二種低層住居専用地域
2	第一種・第二種中高層住居専用地域
3	第一種・第二種住居地域、準住居地域
4	近隣商業地域、商業地域
5	準工業地域、工業地域
6	工業専用地域
7	地域の区分が定められていない地域

3 市の地区の測定値については各市調べ。

Ⅷ 航空機騒音の状況

1 航空機騒音の監視

航空機騒音の環境基準の類型を当てはめる地域は、環境基本法第16条第2項に基づき、県知事が定めている。県内では、航空自衛隊静浜基地、浜松基地及び富士山静岡空港の周辺地域において定められており、県及び浜松市が航空機騒音の調査を実施している。

令和4年度に実施した調査の状況は、表Ⅷ－1のとおりである。

表Ⅷ－1 調査の実施状況

項目	飛行場	航空自衛隊 静浜基地	航空自衛隊 浜松基地
調査頻度		2回	2回
調査地点数		2地点	2地点
実施機関		県	浜松市

(注) 測定地点は、各基地について4地点を毎年2地点ずつ交互に調査を実施。

2 航空機騒音の環境基準

航空機騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準であり、以下のとおり定められている。

表Ⅷ－2－(1) 航空機騒音に係る環境基準値

地域の類型	基準値 (L_{den})
I	57以下
II	62以下

(注) L_{den} は平成25年4月1日から施行された新しい評価指標

表Ⅷ－2－(2) 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

地域の類型	該 当 地 域
I	別表に掲げる地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
II	別表に掲げる地域のうちIの地域の類型を当てはめる地域以外の地域（工業専用地域、飛行場内及び空港敷地内を除く。）

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域及び工業専用地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた地域をいう。

別表

1	浜松市、磐田市、袋井市及び湖西市の区域のうち別図1に表示する地域
2	焼津市の区域のうち別図2に表示する地域
3	島田市、牧之原市及び吉田町の区域のうち別図3に表示する地域
備考 この表に掲げる市町の区分は、平成30年8月31日における行政区画によって表示されたものとする。	

別図1、別図2及び別図3（省略）

3 航空機騒音の調査結果

(1) 航空自衛隊静浜基地

静浜基地周辺において測定した結果、2地点全てで環境基準を達成した。

表Ⅷ－3 静浜基地における環境基準の達成状況

調査地点	測定点	地域類型	基準値 (L_{den})	評価値 (L_{den})	達成状況
焼津市藤守	1	Ⅱ	62	42	○
焼津市上新田	1	Ⅱ	62	38	○

(2) 航空自衛隊浜松基地

浜松基地周辺において測定した結果、2地点全てで環境基準を達成した。

表Ⅷ－4 浜松基地における環境基準の達成状況

調査地点	測定点	地域類型	基準値 (L_{den})	評価値 (L_{den})	達成状況
浜松市西区伊左地町	1	Ⅱ	62	62	○
浜松市東区有玉西町	1	Ⅱ	62	62	○

IX 新幹線鉄道騒音の状況

1 新幹線鉄道騒音の監視

新幹線鉄道騒音の環境基準の類型を当てはめる地域は、環境基本法第16条第2項に基づき、県知事が定めている。

県内では、県、静岡市、浜松市及び富士市が、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を確認するために、新幹線鉄道沿線地域において調査を実施している。

令和4年度に実施した調査の実施状況は、表IX-1のとおりである。

表IX-1 調査の実施状況

軌道中心からの距離	測定地点数				
	県	静岡市	浜松市	富士市	合計
25 m	7	11	2	4	24
50 m	7	11	2	4	24

2 新幹線鉄道騒音の環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準であり、以下のとおり定められている。

表IX-2-(1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準値

地域の類型	基準値 (dB)
I	70 以下
II	75 以下

(注) 基準値を示す指標は、列車ごとの最大騒音レベルの平均値 ($L_{A, Smax}$ 、単位デシベル(dB)) である。

表IX-2-(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

地域の類型	該 当 地 域
I	別表に規定する区域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに都市計画区域内の用途地域の定めのない地域
II	別表に規定する区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条の規定により定められた地域をいう。

別表

<p>静岡県内に敷設された新幹線鉄道の軌道の中心線から両側にそれぞれ400メートル以内の区域(富士川、安倍川、大井川及び天竜川の橋りょうに係る部分については別図1から4までに表示する区域とし、トンネル、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条の規定により定められた工業専用地域、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域、地方自治法(昭和22年法律第617号)第252条の19第1項の指定都市市内を含む区域(新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定する地域が2以上の市町の区域となる場合を除く。)及び別図5に表示する区域を除く。)</p>
--

別図1から5まで(省略)

3 新幹線鉄道騒音の調査結果

新幹線鉄道沿線地域において測定した結果、軌道から25 mの調査では24地点のうち17地点(70.8%)、軌道から50 mの調査では24地点のうち22地点(91.7%)で環境基準を達成した。

表IX-3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況

No.	測定地点	地点側の軌道 (上下線別)	類型	基準値 (dB)	軌道から12.5m		軌道から25m		軌道から50m	
					評価値 (dB)	適否	評価値 (dB)	適否	評価値 (dB)	適否
1	三島市加茂川町	下	I	70	—	—	69	○	66	○
2	沼津市西沢田	上	I	70	—	—	69	○	67	○
3	富士市境	下	I	70	—	—	72	×	71	×
4	富士市江尾	下	I	70	—	—	75	×	74	×
5	富士市川尻	上	I	70	—	—	70	○	67	○
6	富士市宮島	上	I	70	—	—	71	×	65	○
7	静岡市駿河区石部	下	I	70	—	—	71	×	66	○
8	静岡市駿河区鎌田	上	I	70	—	—	72	×	69	○
9	静岡市駿河区曲金	下	I	70	—	—	69	○	65	○
10	静岡市駿河区栗原	上	II	75	—	—	73	○	68	○
11	静岡市清水区中之郷	下	I	70	—	—	67	○	67	○
12	静岡市清水区長崎南町	上	I	70	—	—	71	×	68	○
13	静岡市清水区洪川	下	II	75	—	—	71	○	68	○
14	静岡市清水区袖師町	下	I	70	—	—	69	○	63	○
15	静岡市清水区横砂	上	I	70	—	—	70	○	70	○
16	静岡市清水区谷津町	下	I	70	—	—	70	○	65	○
17	静岡市清水区由比阿僧	下	I	70	—	—	69	○	67	○
18	藤枝市高柳	上	II	75	—	—	70	○	65	○
19	藤枝市高洲	下	I	70	—	—	68	○	63	○
20	島田市阪本	下	I	70	—	—	70	○	66	○
21	掛川市長谷	下	II	75	—	—	71	○	68	○
22	磐田市前野	下	I	70	—	—	70	○	68	○
23	浜松市南区鶴見町	下	I	70	—	—	70	○	67	○
24	浜松市西区舞阪町	上	I	70	—	—	72	×	70	○

(注) 基準値及び評価値は、列車ごとの最大騒音レベルの平均値 ($L_{A, Smax}$ 、単位デシベル(dB)) である。

X 新幹線鉄道振動の状況

1 新幹線鉄道振動の監視

振動については環境基準が設定されていないため、環境庁長官は運輸大臣に対し、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年3月12日環大特第32号）により、新幹線鉄道振動の指針値による対策を勧告している。

県内では、県及び浜松市が、新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況を確認するために、新幹線鉄道沿線地域において調査を実施している。

令和4年度に実施した調査の状況は、表X-1のとおりである。

表X-1 調査の実施状況

軌道中心からの距離	測定地点数		
	県	浜松市	合計
25 m	7	2	9
50 m	7	—	7

2 新幹線鉄道振動の指針値

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年3月12日環大特第32号）において、新幹線鉄道振動の指針値として70dBが示されている。

3 新幹線鉄道振動の調査結果

令和4年度調査において、軌道から25 m及び50 mの調査では全ての地点で指針値に適合した。

表X-2 新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況

No.	測定地点	地点側の軌道 (上下線別)	指針値 (dB)	軌道から25m		軌道から50m	
				評価値(dB)	適否	評価値(dB)	適否
1	三島市加茂川町	下	70	58	○	54	○
2	沼津市西沢田	上	70	61	○	65	○
3	藤枝市高柳	上	70	56	○	48	○
4	藤枝市高洲	下	70	56	○	52	○
5	島田市阪本	下	70	58	○	51	○
6	掛川市長谷	下	70	54	○	57	○
7	磐田市前野	下	70	66	○	55	○
8	浜松市南区鶴見町	下	70	56	○	—	—
9	浜松市西区舞阪町	上	70	59	○	—	—

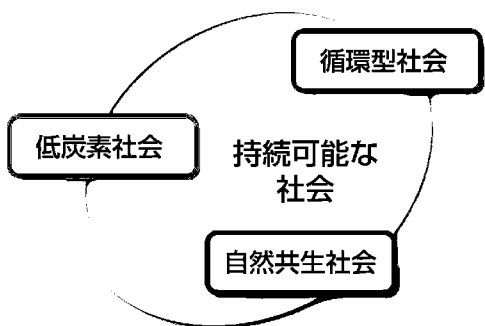
(注) 指針値及び評価値は、列車ごとの最大振動レベルの平均値 (L_{Smax} 、単位デシベル(dB)) である。

令和4年度大気汚染及び水質汚濁等の状況

令和5年8月発行

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
電話番号 054-221-2253 (大気水質班)



環境の理想郷“ふじのくに”の創造